



三島市地域防災計画

令和6年2月
三島市防災会議

<三島市地域防災計画の構成>

三島市地域防災計画

共 通 対 策 編

地 震 対 策 編

風 水 害 対 策 編

火 山 災 害 対 策 編

大 火 災 対 策 編

資 料 編

＜各編の目次＞

1 共通対策編			
第1章	総則	共通	- 1
第2章	災害予防計画	共通	- 11
第3章	災害応急対策計画	共通	- 35
第4章	災害復旧計画	共通	-110
	原子力災害対策計画	共通	-114
2 地震対策編			
第1章	総則	地震	- 1
第2章	平常時対策	地震	- 19
第3章	地震防災施設緊急整備計画	地震	- 31
第4章	南海トラフ地震臨時情報への対応	地震	- 34
第5章	災害応急対策	地震	- 40
第6章	復旧・復興対策	地震	-50
別紙	東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策	地震	- 62
3 風水害対策編			
第1章	総則	風水害	- 1
第2章	災害予防計画	風水害	- 2
第3章	災害応急対策計画	風水害	- 9
4 火山災害対策編			
第1章	総則	火山	- 1
第2章	災害予防計画（平常時対策）	火山	- 10
第3章	災害応急対策計画	火山	- 17
第4章	災害復旧計画	火山	- 27
5 大火災対策編			
I	大火災対策計画及びII 大爆発対策計画	大火災	- 1
I	大火災対策計画		
第1章	総則	大火災	- 2
第2章	火災予防計画	大火災	- 4
第3章	災害応急対策計画	大火災	- 6
第4章	災害復旧計画	大火災	- 7
II	大爆発対策計画		
第1章	総則	大火災	- 8
第2章	災害予防計画	大火災	- 9
第3章	災害応急対策計画	大火災	- 13
第4章	災害復旧計画	大火災	- 15

三島市地域防災計画

共通対策編

令和6年2月

三島市防災会議

共通対策編 目次

【総 則】		ページ	担当班
第1章	総則	1	本部運営班
第1節	防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1	
	1 市・消防本部・県・県警察(三島警察署)	1	
	2 指定地方行政機関	2	
	3 指定公共機関	4	
	4 指定地方公共機関	6	
	5 自衛隊	7	
	6 消防団	7	
	7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	8	
第2節	市の自然条件	8	
	1 位置及び境域	8	
	2 地形と地質の概況	8	
	3 気候	9	
第3節	三島市の社会条件	9	
第4節	予想される災害	9	
【発 災 前】		ページ	担当班
第2章	災害予防計画	11	
第1節	密集市街地開発計画	11	復興計画班
第2節	通信施設整備改良計画	11	
	1 市有無線通信施設の現況	11	本部運営班 消防班 消防団 水道班
	2 通信施設の整備改良計画	11	本部運営班
第3節	資材、機材等の整備及び点検計画	12	本部運営班
第4節	防災知識の普及計画	12	本部運営班 教育班
	1 普及方法	13	
	2 普及すべき内容	13	
	3 市の実施事項	13	
	4 防災関係機関	16	
第5節	住民の避難体制	17	
	1 避難地・避難路の周知啓発	17	本部運営班
	2 避難地・避難路の安全性の向上	17	本部運営班 危険家屋調査班 道路・河川班
	3 避難所の指定、整備	17	本部運営班 要配慮者班
	4 避難地、避難所等の施設管理	19	本部運営班
	5 避難情報と住民がとるべき行動(安全確保措置)の周知・啓発	19	本部運営班
第6節	防災訓練	20	本部運営班
第7節	自主防災組織の育成	21	本部運営班
	1 自主防災組織の概要	21	
	2 推進方法	22	
	3 研修会等の開催	22	
	4 市民の果たすべき役割	22	
	5 地域における自主防災組織の果たすべき役割	23	
	6 市の指導及び助成	24	
	7 自主防災組織と消防団との連携	25	消防団
第8節	事業所等の自主的な防災活動	25	商工班
第9節	地域住民及び事業所による地区内の防災活動の推進	26	本部運営班 商工班
第10節	ボランティア活動に関する計画	27	災害ボランティア班
第11節	要配慮者支援計画	27	要配慮者班
	1 避難行動要支援者名簿の作成等	27	
	2 避難支援の方法	28	
	3 避難支援の推進体制	29	
第12節	救助・救急活動に関する計画	30	消防班
第13節	応急住宅・災害廃棄物処理	31	被災者住宅班 災害廃棄物処理班
第14節	重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画	31	本部運営班 下水道班

第15節 被災者生活再建支援に関する計画	32	本部運営班 罹災証明家屋調査班
第16節 業務継続に関する計画	32	市民相談班 本部運営班
第17節 災害時受援計画	33	本部運営班
第18節 複合災害対策及び連続災害対策	33	本部運営班
第19節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備	33	本部運営班
第20節 災害に強いまちづくり	33	復興計画班 道路・河川班
【発災後】		ページ 担当班
第3章 災害応急対策計画	35	
第1節 総則	35	本部運営班
1 市地域防災計画と県地域防災計画との関係	35	
2 市等の行う措置	35	
3 市地域防災計画と防災業務計画との関係	35	
4 市地域防災計画と業務継続計画(BCP)との関係	35	
5 この地域防災計画を理解し実施するための留意事項	36	
第2節 組織計画	37	
1 災害対策組織	37	本部運営班
2 職員動員及び配備	41	
第3節 動員・応援・受援計画	41	本部運営班 動員対策班
1 動員・応援の実施基準	42	
2 実施方法	42	
第4節 通信情報計画	44	本部運営班
1 市	44	
2 防災関係機関	46	
3 情報の伝達手段	47	
4 異常現象発見の通報	49	
5 災害の被害等の情報の収集及び伝達	49	
第5節 災害広報計画	50	広報班 本部運営班
1 市	50	
2 防災関係機関	51	
3 経費負担区分	51	
4 住民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法	51	
第6節 災害救助法適用計画	52	本部運営班 被災者支援班
1 災害救助法の適用基準	52	
2 被害世帯の算定基準	52	
3 災害救助法の適用手続	53	
4 災害救助法適用外の災害	54	
第7節 避難救出計画	54	
1 避難誘導	54	本部運営班
2 被災者の救助	58	本部運営班
3 避難所の開設・運営等	59	本部運営班
4 災害救助法に基づく実施事項(知事の委任により実施)	62	本部運営班
5 県への要請事項	62	本部運営班
6 県管理施設の利用	63	本部運営班
7 避難行動要支援者への支援	63	要配慮者班
8 広域避難・広域一時滞在	64	本部運営班
第8節 愛玩動物救護計画	65	環境対策班
第9節 帰宅困難者対策	65	滞留旅客支援班 本部運営班
第10節 食料供給計画	66	
1 実施主体と実施内容	66	本部運営班 物資調達班 避難所支援班
2 災害救助法に基づく実施事項(知事の委任により実施)	66	本部運営班
3 交通、通信が途絶して市長が知事に調達要請をできない場合の措置	67	本部運営班
第11節 衣料、生活必需品、その他物資及び燃料供給計画	67	
1 実施主体と実施内容	67	本部運営班 物資調達班 避難所支援班
2 災害救助法に基づく実施事項(知事の委任により実施)	68	本部運営班

第12節	給水計画	68	水道班
	1 実施主体と実施内容	68	
	2 災害救助法に基づく実施事項(知事の委任により実施)	69	
	3 給水実施方法	69	
	4 給水の目標	70	
	5 医療救護施設への給水	70	
第13節	救援物資の受け入れ・供給計画	70	救援物資管理班
	1 救援物資の要請・受付	70	
	2 救援物資の受け入れ・配送等	71	
第14節	被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画	71	被災者住宅班
	1 被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定	72	
	2 災害危険区域の指定	72	
	3 応急住宅の確保	72	
	4 災害救助法に基づく実施事項	73	
	5 要配慮者への配慮	74	
	6 支援員の応急仮設住宅への訪問	74	
	7 住宅の応急復旧活動	74	
	8 非常災害時における特例	74	
第15節	医療・助産計画	74	保健・医療班
	1 基本方針	75	
	2 医療救護の対象者	75	
	3 救護所、救護医院、救護病院及び災害拠点病院	76	
	4 実施主体と実施内容	76	
	5 災害救助法に基づく実施事項(知事の委任により実施)	77	
	6 非常災害時における特例	77	
第16節	防疫計画	78	災害廃棄物処理班
	1 実施主体と実施内容	78	
	2 実施方法	78	
第17節	清掃及び災害廃棄物処理計画	78	
	1 基本方針	79	災害廃棄物処理班 下水道班
	2 し尿処理	79	下水道班
	3 廃棄物(生活系)処理	79	災害廃棄物処理班
	4 死亡獣畜の処理	80	農業班
	5 災害廃棄物処理	80	災害廃棄物処理班
	6 非常災害時における特例	81	
第18節	遺体の捜索及び措置埋葬計画	81	遺体措置班
	1 基本方針	81	
	2 実施主体と実施内容	81	
	3 災害救助法に基づく実施事項(知事の委任により実施)	82	
	4 非常災害時における特例	83	
第19節	障害物除去計画	83	被災者住宅班
	1 災害救助法に基づく実施事項(知事の委任により実施)	83	
	2 実施方法	83	
	3 災害の拡大と二次災害の防止活動	84	
第20節	社会秩序維持計画	84	防犯・交通対策班
第21節	輸送計画	84	
	1 市	85	本部運営班
	2 陸上輸送体制	85	本部運営班 道路・河川班 救援物資管理班
	3 航空輸送体制	85	本部運営班
	4 緊急輸送のための燃料確保対策	86	物資調達班
	5 輸送の調整等	86	本部運営班
	6 防災関係機関の緊急輸送活動	86	本部運営班
	7 災害救助法の規定による輸送の範囲	86	本部運営班
第22節	交通応急対策計画	86	道路・河川班
	1 陸上交通の確保の基本方針	87	
	2 自動車運転者の取るべき措置	87	
	3 道路管理者の実施事項	88	
	4 市長、知事、県公安委員会の実施事項	89	
	5 鉄道事業者の実施事項	90	
	6 有料道路の通行	90	
	7 交通マネジメント	90	

第23節 応急教育計画	90	教育班
1 基本方針	91	
2 計画の作成	91	
3 災害救助法に基づく実施事項(知事の委任により実施)	92	
4 実施方法	92	
第24節 社会福祉計画	93	被災者支援班 保育施設班 要配慮者班
1 基本方針	93	
2 実施事項	93	
第25節 消防計画	94	消防班
第26節 水防計画	95	本部運営班
第27節 応援協力計画	95	本部運営班
1 要請の実施基準	95	
2 実施方法	95	
3 県及び市町村からの応援要請	96	
第28節 ボランティア活動支援計画	96	災害ボランティア班
第29節 自衛隊派遣要請計画	97	本部運営班
1 災害派遣要請の要求の範囲	97	
2 災害派遣要請	98	
3 災害派遣部隊の受入体制	99	
4 災害派遣部隊の撤収要請	99	
5 経費の負担区分	99	
6 その他	100	
第30節 県防災ヘリコプター支援要請計画	100	本部運営班
第31節 電力施設災害応急対策計画	100	本部運営班
第32節 下水道災害応急対策計画	100	下水道班
第33節 突発的災害に係る応急対策計画	100	本部運営班 消防班
1 突発的災害応急体制	100	
2 災害対策本部の設置	101	
3 非常体制	101	
4 災害対策本部の廃止	101	
第34節 市有施設及び設備等の対策計画	108	
1 無線通信施設	108	本部運営班
2 公共施設等	108	道路・河川班 農業班 物資調達班 消防班 水道班 下水道班 公園施設班 保育施設班 体育施設班 教育班 生涯学習班 滞留旅客支援班 下水道班
3 コンピュータ	109	情報システム班
【復旧・復興期】		ページ
第4章 災害復旧計画	110	担当班
第1節 激甚災害の指定	110	本部運営班
第2節 被災者の生活再建支援	110	
1 被災者台帳の活用	110	本部運営班
2 災害弔慰金等の支給	111	被災者支援班
3 被災者の支援	111	被災者支援班 市民相談班 出納班 保険年金班 罹災証明家屋調査班
4 要配慮者の支援	112	要配慮者班
第3節 風評被害の影響の軽減	113	本部運営班 広報班

【原子力災害対策】		ページ	担当班
原子力災害対策計画		114	本部運営班
第1節 総則		114	
1 計画の目的		114	
2 市の原子力災害対策の基本となる計画		114	
3 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲		114	
第2節 原子力事前対策		114	
1 情報の収集・連絡体制の確保		114	
2 住民等への的確な情報伝達活動		114	
3 安定ヨウ素剤		114	
第3節 緊急事態応急対策		114	
1 市民への情報伝達活動		114	
2 屋内退避等の防護措置		115	
3 原子力災害対策重点区域にかかる住民の受入れ		115	

第1章 総 則

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、三島市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、防災基本計画に基づき、三島市の地域に係る防災対策の大綱を定めるものとする。

なお、本計画に基づく施策の推進に当たっては、平成27年（2015年）から令和12年（2030年）までの長期的な開発の指針として定められた「SDGs（持続可能な開発目標）」の観点、特にゴール11「包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する」、また、ゴール13「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」に資することを踏まえながら、取り組んでいくものとする。

三島市地域防災計画は、次の各編から構成する。

1 共通対策編	各編（2～5編）に共通する総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画並びに原子力事故等による災害対策
2 地震対策編	地震による災害対策
3 風水害対策編	風水害による災害対策
4 火山災害対策編	富士山の火山活動による災害対策
5 大火災対策編	大火災（林野火災を含む）、大爆発による災害対策
6 資料編	各編に付属する各種資料

第1節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

災害対策基本法第42条第2項第1号の規定により三島市、富士山南東消防本部（以下「消防本部」という。）及び行政区域内の防災関係機関、三島市の地域を管轄する指定地方行政機関及び防災関係各機関並びに公共団体、その他の防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて、三島市の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれの責務と災害に関し処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 市・消防本部・県・県警察（三島警察署）

機 関 名	処理すべき事務又は業務
市	ア 三島市防災会議に関する事務
	イ 防災に関する組織の整備
	ウ 防災に関する訓練の実施
	エ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検
	オ 防災に関する施設の新設、改良及び復旧
	カ 水防その他の応急措置
	キ 警報の発令、伝達及び避難の指示
	ク 情報の収集、伝達及び被害調査
	ケ 被災者の救難、救助その他保護
	コ 被害を受けた児童及び生徒の応急教育
	サ 清掃、防疫その他保健衛生
	シ 緊急輸送の確保
	ス 災害復旧の実施
	セ その他災害の発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置

消 防 本 部	ア 消防の応急措置
県	ア 静岡県防災会議に関する事務 イ 防災に関する組織の整備 ウ 防災に関する訓練の実施 エ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 オ 防災に関する施設の新設、改良及び復旧 カ 消防、水防その他の応急措置 キ 警報の発令、伝達及び避難の指示 ク 情報の収集、伝達及び被害調査 ケ 被災者の救難、救助その他保護 コ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育 サ 清掃、防疫その他保健衛生 シ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持 ス 緊急輸送の確保 セ 災害復旧の実施 ソ その他災害の発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置 タ 市町及び防災関係機関の災害事務又は業務の実施についての総合調整
三 島 警 察 署	ア 災害時における住民の避難指導、誘導及び救助 イ 犯罪の予防、交通規制、その他災害地における社会秩序の維持

2 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
警察庁関東管区警察局	ア 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること オ 警察通信の確保及び統制に関すること カ 津波・噴火警報等の伝達に関すること
総務省東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること カ 非常通信協議会の運営に関すること
財務省東海財務局（静岡財務事務所）	ア 災害時における財政金融対策及び関係機関との連絡調整に関すること イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
厚生労働省東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整
厚生労働省静岡労働局（三島労働基準監督署）	ア 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指導 イ 事業場等の被災状況の把握 ウ 操業再開時における労働災害防止のための監督指導 エ 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導

<p>農 林 水 産 省 関 東 農 政 局</p>	<p>ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること イ 応急用食料・物資の支援に関すること ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること サ 被害農業者に対する金融対策に関すること</p>
<p>農 林 水 産 省 関 東 農 政 局 静 岡 県 拠 点</p>	<p>食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握</p>
<p>林 野 庁 関 東 森 林 管 理 局</p>	<p>ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関すること イ 民有林直轄治山事業等の実施に関すること ウ 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること</p>
<p>経 済 産 業 省 関 東 経 済 産 業 局</p>	<p>ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること ウ 被災中小企業の振興に関すること エ 電気の安定供給に関すること オ ガスの安定供給に関すること</p>
<p>経 済 産 業 省 関 東 東 北 産 業 局 保 安 監 督 部</p>	<p>ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること エ ガスの安全確保に関すること</p>
<p>国 土 交 通 省 中 部 地 方 整 備 局 (沼津河川国道事務所)</p>	<p>管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ア 災害予防 (ア) 所管施設の耐震性の確保 (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員（リエゾン）、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 ウ 応急・復旧 (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 (ウ) 所管施設の緊急点検の実施 (エ) 県及び市町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付 （ただし、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等において、災害対策用建設機械等が派遣される場合は、出動及び管理も行う。）</p>

国土交通省 中部運輸局	<p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>イ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。</p> <p>ウ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。</p> <p>エ 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達のあつせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。</p> <p>オ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。</p> <p>カ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。</p> <p>キ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。</p>
国土地理院 中部地方測量部	<p>ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</p> <p>イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。</p> <p>ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。</p> <p>エ 災害復旧・復興に当たっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。</p>
気象庁 東京管区気象台 (静岡地方気象台)	<p>ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。</p> <p>イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。</p> <p>ウ 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市町長から通報された時、気象庁本庁へ報告するとともに適切な措置を行う。</p> <p>エ 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。</p> <p>オ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。</p> <p>カ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</p> <p>キ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</p> <p>ク 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める</p>
環境省 関東地方環境事務所	<p>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</p> <p>イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p> <p>ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</p>
環境省 中部地方環境事務所	<p>廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p>
防衛省 南関東防衛局	<p>ア 所管財産使用に関する連絡調整</p> <p>イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整</p> <p>ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援</p>

3 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
独立行政法人 国立病院機構	ア 所管する病院において、医療救護班の派遣による医療救護を準備又は実施させること

	<p>イ 所管する病院において、可能な範囲で患者を受け入れ、治療にあたらせること</p> <p>ウ ア、イの活動について、必要と認める場合、東海北陸ブロック事務所に医療救護班の活動支援にあたらせること</p>
<p>日本郵便株式会社 東海支社 (三島郵便局)</p>	<p>ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。</p> <p>(ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</p> <p>(イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>(ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除</p> <p>(エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分</p> <p>イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防及び発災時の迅速・適切な対応に努める。</p>
<p>日本銀行 (静岡支店)</p>	<p>ア 通貨の円滑な供給の確保</p> <p>イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保</p> <p>ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置</p> <p>エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</p> <p>オ 各種措置に関する広報</p>
<p>日本赤十字社 静岡県支部 (三島地区会)</p>	<p>ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること</p> <p>イ 血液製剤の確保及び供給のための措置</p> <p>ウ 被災者に対する救援物資の配布</p> <p>エ 義援金の募集</p> <p>オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整</p> <p>カ その他必要な事項</p>
<p>日本放送協会 (静岡放送局)</p>	<p>気象予警報、災害情報その他の有効適切な災害広報</p>
<p>中日本高速道路株式会社</p>	<p>ア 管轄する道路の建設及び維持管理</p> <p>イ 交通状況に関する関係機関との情報連絡</p> <p>ウ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施</p> <p>エ 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力</p>
<p>東海旅客鉄道株式会社 (三島駅) 日本貨物鉄道株式会社</p>	<p>ア 鉄道防災施設の整備</p> <p>イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保</p> <p>ウ 災害時の応急輸送対策</p> <p>エ 災害時における応急救護活動</p> <p>オ 応急復旧用資材等の確保</p> <p>カ 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難、誘導</p> <p>キ 被災施設の調査及び早期復旧</p>
<p>西日本電信電話株式会社 (静岡支店) 株式会社NTTドコモ 東海支社</p>	<p>ア 電気通信施設の防災対策及び復旧対策</p> <p>イ 電気通信の特別取扱い</p> <p>ウ 気象警報の伝達(西日本電信電話株式会社)</p> <p>エ 防災関係機関の重要通信の優先確保</p> <p>オ 被害施設の早期復旧</p> <p>カ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害伝言板、災害用音声お届けサービスの提供</p>
<p>岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ENEOSグローブ株式会社</p>	<p>LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送</p>

ジクシス株式会社	
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	ア 災害対策に必要な物資の輸送確保及び運行 イ 災害時の応急輸送対策
東京電力パワー グリッド株式会社 静岡総支社	ア 電力供給施設の防災対策 イ 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 ウ 災害時における電力供給の確保 エ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用したの広報 オ 被災施設の調査及び復旧
KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブンイレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	ア 市からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

4 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
土地改良区 (中郷用水土地改良区)	ア 土地改良施設の防災計画 イ 農地たん水の防排除活動(用水の緊急遮断) ウ 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧 エ 消防機関が行う消火活動への協力
静岡ガス株式会社 (東部支社)	ア ガス供給施設の防災対策 イ 二次災害の発生防止のための緊急遮断 ウ 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限 エ 必要に応じて代替燃料の供給 オ 災害応急復旧の早期実施
一般社団法人静岡県LP ガス協会(三島地区会)	ア ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策 イ 被災施設の調査及び復旧 ウ 需要家へのガス栓の閉止等の広報 エ 必要に応じた代替燃料の供給の協力
伊豆箱根鉄道株式会社	ア 鉄道施設の整備 イ 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保 ウ 災害時の応急輸送対策 エ 被災施設の調査及び復旧
一般社団法人静岡県 トラック協会(東部支部) 一般社団法人	ア 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保 イ 災害時の応急輸送対策

静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	
静岡県道路公社	ア 管轄する道路の建設及び維持管理 イ 交通状況に関する関係防災機関との情報連絡 ウ 緊急輸送路確保のための応急復旧 エ 県公安委員会が行う緊急交通路確保に関する交通規制への協力 オ 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	気象予警報、災害情報その他あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく災害広報
一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人三島市医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 一般社団法人三島市歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 三島市薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県看護協会東部地区支部 公益社団法人静岡県病院協会	ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、三島市薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県看護協会東部地区支部及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。） ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会及び一般社団法人三島市歯科医師会）
一般社団法人静岡県警備業協会	災害時の道路、交差点等での交通整理支援
公益社団法人 静岡県栄養士会	ア 要配慮者等(※)への食料品の供給に関する協力 イ 指定避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業協会 (三島市建設事業協同組合)	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
富士山静岡空港 株式会社	ア 緊急事態を想定した訓練の実施 イ 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置 ウ 空港利用者の避難場所等の確保及び調整 エ 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等 オ 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

(※) 要配慮者…高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティその他の特に配慮を要する者

5 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務
陸上自衛隊東部方面隊 第1師団第34普通科連隊	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動
海上自衛隊 横須賀地方総監部	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動
航空自衛隊 第一航空団	災害時における人命保護のための救援活動

6 消防団

団 体 名	処理すべき事務又は業務
三島市消防団	ア 災害予防、警戒及び災害応急活動 イ 災害時における住民の避難誘導及び救助救出活動 ウ 予警報の伝達 エ その他災害現場の応急作業

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防対策の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、市の行う防災活動に協力するものとする。

機 関 名	処理すべき事務又は業務
三島商工会議所	ア 市が行う商工業関係の被害調査についての協力 イ 災害時における物価安定についての協力 ウ 救済用物資、復旧資機材等の確保についての協力 エ 商業者及び事業者等の相談業務の実施
富士伊豆農業協同組合	ア 農林水産物の被害調査についての協力 イ 災害時における農産物の確保 ウ 農林水産物等の災害応急対策についての指導
三島市建設業関係団体	災害時における応急復旧対策についての協力
三島市自主防災組織	ア 三島市の実施する被害調査、応急対策についての協力 イ 住民に対する情報の連絡、收受 ウ 避難誘導、避難場所の運営に関する協力 エ 被災者に対する応急救護、炊き出し、救助物資等の配分に関する協力
三島函南広域行政組合 (みしま聖苑)	ア 遺体の火葬 イ 防疫その他保健衛生に関する事項 ウ その他市の行う災害応急対策への協力
防 災 上 重 要 な 施 設 の 管 理 者	ア 所管に係る施設についての防火管理 イ 防災に関する保安措置、応急措置の実施 ウ 当該施設に係る災害復旧

第2節 市の自然条件

1 位置及び境域

- 三島市は静岡県東部に位置し、西に沼津市、清水町、長泉町、南に函南町、北に裾野市、東に神奈川県箱根町と接している。

・面積・人口

令和5年12月31日現在

面積	東西	南北	人口	人口密度
62.02km ²	11.107km	13.242km	106,176人	1,712人/km ²

・境域の位置

東端	箱根峠	東経 139° 01'	西端	千貫桶	東経 138° 54'
北端	片平山	北緯 35° 11'	南端	御園	北緯 35° 04'

2 地形と地質の概況

- 三島市は伊豆半島の基部に位置し、東には箱根連山、北には富士山、南には田方平野が広がっている。市中央部より南部（中郷地区）にかけては平野で、市域のおよそ3分の2は、山間丘陵地帯で占められている。
- 主な河川としては、市内中央部を北から南へ流れる四河川と狩野川に合流する大場川とがある。
- 地質については、東部及び北部の箱根山麓地域は火山性の安山岩・ローム火山灰などにより成っており、北部平坦地は火山性熔岩流（玄武岩）である。南部及び市中央部は狩野川沖積層からなる砂泥質の軟弱な地盤となっている。

3 気候

(1991年～2020年の平均)

気候	年間平均 気温	年間平均 降雨日数 (1mm以上)	平均湿度	年間平均 降水量	平均風速
年間を通して おおむね温和	16.3℃	107.9日	70%	1,868.2mm	2.3m/秒

第3節 三島市の社会条件

- 本市は、静岡県東部に位置し、東海道新幹線、東海道本線及び伊豆箱根鉄道の三島駅があり、幹線道路として国道1号及び国道136号が通り、また、東名高速道路及び新東名高速道路と直結する東駿河湾環状道路が平成26年2月に全線供用開始し、富士・箱根・伊豆の玄関口として交通の要所となっている。
- 郊外には、大規模住宅の造成が進んでいるが、依然として市街地に人口が集中しており、道路が狭く災害時の緊急車両の通行に問題があると考えられる。
- また、デジタル技術の発達により、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進とともに、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、あらゆる災害に関する防災教育、訓練、避難の確保等におけるデジタル技術の活用など、効果的・効率的な防災対策を行う必要がある。

第4節 予想される災害

区 分	内 容
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の主要河川は、河川整備を進めているが気候変動により局地的な豪雨が発生しており、洪水による災害の発生リスクが高まっている。 ・災害は予想されない事態によって起こるものであり、流域の開発の進展につれ新しい災害も予想される。 ・季節的には、4月～5月は低気圧の通過に伴い、県の南岸部や伊豆で豪雨となることがある。6月～7月は梅雨前線の活発化により、大雨や局地的豪雨に見舞われることがある。また、8月から10月にかけては台風の接近又は上陸により、暴風雨による災害が発生することがある。
地震	<ul style="list-style-type: none"> ・当市は、過去、昭和5年(1930年)の北伊豆地震により市内全域に大きな被害を受けた。平成23年(2011年)の東日本大震災や静岡県東部(富士宮)の地震及び平成24年(2012年)の山梨県富士五湖の地震などで一部被害が見られた。 ・地震はいつおきるかわからないことから常に注意を払っておく必要がある。 (三島市地域防災計画【地震対策編】参照)
山崩れ等	<p>当市には、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域合わせて119箇所(急傾斜地の崩壊97箇所、土石流22箇所)が指定(いずれも令和4年度末)されており、指定外の区域でも地震ほか大雨(又は豪雨)時に被害をおよぼすものと思われる危険区域があるので、十分な警戒が必要である。</p>
火災	<p>市中心部では古い木造家屋が密集しているうえ進入路が狭く、水利の便が悪いため延焼火災になりやすく、大規模な被害が予想される。</p>
交通災害	<ul style="list-style-type: none"> ・国道1号、136号、東駿河湾環状道路の幹線道路と主要地方道は、交通量が多く、交通災害が多発傾向にある。 ・東海道本線、新幹線、伊豆箱根鉄道の列車事故と併せて十分な対策が必要である。
火山噴火	<ul style="list-style-type: none"> ・火山活動には山頂噴火、割れ目噴火、溶岩の流出、水蒸気爆発、火砕流、泥流など多様な活動形態をとり、その災害形態は多岐にわたる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・本市に影響を及ぼす活火山として、富士山、箱根山が存在するため、その活動の推移には十分注意する必要がある。 ・また、富士山では平成12年(2000年)10月から平成13年(2001年)5月にかけて低周波地震が多発した。噴火の危険性が特に切迫しているわけではないが、富士山噴火を想定した対策が必要である。
<p>複合災害・ 連続災害</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、あるいは結果となって全体としての災害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じることが必要である。 ・過去には、宝永4年(1707年)10月28日に宝永地震(マグニチュード8.6)が発生し、49日後に富士山の宝永噴火が始まった例もあり、海溝型巨大地震の前後に連続して富士山が噴火する場合も想定しておく必要がある。

【発災前】

第2章 災害予防計画

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある時（以下「災害時」という。）における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。

第1節 密集市街地開発計画

災害を防除するためには、恒久的な防火対策の面から都市構造の強化を図る必要がある。中心市街地などには木造家屋が密集しており、敷地内の空地もなく道路も狭いため災害避難に対処しきれない弱点がある。そのため市街地の整備を促進し、都市防災の強化に努める。

第2節 通信施設整備改良計画

災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段確保のため、防災行政無線等の情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築などの防災対策の推進を図るものとする。

1 市有無線通信施設の現況

(令和6年1月1日現在)

種別	周波数	個数	設置所在場所
同時通報用無線 ＜資料編3-5 同報無線屋外受信局一覧表＞	68.895MHz	基地局 1 遠隔制御装置 2 受信施設 174 個別受信機 201	総合防災センター
消防救急デジタル無線	(非公開)	基地局 1 移動局 36	消防本部 消防署 消防団
署活系無線	(非公開)	移動局 35	消防署
行政無線 ＜資料編3-6 防災行政無線一覧表＞	466.65MHz	基地局 1 移動局 144	総合防災センター
IP無線 ＜資料編3-7 IP無線一覧表＞		移動局 37	総合防災センター
簡易無線 ＜資料編3-8 簡易無線一覧表＞		簡易無線局 259	総合防災センター 避難所 関係機関 自主防災組織
水道無線		基地局 1 移動局 14	中央町別館

2 通信施設の整備改良計画

区分	内容
同時通報用無線	同時通報用無線は、大規模災害時において、全住民に直接情報伝達できる手段として重要な役割を担っているが、市内177箇所の屋外受信局は昭和50年、60年代に設置したものが多くあり、老朽化が進んでいることから、これまで随時受信機の修繕等を実施し、常に正常な状態を保つよう適切な維持・管理に努めてき

	た。 しかしながら、アナログ式の受信機や旧式の部品については、調達が困難であることから、デジタル化による同報無線の再整備を推進する。
通信設備の 防災対策	指定公共機関の電気通信事業者は、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動無線機、非常用移動電話局装置及び非常用移動電源車等の配備、安全な設置場所の確保など、多様な手段の確保に努めるものとする。
障害のある方 への情報伝達 体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 市は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。 市は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。

第3節 資材、機材等の整備及び点検計画

市の災害応急対策に必要な資材、機材等を整備する計画を明らかにし、有事に際しその機能を適切に発揮できるようにするため常時これらの点検整備を行うものとする。また、必要に応じて緊急調達できるように入手経路を確立しておくものとする。

区 分	内 容
水 防 資 材	杭木、空俵、縄、鉄線、蛸木、掛矢、担架、ショベル、つるはし、斧、ペンチ、照明具、救命鋼 等
救 助 用 資 材	船艇、担架、ヘルメット、毛布、投光器、拡声器、ロープ、船外機、ゴムボート、救命用胴衣、携帯用無線、医療セット 等
給 水 用 資 材	給水車、給水用トレーラータンク、ろ水機、水槽 等
排土作業用資材	ショベル、ツルハシ、のこぎり、その他
そ の 他	天幕、折りたたみ式寝台、地下足袋、長ぐつ 等

第4節 防災知識の普及計画

- 災害等による被害を最小限にとどめるため、市職員をはじめ、市民及び各組織等を対象に災害等の防災に関する知識と防災対応を啓発指導し、個々の防災力向上を図る。
- 災害対策関係職員及び市民に対する災害予防あるいは災害応急対策等に関する防災知識の普及は、国が決定した国民運動の推進の主旨を踏まえ、おおむね次により行うものとする。

区 分	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> 多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。 防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。 被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、「男女共同参画の視点からの防災手引書」なども活用し、男女共同参画の視点からの防災対策を推進する。 専門家(風水害にあつては気象防災アドバイザー等)の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。
教育機関	防災に関する教育の充実に努める。

1 普及方法

市は、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、防災に関する市民の理解向上に努めるほか、防災知識の普及は次の方法により行う。

区 分	内 容
学校教育、社会教育を通じての普及	災害の種類、原因等についての科学的知識及び災害予防措置、避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育及び社会教育の全体を通じて防災教育の徹底を図る。 また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。
職員及び関係者に対する普及	市職員及び防災関係機関における災害対策関係者へ防災体制、適正な判断力等をあらゆる機会を利用してその徹底を図る。
ラジオ・テレビ・新聞、印刷物等による普及	市民等に対し、その時期に応じてラジオ、FMコミュニティ放送、テレビ、新聞等の広報媒体を通じ、また、広報みしま、啓発チラシ等を作成配布し、防災知識の普及を図る。
講演会等による普及	防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ防災関係者及び住民に対し、防災講演会の開催、防災講座への市職員派遣、啓発用DVDの貸出し等により防災知識の普及を図る。
市ホームページ、県防災アプリ「静岡県防災」による普及	市民等に対し、市ホームページや静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」を通じ、ハザードマップの確認、防災知識の習得や避難トレーニングなど災害から命を守るための知識の普及を図る。

2 普及すべき内容

市は、防災知識の普及に当たっては、周知の徹底を図る必要のある事項を、重点的に普及するものとする。普及事項はおおむね次のとおりである。

普及事項	ア 防災気象に関する知識 イ 防災の一般的知識 ウ 自助・共助の重要性 エ 市地域防災計画の概要 オ 自主防災組織の意義 カ 各地域の災害危険度の試算の内容 キ 災害危険箇所に関する知識 ク 東日本大震災の教訓 ケ 災害時の心得 (ア) 災害情報等の聴取方法 (イ) 停電時の心構え (ウ) 早期避難の重要性、避難行動への負担感・過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識・正常性バイアス等を克服し避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、安全な親戚・知人宅や職場・ホテル・旅館等の避難場所・避難路等の事前確認の徹底 (エ) 食料、飲料水、携帯トイレ等、在宅で生活を継続するための準備 (オ) 避難所の適正な運営 (カ) その他災害の態様に応じ、取るべき手段方法等 (キ) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や企業・学校の計画的な休業・休校等について (ク) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等、生活の再建に資する行動 コ 要配慮者及び男女双方の視点への配慮
------	---

3 市の実施事項

(1) 市職員に対する教育

- 市職員として、行政を進める中で、積極的に地震等の防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど次の事項について、研修会及び訓練を通じて教育を行う。
- 教育に当たっては、大学の防災に関する講座等との連携、専門家(風水害においては気象防災アドバイザー等)の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

教育事項	ア 地震、風水害等に関する基礎知識 イ 南海トラフ地震等の発生に関する知識 ウ 静岡県第4次地震被害想定の内容 エ 静岡県地震対策推進条例に規定する対策 オ 三島市地域防災計画と市が実施している地震対策等の防災対策 カ 地震が発生した場合及び予知された場合の災害応急対策の個別マニュアルに基づく行動 キ 各職員が果たすべき役割(職員の動員体制と任務分担) ク 三島市業務継続計画(BCP)の非常時優先業務の内容 ケ 南海トラフ地震に関連する情報の意義とこれらに基づきとられる措置 コ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置 サ 危機管理指針及び個別危機管理マニュアルの内容 シ 避難所運営の基礎知識と職員の役割 ス 家庭の地震対策と自主防災組織の育成強化対策 セ 過去の主な地震災害の発生状況や被害内容 ソ 地震等の防災対策の課題その他必要な事項
------	--

- カからサについては、年度当初に各所属長が職員に対し、十分に周知・研修をするものとする。
- 各部課長等は、所管事項に関する地震等の防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対する教育を行うものとする。
- 上記のほか、市教育委員会は「静岡県学校安全教育目標(県教育委員会編)」及び「学校の危機管理マニュアル(災害安全)(県教育委員会編)」によって、教育関係職員に対して教育を行うものとする。

(2) 児童・生徒に対する教育

- 市教育委員会は、公立の小中学校及び幼稚園(以下「学校等」という。)に対し、幼児、児童生徒(以下「生徒等」という。)に対する地震等の防災教育の指針を示し、その実施を指導する。
- 住んでいる地域の特徴・災害リスク等について継続的な防災教育に努める。
- 県立学校及び私立学校は「静岡県地域防災計画」に基づき教育を行うものとする。

区 分	内 容
生徒等に対する指 導	<p>自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の実践的な防災対応能力を身につけられるよう、学校等の防災訓練の充実を図る。とりわけ、地震等の災害に対し生徒等が自ら考え行動できるような訓練を実施するものとする。 ・社会に奉仕する精神を培うとともに、防災ボランティアとして活動するための知識や技術を習得するため、学校教育だけでなく地域社会の各種取り組みを活用して、ボランティア活動への参加を促進する。 ・各地域の防災訓練の積極的な参加を促進する。
応 急 救 護 の 技 能 習 得	中学生を中心に応急看護の実践的技能の習得の徹底を図る。

(3) 市民に対する防災思想の普及

- 市は、地震発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。
- 地域での近所づきあいが防災体制強化には欠かすことのできないこと。
- 「自らの命は自ら守る(自助)・自らの地域は皆で守る(共助)」の防災対策の基本的な考えを啓発すること。
- この際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。
- 減災のための対策や災害図上訓練の指導を行う三島市防災指導員、専門的知識を持つ防災士、自主防災組織等の育成を図る。
- 市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努める。
- 11月を「地震防災強化月間」と定め、突然地震が発生した場合の対応及び家庭内対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。
- この場合、三島市防災指導員及び専門的知識を持つふじのくに防災フェローやふじのくに防災士等の活用を図る。また、市は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図る。
- 市は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

区 分	内 容
一般的な啓発	啓発内容 ア 地震、風水害等の防災の基礎的な知識 イ 静岡県第4次地震被害想定の内容 ウ 静岡県地震対策推進条例に規定する対策 エ 突然地震が発生した場合の行動指針等の応急対策 オ 南海トラフ地震に関連する情報の意義とこれらの情報発表時にとるべき行動等の基本的知識 カ 緊急地震速報及び全国瞬時警報システム(J-ALERT)の意義と受信時にとるべき措置 キ 東日本大震災の教訓を踏まえた市民・自主防災組織等にとるべき行動 ク 地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性 ケ 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策 コ 山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識 サ 自主防災本部、一時避難地、避難路、その他避難対策に関する知識 シ 住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防(感震ブレーカー設置)、非常持出品の準備等の平常時の準備 ス 三島市からの情報取得手段 セ 負傷者に対する市民トリアージの実施方法 ソ 各家庭でのトイレ対策 タ 居住用の建物・家財の保険・共済加入等の生活再建に向けた事前の備え チ 消火(特に初期消火の重要性)、救出・救助、応急手当等に関する知識 ツ 避難所運営及び生活に関する知識(特に要配慮者及び女性への配慮するべき事項) テ 要配慮者の避難誘導・救助に関する知識 ト 家族間の災害伝言ダイヤルによる安否確認

		<p>ナ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養について</p> <p>ニ 地域コミュニティ等との連携による森林保全活動の重要性</p> <p>ヌ 地域コミュニティ、文化財愛護団体等との連携による文化財保護活動の重要性</p> <p>ネ 避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において被災者や支援者が性犯罪・性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための、「暴力は許されない」意識の普及・徹底</p>
	手段・方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が見てわかりやすいホームページ、広報みしま、SNS等を活用し、最新の情報を継続して発信する。 ・パンフレット、リーフレットにより、市民の集まる様々な機会を活用し啓発を図る。 ・自主防災組織、学校、市民団体等に対し、三島市防災指導員の協力を得て、地域に即した災害図上訓練を実施する。 ・自主防災組織、市民団体等の主催による防災講演会・研修会に市職員を派遣し、防災意識の向上を図る。 ・総合防災マップ及び防災マップを活用し啓発するとともに、全世帯に対し総合防災マップを配布する。
社会教育を通じての啓発		<ul style="list-style-type: none"> ・市教育委員会は、女性団体、PTA、青少年団体等を対象にした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、市民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚をもち、地域の地震防災に寄与する意識を高める。
	啓発内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に対する一般的な啓発に準ずる。 ・その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。
	手段・方法	<ul style="list-style-type: none"> ・各種講座、学級、教室、集会、大会、研修会等において実施する。
各種団体を通じての啓発		<ul style="list-style-type: none"> ・市は、各種団体に対し、研修会、防災講演会、資料の提供、啓発用DVD等の貸出し等を通じて、防災思想の普及に努める。 ・これによって、それぞれの団体の構成員である民間事務所等の組織内部における防災知識の普及を促進させるものとする。 ・市は、国(総務省)及び県と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。
防災上重要な施設管理者に対する教育		<p>市は、危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画の作成・提出の指導を通じ、南海トラフ地震臨時情報発表時、緊急地震速報を受信した時及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての知識の普及に努める。</p>
相談窓口等		<ul style="list-style-type: none"> ・市は、それぞれの部、課において所管する事項について市民の地震対策の相談に積極的に応じるものとする。
	総括的な事項	危機管理担当課、消防本部
	建物等に関する事項	建築指導担当課

4 防災関係機関

東京電力パワーグリッド(株)、静岡ガス(株)、西日本電信電話(株)、東海旅客鉄道(株)等の防災関係機関は、それぞれ所轄する事務又は業務に関する地震防災応急対策、災害応急対策、利用者等の実施すべき事項等について、広報を行う。

第5節 住民の避難体制

市は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（以下「避難地」という。）及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所」という。）のほか、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知に努める。

1 避難地・避難路の周知啓発

市は住民等に対し、避難地が災害種別に応じて指定されていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難地を避難先として選択すべきであることについて、日頃から周知啓発に努める。

2 避難地・避難路の安全性の向上

市は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努める。また、市は、関係機関と協力し、避難地及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。

区 分	内 容
避 難 地	ア 避難地標識等による住民への周知 イ 周辺の緑化の促進 ウ 複数の進入口の整備
避 難 路	ア 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進 イ 落下・倒壊物対策の推進 ウ 誘導標識、誘導灯の設置 エ 段差解消、誘導ブロックの設置

3 避難所の指定、整備

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる避難所を指定する。避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

区 分	内 容
避 難 所 の 指 定	<p>避難所は、原則、自治会、町内会単位で指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。</p> <p>ア 市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人員等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>イ 市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。</p> <p>ウ 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</p> <p>エ 市は、避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するた</p>

	<p>めに、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、特に、トイレ(衛生)、キッチン(食事)、睡眠(ベッド)に関する環境の向上が重要であることから、これらの環境改善に努める。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。なお、感染症対策について、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテル・旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などの活用を検討し、非接触型の避難所運営に努める。</p> <p>オ 市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。</p>
<p>2 次的 避 難 所 の 整 備</p>	<p>ア 福祉避難所</p> <p>(ア) 市は、一般の避難所では生活することが困難な障害のある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、周知する。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。また、市は、受入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般の避難所で過ごすことに困難を伴うおそれがある障害のある方等の要配慮者が、必要となった際に福祉避難所へ直接避難することを促進するため、個別避難計画の策定に当たり、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整するよう努める。</p> <p>(イ) 市は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所の確保に努める。</p> <p>(ロ) 市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「福祉避難所設置・運営マニュアル」に基づき、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施する。</p> <p>(ハ) 市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知する。</p> <p>(ニ) 市は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、協定等を交わすものとする。特に、医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</p> <p>イ 2 次的避難所</p> <p>(ア) 2 次的避難所は、市の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。</p> <p>(イ) 市は、大規模な災害により多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。</p> <p>(ロ) 市は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2 次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。</p>

4 避難地、避難所等の施設管理

区 分	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・「避難所運営基本マニュアル」に以下の事項を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。 ア 避難所の管理者不在時の開設体制 イ 避難所を管理するための現地配備員の派遣 ウ 災害対策本部との連絡体制 エ 自主防災組織、施設管理者との協力体制 ・市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。 ・避難地の管理条件等については、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（内閣府）を参考とする。
学校、病院等の施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備するものとする。 ・学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるものとする。また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡体制の構築を行う。
不特定多数の者が利用する施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。 ・市は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

5 避難情報と住民がとるべき行動(安全確保措置)の周知・啓発

- 市が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。特に、ハザードマップ等により平素から自宅等の危険の有無を確認すべきこと、市から避難情報が発令されたら直ちに避難行動をとるべきこと、避難情報が出されなくても身の危険を感じたら躊躇なく避難すべきことを強く啓発する。周知啓発に資するため、市は、国が整備する避難所等に関する統一的な地理空間情報の充実に努める。
- 避難情報が発令された場合の避難行動としては、避難地、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（立退き避難・水平避難）を基本とする。ただし、「避難」とは「難」を「避」けることであり、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により「屋内安全確保」を行う。また、避難時の周囲の状況等により、避難地等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行う。
- 住民は避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら氾濫危険情報などの警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。
- 市は、河川氾濫、土砂災害、地震等の災害リスクごとに「いつ」、「どこへ」避難するかをあらかじめ整理し記載する「わたしの避難計画」や「マイ・タイムライン」の作成を推進し、住民の早期避難意識の醸成を図る。
- 市は、新型インフルエンザ等感染症（※）の濃厚接触者及び患者等のうち、宿泊・自宅療養者、高齢者施設での療養者等の被災に備えて、平常時の情報共有や、災害時の避難対応（避難先の

確保、避難方法、避難先での対応等) について、県保健所と連携して対応するよう努めるものとする。

※新型インフルエンザ等感染症：感染症法の類型の一つで、新型インフルエンザや再興型インフルエンザなどがある。なお、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）は令和5年5月8日に5類感染症に移行しているため含まれない。

第6節 防災訓練

市における本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立、市民の防災意識の高揚、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施及び過去の災害対応の教訓の共有を図るため、年間を通じて計画的かつ段階的に実践的な訓練を実施する。

また、市は、防災関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、市が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するとともに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。なお、関係機関間での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。

区 分	内 容																
総合防災訓練等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した場合に、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれらに対処する心構えを養っておかねばならない。 ・特に災害対策基本法の趣旨に基づき総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況に鑑み、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等の協力を得て、おおむね次の事項に重点をおき、総合防災訓練を実施するものとする。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>ア 水防</td> <td>イ 消火</td> <td>ウ 交通規制</td> <td>エ 道路啓開</td> </tr> <tr> <td>オ 救出・救護</td> <td>カ 避難・誘導</td> <td>キ 通信情報連絡</td> <td>ク 救助物資輸送</td> </tr> <tr> <td>ケ 避難所運営</td> <td>コ 給水・炊出し</td> <td>サ 汚物処理</td> <td>シ 応急復旧</td> </tr> <tr> <td>ス 遺体措置</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・総合防災訓練では、要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、その支援体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。 	ア 水防	イ 消火	ウ 交通規制	エ 道路啓開	オ 救出・救護	カ 避難・誘導	キ 通信情報連絡	ク 救助物資輸送	ケ 避難所運営	コ 給水・炊出し	サ 汚物処理	シ 応急復旧	ス 遺体措置			
ア 水防	イ 消火	ウ 交通規制	エ 道路啓開														
オ 救出・救護	カ 避難・誘導	キ 通信情報連絡	ク 救助物資輸送														
ケ 避難所運営	コ 給水・炊出し	サ 汚物処理	シ 応急復旧														
ス 遺体措置																	
防災関係者等の訓練実施	<p>災害対策本部要員をはじめとした防災関係者は、各種防災知識を取得並びに体得し、災害時において速やかに応急措置等の活動ができるように、実際に即した個別訓練及び連携訓練を実施するものとする。</p>																
シェイクアウト訓練の実施	<p>地震の際の安全行動を身につけるため、1分間の安全確保行動を実践する市内一斉のシェイクアウト訓練を実施する。</p>																
救助・救急関係機関の連携	<p>市及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</p>																
非常通信訓練	<p>災害時において市から県災害対策本部東部方面本部並びに関係官公署に対する災害通報及び情報発信が迅速正確に行えるよう、通信訓練を実施する。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。</p>																
防災訓練のための通行の禁止又は制限	<ul style="list-style-type: none"> ・県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。 																

	・その場合、禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した標示を設置することとなっている。
防災訓練実施後の評価等	防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第7節 自主防災組織の育成

地震、風水害等の異常な大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、水防、警察等関係機関の防災活動が地域の住民に十分即応できない事態が予測される。

特に、広域被災が予想される南海トラフ地震等に際しては、このおそれが強く、これに対処するためには、地域住民自らの防災活動（自助・共助）が必要であり、また、この活動は組織的に行われることにより効果的なものになることから自主防災組織を強化する訓練とともに避難所開設訓練を推進していく。

当面、南海トラフ地震等の対策を主眼に地域の実情に応じた自主防災組織の育成を積極的に推進し、あわせて、風水害等に対しても、地域保全のための防災活動を行うものとする。また、地域における住民の多様な視点を反映した防災対策の実施により防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

1 自主防災組織の概要

区 分	内 容
組 織	自治会等を活用し、防災担当役員を設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。また、市は、自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の3割以上の配置など、女性の参画が促進されるよう、自主防災組織への助言・支援等に努める。
編 成	本部組織として【基本的な班編成と役割】のとおり班編成を検討し、各班の班員を決めておく。

【基本的な班編成と役割】

班 名	災害発生時の役割	平常時の役割
会 長（副 会 長）	・自主防災活動の指揮 ・自主防災本部の運営(会長の補佐と代理)	・当組織の代表としての各班の活動の総括(会長の補佐と代理)
防 災 委 員 長 防 災 委 員	・会長の補佐、各班の統括 ・自主防災本部の設置 ・避難行動要支援者名簿、世帯台帳、人材台帳の用意 ・避難所の立上げ	・防災訓練の企画 ・地域の自主防災地図の作成 ・自主防災組織編成表の作成 ・世帯台帳、人材台帳の作成・点検 ・防災資機材の整備計画の作成 ・避難所運営基本マニュアルの周知
情 報・啓 発 班	・地域の被害状況の把握、伝達 ・市災害対策本部からの情報伝達 ・デマ防止 ・避難所運営本部との連絡調整 ・他自主防災組織との連絡調整、連携 ・市災害対策本部への被害報告	・防災知識の普及、啓発 ・自主防災活動の情報収集 ・安否確認(黄色いハンカチ作戦等)の啓発
消 火・生 活 班	・出火場所の確認 ・消火活動人員の割振り、活動指示 ・消防署への連絡 ・炊き出し及び食料の調達 ・飲料水、生活必需品等の調達と配分	・消火器、可搬式消防ポンプの使用方法の指導 ・消火訓練の実施 ・感震ブレーカー設置の周知 ・非常持出品の広報啓発

	・在宅避難者の支援	・炊き出し用具の備蓄
救出・救助班	・要救出者の確認 ・救出人員の割振り、救出指示	・救出用資機材の調達と整備 ・救助技術の習得 ・救出、救助訓練の実施
衛生・救護班	・搬送人員の割振り ・重症者・中等症者の搬送 ・軽症者の応急処置 ・食中毒、伝染病の予防 ・し尿処理対策の実施 ・ごみの収集所の管理	・応急手当や衛生知識の普及 ・トイレ対策の啓発 ・ごみ処理対策の検討
避難誘導班	・避難誘導の指揮 ・安否確認情報の収集 ・安否不明者の取りまとめ ・在宅避難者の把握	・集会所、危険箇所の安全点検 ・避難訓練の実施
要配慮者班	・要配慮者（高齢者、障がい者）の避難誘導 ・要配慮者の安否確認の指揮 ・要配慮者の把握	・避難行動要支援者名簿の作成協力 ・避難支援の個別避難計画の作成
安全点検 ・防犯班	・ブレーカー遮断の実施・ガス等の消し忘れ防止の周知 ・地域内の安全点検 ・盗難等犯罪の防止	・防災倉庫の防災資機材の管理、点検 ・地域内の巡回点検 ・地域の危険物調査 ・防犯訓練の実施

2 推進方法

- 市は、地域住民に対して、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換して地域の实情に応じた組織の育成を指導するとともに、防災資機材等の整備について助成を行う。
- 市は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮してきめ細かく実施するよう指導する。
- 市は、学校と連携して避難所運営の方法を自主防災組織に周知・検討を行う。
- 市は、地域の防災力向上のため、自主防災組織の取組み好事例を紹介する。

3 研修会等の開催

区 分	内 容
自主防災組織説明会	年度当初に全自主防災組織を対象に、防災訓練の事例、防災資機材整備の支援制度、要配慮者の支援の方法、その他必要な情報等の説明を行う。
リーダー研修会	・市は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するため、実践的である災害凶上訓練や避難所開設訓練等の研修会を開催し、自主防災組織のリーダーの養成を図るものとする。 ・その際、女性の参画を促進するとともに、可能な限り現地配備員の参加に努めるものとする。
学校避難所運営会議	避難所となっている学校と連携し、役割分担の確認、避難所運営マニュアル、防災資機材の点検等を行う。その際、可能な限り現地配備員の参加に努めるものとする。
防災講演会	市は、講演会等を開催し、自主防災関係者の地域防災力の向上を図るとともに、自主防災訓練に積極的に関与し、防災教育、情報提供等を行い支援する。

4 市民の果たすべき役割

- 地震の防災に関し、市民が果たすべき役割は極めて大きい。
- 市民は、自分達の安全は、自らの手で守る意欲をもち、平常時から地震発生後に至るまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施し、災害が発生した場合の備えに万全を期する必要がある。

区 分	内 容
平常時からの 実施事項	ア 防災気象に関する知識の吸収 イ 地震防災等に関する知識の吸収 ウ 「自らの命は自ら守る(自助)」という心構えを持つこと エ 家屋の耐震補強 オ 家具の転倒防止その他落下倒壊危険物の対策 カ 就寝時の非常持ち出し品、屋外避難用衣類、運動靴の配備 キ 飲料水、食料、日用品、携帯トイレ、医療品等生活必需品の備蓄（水、食料は最低7日分、うち3日分は調理不要なもの） ク 通信機器の充電装置、バッテリーの準備 ケ 石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火等火災予防措置の実施 コ 電気に起因する火災の発生を抑制するための感震ブレーカー等の設置の実施 サ 地域の危険度の理解 シ 災害時の集合場所及び連絡方法等について家庭での防災の話し合い ス 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の避難地、避難所、避難路、避難方法及び最寄りの医療救護施設の確認 セ 自動車へのこまめな満タン給油 ソ 居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え タ 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動 チ 動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄（少なくとも5日分）
南海トラフ地震 臨時情報発表時 の実施事項	日頃からの地震への備えの再確認の例 ア 避難場所・避難経路の確認 イ 家族との安否確認手段の確認 ウ 家具の固定の確認 エ 非常持出品の確認 など できるだけ安全な防災行動の例 ア 高いところに物を置かない イ 屋内のできるだけ安全な場所で生活 ウ すぐに避難できる準備（非常持出品等） エ 危険なところのできるだけ近づかない など
地震災害発生 後の実施事項	ア 出火予防及び初期消火 イ 地域における相互扶助による被災者の救出活動 ウ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護 エ 自力による生活手段の確保

5 地域における自主防災組織の果たすべき役割

- 地域における防災対策は、自主防災組織の多くの住民が日頃からの近所付き合いを基本とし、連携して実施することが重要である。
- 「自らの地域は皆で守る(共助)」という心構えを持って活動すること。
- 自主防災組織は、市と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲をもって、平常時から次の活動をするものとする。

区 分	内 容
防災知識の学習	<ul style="list-style-type: none"> ・正しい防災知識を一人ひとりが持つよう講演会、研修会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。 ・主な啓発事項は、南海トラフ地震等の知識、南海トラフ地震に関連する情報の意義や内容、平常時における防災対策、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の各班の役割、女性が自主防災組織に参画する重要性等である。

「防災委員」の自主防災組織内の活動	防災委員は住民の防災対策の啓発活動を行うほか、自主防災組織内においても役員として、又は、組織の長の相談役、補佐役として以下の諸活動の企画、実施に参画するものとする。
防災マップの活用	自主防災組織は、地域内の危険区域や自主防災本部、一時避難地、避難所等の施設等を記載した防災マップを研修会、訓練等で周知する。
自主防災マニュアルの周知	自主防災組織ごとに市で作成した平常時及び災害時に地域を守るために必要な行動等を記載した防災マニュアルの周知を図る。
自主防災組織の台帳の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の状況及び南海トラフ地震臨時情報発表時の行動を明らかにしておくため自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。 ・避難行動要支援者名簿の整備に当たっては、民生委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。 ア 世帯台帳（基礎となる個票） イ 避難行動要支援者名簿 ウ 人材台帳 エ 防災資機材の管理台帳 オ 自主防災組織台帳
防災点検の日の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行う。 ・防災資機材の管理台帳を作成し、点検を2ヶ月に1度実施するとともに、自主防災組織区域内の安全点検を実施する「防災点検の日」を設ける。
避難所運営基本マニュアルの周知	避難所運営が円滑に行われるよう地域住民に対し、「避難所運営基本マニュアル」の周知を図る。
地域での安否確認	災害発生時の安否確認を迅速に行うため、「黄色いハンカチ作戦」及びホイッスルによる救助の呼びかけを推進する。
防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応に関する自主防災組織を強化する防災訓練を実施する。この場合、市、消防団と連携を図るものとする。 ・また、避難所ごとに関係する自主防災組織が合同で避難所開設訓練を行う。 ・要配慮者への配慮及び男女共同参画の視点を生かした訓練の実施に努めるものとする。 ・小中学生の参加促進が図られるよう努めるものとする。 ア 情報の収集及び伝達の訓練 イ 出火防止及び初期消火の訓練 ウ 避難訓練 エ 安否確認訓練（黄色いハンカチ作戦の実践） オ 救出及び救護の訓練 カ 炊き出し訓練 キ 簡易トイレ設置訓練 ク 要配慮者の安否確認・避難誘導 ケ 地震体験車 コ 避難所運営に関する訓練
地域内の他組織との連携	地域内の事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

6 市の指導及び助成

区 分	内 容
自主防災組織づくりの推進	市は県東部地域局と連携し、地域住民と地震対策について十分話し合い、共通の目的意識を持ち、最もその地域にあった自主防災組織づくりを推進する。
防災委員制度	自主防災組織は、住民の防災対策の啓発活動を強化するため、防災委員を置

	く。
三島市防災指導員制度	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、自主防災組織の活性化を図るため、三島市防災指導員を選任・育成する。 ・市は、県と連携して、災害図上訓練をはじめとする研修を実施するほか必要な情報の提供を行い、三島市防災指導員の能力向上を図る。 ・三島市防災指導員は、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成等による地域防災力の強化と底上げを図るため、次の各号に掲げる活動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 地域での防災意識の向上の啓発 イ 防災訓練実施の指導 ウ 自主防災組織のリーダー育成 エ 災害図上訓練等の指導 オ 防災講演会の講師 カ 避難所開設方法の指導
自主防災に関する意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織の機能を向上させるためリーダーの育成や技術力を向上させる実践的な研修会を開催する。 ・その際、女性の参画及び自主防災組織における男女共同参画に関する理解の促進に努めるものとする。
組織活動の促進	<p>市は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実を図る。</p>
コミュニティ防災センターの活用	<p>市は、コミュニティ防災センターを自主防災活動の拠点として次の事項等について活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 平常時は自主防災活動の中心として、防災訓練及び防災知識の普及の拠点、防災資機材の備蓄場所とする。 イ 南海トラフ地震臨時情報発表時は、必要に応じて自主防災組織の地震防災応急対策の活動拠点とするとともに、避難を必要とする者を受入れる施設とする。 ウ 地震発生後は、緊急避難するための施設として活用するほか、自主防災活動等の拠点とする。
自主防災組織への助成	<p>市は、自主防災組織活動に必要な防災用資機材及び倉庫の整備並びに防災訓練及び研修会の実施を促進するため、必要な助成を行う。</p>
静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」の活用	<p>市は、当該アプリに搭載した機能の活用を検討し、地域防災力の向上に努める。</p>

7 自主防災組織と消防団との連携

- 消防団は地域住民により構成される消防機関であり、自主防災組織の訓練に消防団が参加し、資機材の取扱いの指導や消防団OBが自主防災組織の役員に就任するなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図るものとする。
- 消防団と自主防災組織の連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。
- 市は、女性消防団員の意見を十分に聞く機会をつくるなど自主防災組織での女性の参画の促進に努めるものとする。
- 市は、消防団について、加入促進による人員の確保、車両・資機材の充実や教育・訓練の充実に努めるものとする。

第8節 事業所等の自主的な防災活動

事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所等」という。）は、平常時から次の事項について努めなければならない。

- 従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活

動を行い、被災住民の救出等地域の一員として防災活動に参加すること。

- 自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携を取り、事業所及び関係地域の安全を確保すること。
- 発災後数日間、従業員・利用者等を事業所内に留めておくことができるよう、施設の耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄を実施すること。
- 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業所等は、事業活動に関し、市が実施する防災に関する施策へ協力すること。
- 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずること。

区 分	内 容
平常時からの 防 災 活 動 の 概 要	ア 防災訓練 イ 従業員等の防災教育 ウ 情報の収集、伝達体制の確立 エ 火災その他災害予防対策 オ 避難対策の確立 カ 救出及び応急救護等 キ 飲料水、食料、災害用トイレ、生活必需品等、災害時及び警戒宣言時に必要な物資の確保 ク 施設及び設備の耐震性の確保 ケ 予想災害からの復旧計画策定 コ 各計画の点検・見直し
防 災 力 向 上 の 促 進	<ul style="list-style-type: none"> ・市は事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。 ・市は、物資供給事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結等に努めるものとする。 ・市及び商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。
事 業 継 続 計 画 (B C P) の 取 組	事業所等は、事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

第9節 地域住民及び事業所による地区内の防災活動の推進

市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。

なお、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

<資料編 13-1 地区防災計画策定地区一覧>

第10節 ボランティア活動に関する計画

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社静岡県支部、社会福祉法人三島市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）及び静岡県ボランティア協会、三島市ボランティア連絡協議会等のNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の強化を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その環境整備を図るものとする。

区 分	内 容
ボランティア活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> 市は社会福祉協議会と協力して、発災時に備え、地域のボランティア団体等の組織化を推進し、その連絡会等を通じて防災に関する知識の普及、啓発を図り、災害支援への意識を高める。 市は災害ボランティアセンターの設置予定場所を市地域防災計画に明記するよう努める。
ボランティア支援体制の確保	市は、市災害ボランティアセンターで活用する資機材の整備や初動経費の事前準備に努めるなど、災害ボランティアコーディネーターが活動できる環境を創る。
災害ボランティアセンター運営マニュアルに基づく訓練の実施	市は、社会福祉協議会及び災害ボランティアコーディネーターと連携して、災害ボランティアセンター運営マニュアルの実効性を確保するため、本部の立ち上げ及びボランティアの受け入れの訓練を実施するものとする。

第11節 要配慮者支援計画

要配慮者に対し、その支援する内容に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備する。

1 避難行動要支援者名簿の作成等

区 分	内 容
避難行動要支援者名簿の範囲	<p>避難行動要支援者名簿（以下この節において「名簿」という。）の対象者は、生活の基盤が自宅にある者のうち、自ら避難が困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要し、以下の要件に該当している者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 要介護認定3～5を受けている者 イ 身体障害者手帳1・2級の者 ウ 精神障害保健福祉手帳1・2級の者 エ 療育手帳A判定の者 オ 難病患者 カ 一人暮らし高齢者（80歳以上）、高齢者（80歳以上）のみの世帯の者 キ 上記以外で、自治会が支援が必要であると認めた者
名簿の記載事項	<p>名簿には、次の事項を記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 氏名 イ 生年月日 ウ 性別 エ 住所又は居所 オ 電話番号又はその他の連絡先 カ 避難支援を必要とする理由 キ その他市長が必要と認める事項（避難行動要支援者計画で定める。）
名簿の更新	市は、新たに要介護認定や障害認定を受けた者等のうち避難行動要支援者に該当する者を把握し、また、転居や死亡等の異動による変更等を確認し、名簿を毎年更新するものとする。
名簿のバックアップ	<ul style="list-style-type: none"> 災害規模等によっては、市の機能が著しく低下することを考え、データ管理については、バックアップ体制を築くよう努める。 災害時の停電も考慮し、福祉担当課、危機管理担当課等でそれぞれ紙媒体によ

	り最新の情報を保管するものとする。
情報の適正管理	市は、避難行動要支援者のプライバシーを保護し、また、名簿を活用した避難支援そのものの信頼性を確保するため、避難支援等関係者等に対し、情報の適正管理を依頼するものとする。
名簿の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿を避難支援等関係者等に提供することについて、避難行動要支援者本人の同意が得られた場合には、平常時から次の避難支援等関係者等に提供するものとする。 ・現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者等に対し、必要に応じ提供する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 自主防災組織（関係する避難行動要支援者の名簿情報のみ） イ 民生委員・児童委員（関係する避難行動要支援者の名簿情報のみ） ウ 消防本部（消防団）（必要に応じて） エ 警察（必要に応じて） オ NPO（必要に応じて） カ 社会福祉協議会（必要に応じて） キ その他避難支援等協力団体等（必要に応じて） ・上記により名簿情報の提供を受けた者その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、秘密保持義務が生ずる。市は、名簿の提供に当たり、個人情報に対する配慮が損なわれることのないよう避難支援等関係者等に説明するものとする。

2 避難支援の方法

区 分	内 容
避難行動要支援者の個別避難計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、市地域防災計画に基づき、危機管理担当課や福祉担当課など関係課が連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努める。 ・市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めに基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、県等多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。 ・市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。 ・市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。
避難行動要支援者の避難支援	<ul style="list-style-type: none"> ・個別避難計画に基づく避難支援者は、平常時に定めた避難行動要支援者の避難支援を行う。その際、避難支援者の安全確保を図ることが大前提とするよう十分注意すること。 ・避難支援等関係者は、避難支援ができない場合には、自主防災組織、消防団等に応援を求めるものとする。
避難支援訓練	市は、県と連携し、自主防災組織及び関係団体で避難行動要支援者の避難支援

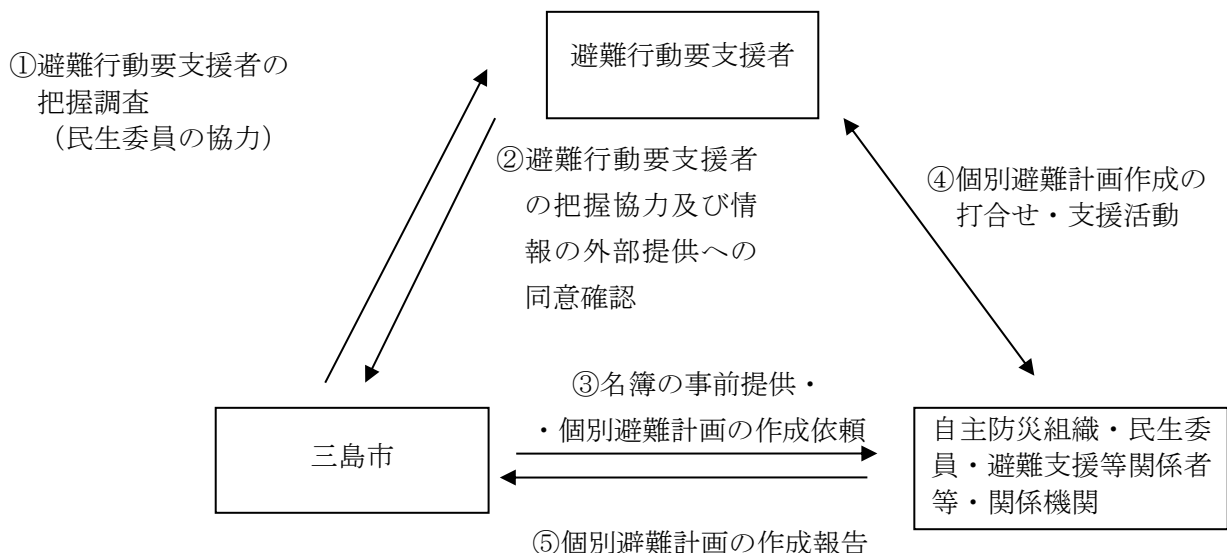
の 実 施	に関する訓練実施を推進する。	
避難支援方法等の普及	市は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者、地域住民、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者の支援について、説明会や研修会、広報紙、ホームページ等を通じて普及を図る。	
要配慮者利用施設における避難確保措置等	要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成し、訓練を実施するものとする。	
避難者等への情報伝達	市は、県と連携し、次の情報伝達手段の活用等により、避難行動要支援者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図るものとする。 また、市は、在京大使館等からの外国人の安否確認に必要となる連絡体制を確保する。	
	一 斉 伝 達	同時通報用無線
	直 接 伝 達	自主防災組織・消防団・広報車による伝達
	放送事業者	テレビ、ラジオ、コミュニティFM
	個別伝達機器	電話、ファクシミリ、みしまるホットメール、緊急速報メール、SNS(フェイスブック、X等)、無線機
地区防災計画との整合	市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。	
人材の確保	市は、県及び社会福祉協議会と連携し、日頃から手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、介護技術者等要配慮者の支援に必要となる人材の登録制度を設け、確保に努める。	
防災カードの普及	市は、要配慮者への効率的な救援・救護を実施するため、要配慮者が支援を必要としている内容がわかる「わたしの防災カード」の冷蔵庫等への掲示の普及に努める。	
協働による支援	市は、県と連携し、要配慮者の支援を行うため、社会福祉施設、福祉関係団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結する。	
福祉避難所	<ul style="list-style-type: none"> 市は福祉避難所について、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者のための避難所として指定するため、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等と協定を締結し、拡充に努める。 市は、「三島市福祉避難所設置・運営マニュアル」を実効性のあるものとするため、協定を締結した社会福祉施設等と定期的に連絡を取り連携を密にするとともに、福祉避難所開設訓練や情報伝達訓練の実施に努める。 	
避難支援等関係者等の安全確保	市は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援関係者等の安全確保に十分配慮する。	

3 避難支援の推進体制

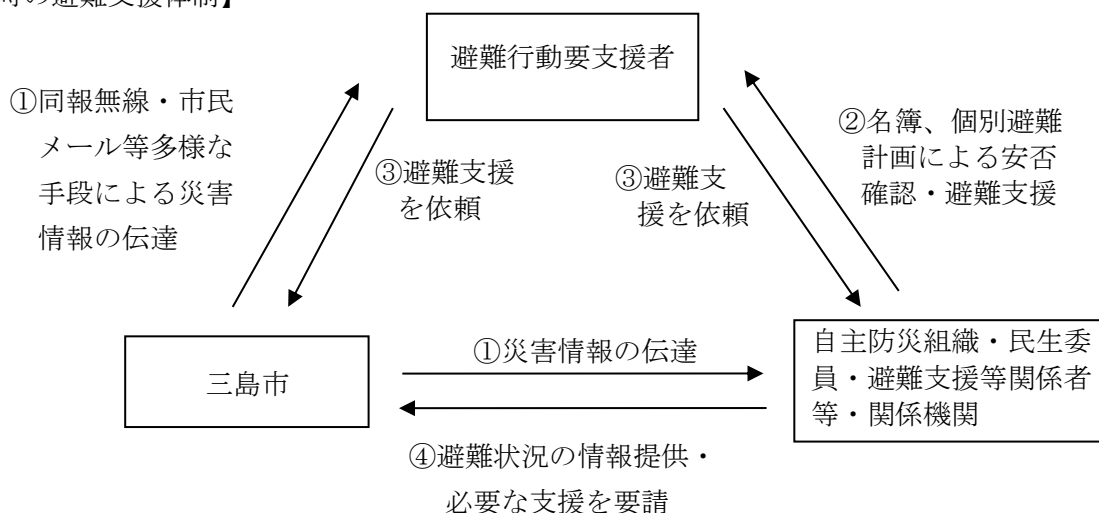
区 分	内 容	
避難行動要支援者市内連絡会議の設置	<ul style="list-style-type: none"> 市は、避難行動要支援者に対する情報の伝達や安否確認、一時避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう市内の横断的な連携を図るため、避難行動要支援者市内連絡会議を設置する。 当連絡会議は、福祉担当課、危機管理担当課、自治会担当課等で構成する。 当連絡会議は、避難行動要支援者計画の見直し、個別避難計画の作成の推進等を行う。 	
関係機関・団体との連携	市は次の関係機関、団体と定期的に連絡会などを開催し、避難行動要支援者に関する避難支援体制の強化を図る。	
	行政機関	警察、静岡県

	関係機関	社会福祉協議会、福祉サービス事業者、社会福祉施設等
	地域住民	自主防災組織、民生委員等
自主防災組織と民生委員との連携	市と民生委員、自主防災組織との連携はとりわけ重要であるため、定期的に会議を開催し、マニュアルの共有化、課題を話し合うなど連携を図る。	

【避難行動要支援者の個別避難計画作成】



【災害時の避難支援体制】



第12節 救助・救急活動に関する計画

区分	内容
救助隊の整備	消防本部は大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術資機材を有する救助隊の整備を推進する。
救急隊の整備	消防本部は大規模・特殊災害に対応するため、高度な救命処置の知識・技術及び救命資機材を有する救急隊の整備を推進する。
保健医療福祉活動の総合調整	市は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

第13節 応急住宅・災害廃棄物処理

区 分		内 容	
応急住宅	応急仮設住宅	建設型応急住宅	市は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を「資料編6-8 応急仮設住宅建設予定地一覧表」のとおり定め、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。
		賃貸型応急住宅	市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、協定を締結した不動産事業者との連携を密にし、住宅の供給体制を整備するものとする。
	公営住宅		
災害廃棄物処理		<ul style="list-style-type: none"> 市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。 市は、国及び県とともに、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。 市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。 	

第14節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画

実施主体	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努める。 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。
県	<ul style="list-style-type: none"> 緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、石油連盟と締結した「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」に基づき、重要施設(災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、県が別途指定したもの)の燃料供給に必要な情報の共有を図ることとしている。 大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めることとしている。
重要施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> 市及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等を安全な位置に整備し、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努めるものとする。 特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。 市及び上記重要施設の管理者は、燃料の調達に当たっては、災害時だけでなく平

	<p>時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大に努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。
ライフライン事業者	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。 ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。 電気、通信等のライフライン施設については、発災後の円滑な応急対応及び早期の復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。 被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、仮設ポンプその他の必要な資機材の整備に努めるものとする。 電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

第15節 被災者生活再建支援に関する計画

区 分	内 容
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> 県は市町に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。 研修を受講した担当者の名簿への登録、他の地方自治体や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。
実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ア 住家被害の調査及び罹災証明書交付の訓練 イ 応援協定の締結 ウ 応援の受入れ体制の構築 市は、被災者への迅速で的確な支援業務の実施を図るため、罹災証明書の申請・受付、発行、各種支援業務、相談業務等を行う被災者支援総合窓口を必要に応じ設置する。
システムの活用	<p>市は、住家被害の調査及び罹災証明書交付並びに相談業務等を効率的に実施するため、当該業務を支援する「被災者支援統合システム」を活用する。</p>

第16節 業務継続に関する計画

区 分	内 容
業務継続体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> 市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画に基づき業務継続性の確保を図る。 実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練

	等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。
業務継続計画等において定めておく事項	<ul style="list-style-type: none"> ・三島市業務継続計画には、以下の事項を定める。 <ul style="list-style-type: none"> ・首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制 ・本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定 ・電気・水・食料等の確保 ・災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保 ・重要な行政データのバックアップ ・職員の流動体制及び受援体制 ・非常時優先業務の目標開始時期

第17節 災害時受援計画

区 分	内 容
災害時受援体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、災害時受援計画に基づき、迅速かつ効率的な受援の確保を図り、災害発生時に他の自治体や防災関係機関、民間団体・事業者、災害ボランティア等による人的支援及び物的支援を円滑に受け入れる。
災害時受援計画において定めておく事項	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、三島市業務継続計画（地震対策編）と整合を図りながら、以下の事項についてあらかじめ定める。 <ul style="list-style-type: none"> ・受援が必要と予想される業務 ・動員対策班と各班の役割 ・人的支援の受援の手順 ・物的支援の受入れ方法

第18節 複合災害対策及び連続災害対策

区 分	内 容
複合災害・連続災害	<ul style="list-style-type: none"> ・市、県及び防災関係機関は、地震、津波、原子力災害、風水害、火山災害等の複合災害・連続災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。 ・市、県及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応に当たる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることにも留意する。また、その際、外部からの支援を早期に要請することも考慮する。
複合災害等の机上訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・市、県及び防災関係機関は、様々な複合災害・連続災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。 ・地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害・連続災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

第19節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備

市は、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、平常時から防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、男女共同参画の視点を庁内及び避難所等における災害対応に取り入れるなど、男女共同参画の視点からの災害対応の推進に努める。

第20節 災害に強いまちづくり

- 市は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高め

る「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」※1及び「グリーンインフラ」※2の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

注) ※1の例として、水田の貯留機能を活用した洪水抑制等が、※2の例として多自然川づくり等の取組が挙げられる。

- 市は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携のもと、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。
- 市は、平常時から、災害による被害が予測される管理不十分な空家等について、所有者等に対し適正管理に向けた啓発に努める。
- 市は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、市内の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。
- 市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策の推進に努める。
- 市は、発災後に迅速かつ円滑な復興まちづくりを進めるため、平時から復興の課題を想定し、住民合意のもと、発災後のまちづくりの方向性や進め方を定めた「事前都市復興計画」の策定に努める。

【発災後】

第3章 災害応急対策計画

この計画は、市が指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の協力を得て実施する災害応急対策に係る計画とし、おおむね次の場合の措置とする。

市が実施する措置	
ア	災害対策基本法（以下、この章において「法」という）第5条(市町村の責務)
イ	法第62条(市町村の応急措置)
ウ	法第67条(他の市町村長等に対する応援の要求)
エ	法第68条(都道府県知事等に対する応援の要求等)、第68条の2(災害派遣の要請の要求等)
オ	法第73条(都道府県知事による応急措置の代行)

第1節 総則

1 市地域防災計画と県地域防災計画との関係

- 法第42条（市町村地域防災計画）では、市地域防災計画は県地域防災計画に抵触してはならないと規定されているが、両計画は当然に不可分の関係にある。
- 市地域防災計画では、県と協力し、市が災害応急対策を実施するに当たって配慮すべき事項について定める。

2 市等の行う措置

法第50条(災害応急対策及びその実施責任)の規定に基づき、市及び消防本部が行う応急措置は、おおむね次のとおりとする。

市の行う措置	
ア	警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項
イ	消防、水防その他の応急措置に関する事項
ウ	被災者の救難、救助その他保護に関する事項
エ	災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
オ	施設及び設備の応急の復旧に関する事項
カ	廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
キ	犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
ク	緊急輸送の確保に関する事項
ケ	前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

3 市地域防災計画と防災業務計画との関係

市地域防災計画は、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画に抵触しないこととし、かつ、できるだけ重複をさけるため当該機関の実施すべき事務又は業務の内容は省き、分担する基本的事項のみとする。

4 市地域防災計画と業務継続計画(BCP)との関係

区分	地域防災計画	業務継続計画(BCP)
作成主体	防災会議 (市・県・指定公共機関等)	市
根拠法令	災害対策基本法	根拠法令なし
計画の趣旨	発災時又は平常時に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画(実効性の確保)

行政の被災	行政の被災は、特に想定する必要がない。	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。
対象業務	災害対策に係る業務（予防業務、応急対策業務、復旧・復興業務）を対象とする。	非常時優先業務を対象とする（応急対策業務、復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含む）。
業務開始目標時間	目標開始時間の記載はない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める。
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必要事項ではない。	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保について検討の上、記載する。

5 この地域防災計画を理解し実施するための留意事項

区 分	内 容
関係法律との関係	法第10条（他の法律との関係）に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じて運用を図るものとする。
相互協力	<ul style="list-style-type: none"> 法第4条（都道府県の責務）、第5条（市町村の責務）、第6条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）、第7条（住民等の責務）及び第54条（発見者の通報義務等）の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。 この計画の運用についても関係機関はもとより公共的団体・個人を含め相互協力のもとに処理することとし、関係機関及び関係者が誠実に各々の責務を遂行することを期待するものである。 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定を締結している地方公共団体と訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。 ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市、ライフライン事業者等は、県及び関係する省庁と連携して、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。
市の配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> 市長は、災害応急対策の円滑な実施が推進できるよう十分な配慮をするとともに、この計画により県その他関係機関の応援、実施を必要とする場合は遅滞なく、しかも的確に情勢を把握して要請連絡するものとする。 連絡要請は、電信・電話を問わず、臨機応変の措置をとり、県等の災害応急対策の応援実施が速やかに行えるよう努めるものとし、なお電信電話等で要請した事項については事後正式書面により処理するものとする。
関係者への周知について	市長は、県が静岡県地域防災計画に基づき施設、物資等のあつせんを行うに当たり、これが的確かつ迅速に実施できるよう当該区域内に所在する施設の管理者又は物資等の販売者に対し、災害時の相互協力について十分周知徹底を図り、所要の配慮をしておくものとする。
応援の指揮系統	法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）、第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）及び第72条（都道府県知事の指示）に定めるところにより応援に従事する者は、市長の指揮の下に行動するものとする。
協力要請事項の正確な授受	要員の動員協力、物資調達等の要請、あつせん、受諾に当たっては特に混乱しやすい災害時であり、責任所在が不明確になりがちであるので関係機関、業者とも相互に要請内容のほか次の事項を確認しておくものとし、事後経費等の精算に支障のないよう留意するものとする。

	ア 機関名 イ 所属部課名 ウ 氏名
従事命令等の発動	法律の定めるところにより災害応急対策を実施する場合、必要に応じて従事命令、物資の収用等強制権を発動することとしているが、その行使に当たっては慎重に扱うとともに、関係者に対して、常にその主旨に沿った行動を徹底させておくものとする。
標示等	災害応急対策の処理が円滑に実施されるため、この計画に定める標示等のほか、その都度必要な標示を設定するものとし、設定に当たっては標示等の意義、目的等が正確に判別できるものとする。
知事による応急措置の代行	法第73条（都道府県知事による応急措置の代行）の規定に基づき、市長が実施すべき応急措置を知事が代行する場合は、当該計画の定めるところにより行うものとする。
経費負担	<ul style="list-style-type: none"> 災害応急対策に要する経費については、法第91条（災害予防等に要する費用の負担）の定めるところにより災害救助法等法令に特別の定めがある場合を除き、その実施の責に任ずる者が負担するものとする。 市長が県に要請し、他の都道府県、市町村あるいは業者等から動員し、又は物資の調達をした場合、応援又は供給をした都道府県、市町村もしくは業者の請求に基づき、それぞれ定められた負担区分により精算するものとする。

第2節 組織計画

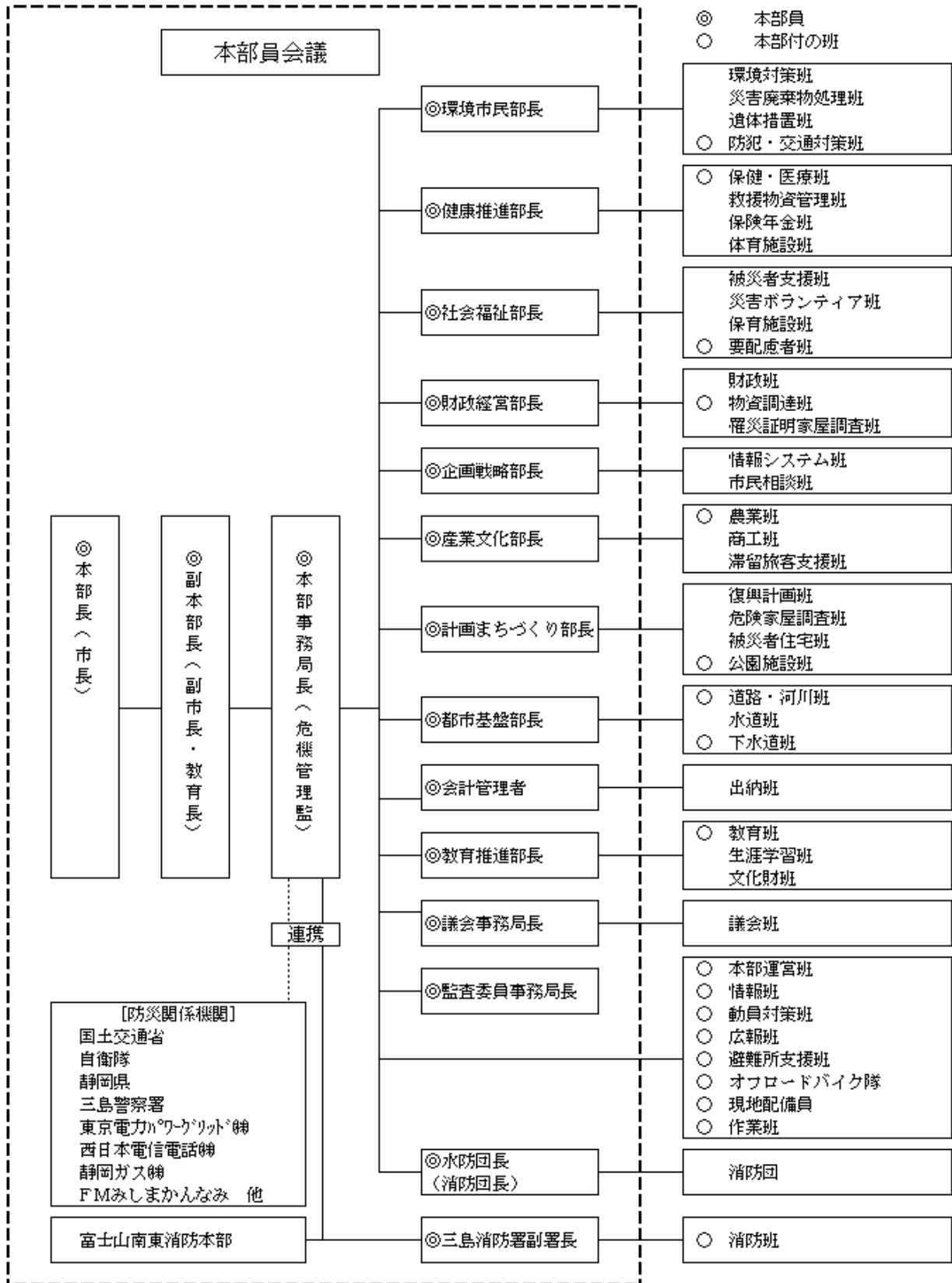
市の防災に関する組織体制を明らかにし、災害応急対策の遂行に支障のないよう措置する。

1 災害対策組織

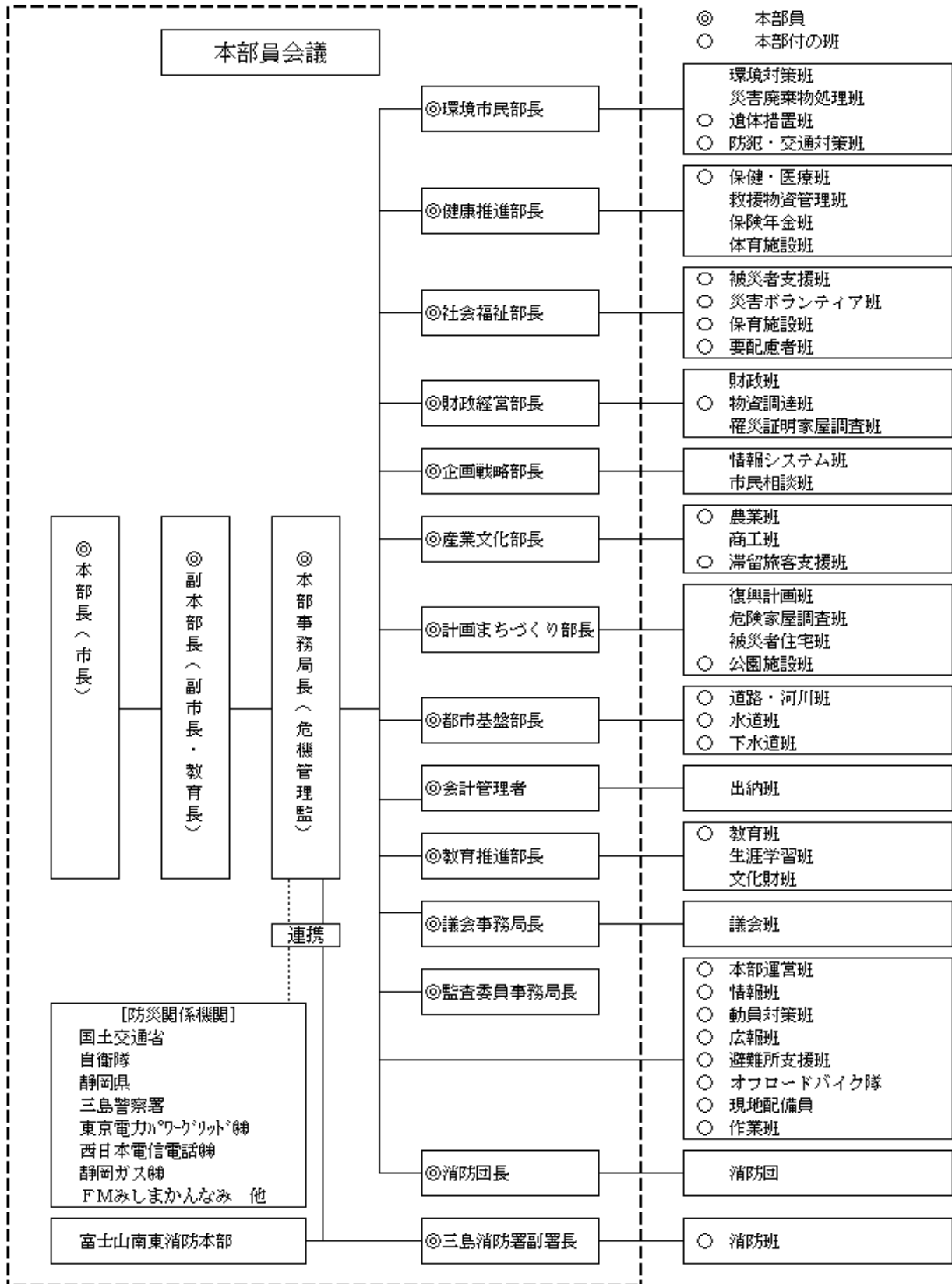
区 分	内 容	
三 島 市 防 災 会 議	編 成	<資料編 1-2 三島市防災会議委員編成表>の定めるところによる。
	運 営	三島市防災会議条例（昭和37年条例第5号）の定めるところによる。
三 島 市 災 害 対 策 本 部	編 成	【三島市災害対策本部組織図】の定めるところによる。
	設置基準	<ul style="list-style-type: none"> <資料編 1-7 災害時の配備体制一覧>のとおりとする。 災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき。
	運 営	三島市災害対策本部条例（昭和37年条例第6号）及び三島市災害対策本部運営要領（昭和59年8月8日制定）の定めるところによる。
	部及び班の設置	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部に部を、部の中に班を設置し、災害応急対策業務に全庁的体制で対応ができるよう編成するものとする。 各部各班を所管する担当部署の配備編成及び事務分掌は、効率的な災害応急対策業務を実施することに配慮し編成し、<資料編 1-4 三島市災害対策本部運営要領>及び<資料編 1-8 三島市災害対策本部組織図>により定めるものとする。
	本部職員 の証票	本部職員は、証票により市職員身分証明書をもって兼ねるものとし、法第83条第2項による強制命令の執行に伴う立入検査時の身分証票で身分を示す証票も本証を兼ねるものとする。
三 島 市 水 防 協 議 会	水防協議会の組織に関し必要な事項は三島市水防協議会設置条例（昭和35年条例第23号）の定めるところによるものとする。	
三島市水防本部	水防本部の組織に関し、必要な事項は【第26節 水防計画】及び三島市水防計画に定めるところによる。ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。	

災害応急 対策調整会議	協議内容	救出・救助、道路の応急復旧、緊急輸送路の確保等の災害応急対策業務について、次の事項を協議する。 ア 各機関の活動内容・場所 イ 各機関が業務を依頼する業者の割り振り ウ 各機関間の連携を必要とする事項
	参加 関係機関	国土交通省、自衛隊、静岡県、警察、消防本部、消防団、市災害対策本部（本部運営班）等の災害対策本部に参集している防災関係機関等

【三島市災害対策本部組織図（風水害対策）】



【三島市災害対策本部組織図（地震対策）】



2 職員動員及び配備

- 職員の動員及び配備は、【配備体制一覧】及び「資料編 1-7 災害時の配備体制一覧」のとおりとする。
- 本部長、副本部長、本部員、本部付の班長並びに本部運営班及び情報班の職員は、直ちに災害対策本部に就く。
- それ以外の職員は、その他の要員として、あらかじめ指定された業務に就く。

【配備体制一覧】

体制 事象	情報収集	事前配備	警戒準備	警戒	第1配備	第2配備	第3配備
	危機管理担当課の職員	防災担当課の一部の職員	水防本部設置に必要な職員※	全職員の1/4程度の職員	全職員の2/5程度の職員	全職員の1/2程度の職員	全職員
				警戒本部 水防本部	災害対策本部		
南海トラフ地震臨時情報	調査中	—	—	巨大地震注意	巨大地震警戒	—	—
地震	県内震度5弱以上かつ市内震度3以下	市内震度4 ※オロードバイ7隊の職員は参集	—	—	市内震度5弱	市内震度5強	市内震度6弱以上
風水害等	—	気象警報発表	・水防本部設置の概ね1時間前 ・水防本部を設置するまでもないが一元的な対応が必要なとき	台風の影響などにより、まとまった降雨や暴風の恐れがあると認められるとき	・市内に相当数の被害が発生する恐れがあり、本部長(市長)が指示したとき ・気象等に関する特別警報が発表されたとき、若しくは「特別警報に至る可能性への言及」に係る府県気象情報が発表されたとき	市内に相当数の被害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、第1配備体制要員の職員では支障があると認められるとき	大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき、若しくは一部でも災害が特に甚大と予想され、本部長が指示したとき
火山災害(富士山)	—	噴火警戒レベル3	—	噴火警戒レベル4・5	—	—	噴火後

※：電話受付係の全職員及び広報班、動員対策班、物資調達班、作業班、教育班、避難所支援班、要配慮者班の一部の職員

第3節 動員・応援・受援計画

市長が動員を指示もしくは命令し、又は要請するときは、三島市災害時受援計画に則り対象者及び実施時期、実施方法を明らかにして、応急措置に必要な人員確保の円滑化を図る。

1 動員・応援の実施基準

区 分	内 容
動員・応援の時期	市長が必要と認めたとき、又は他の計画に定めるところにより実施する。
動員対象者	ア 市職員(大規模災害の場合には、可能な範囲で会計年度任用職員の動員を行う。) イ 消防団員
応援動員対象者	ア 富士山南東消防組合職員 イ 県職員 ウ 警察官 エ 自衛官 オ 指定地方行政機関等の職員 カ 他の地方公共団体の職員 キ 医師、歯科医師又は薬剤師 ク 保健師、助産師又は看護師 ケ 土木技術者又は建築技術者 コ 大工、左官又はとび職 サ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者

2 実施方法

区 分	内 容						
市職員の動員	<p>職員の動員に関する非常連絡体系の確立を図り、災害に即応できる体制を整備するため各部課の連絡責任者・連絡系統について定め、最善の対策をとるよう配慮するものとし、おおむね次のとおり措置する。</p> <p>ア 動員は、市長の命により動員対策班又は本部運営班が行い、動員の状況を市長に報告する。</p> <p>イ 各部長は、各部の実情に応じた動員の方法を定めておく。</p> <p>ウ 動員は職員メール配信、電話等により行う。各職員は、地震発生時にはテレビ・ラジオ等で県内及び市内の震度を確認し、配備基準に則した行動をする。</p> <p>エ 動員について、各部間で人員調整が必要である場合は、動員対策班が行う。</p> <p>オ 迅速に各種災害応急対策業務に対応するため、必要に応じて会計年度任用職員が従事する業務(所属部署の業務を除く)も定めておく。</p>						
市職員の応援	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努める。 ・市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。 ・被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。 						
消防団の動員	<p>動員は原則として、消防団を統括する消防団長に対して下記事項により行う。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>ア 応援動員規模</td> <td>エ 装具等</td> </tr> <tr> <td>イ 期間</td> <td>オ 集合時間及び集合場所</td> </tr> <tr> <td>ウ 作業内容及び作業場所</td> <td>カ その他必要と認める事項</td> </tr> </table>	ア 応援動員規模	エ 装具等	イ 期間	オ 集合時間及び集合場所	ウ 作業内容及び作業場所	カ その他必要と認める事項
ア 応援動員規模	エ 装具等						
イ 期間	オ 集合時間及び集合場所						
ウ 作業内容及び作業場所	カ その他必要と認める事項						
富士山南東消防	富士山南東消防組合職員の応援動員要請は、三島消防署長に対して行う。						

組合職員の 応援動員要請			
警察官の応援 動員要請	警察官の応援動員を必要とする場合は、三島警察署長に対して出動を要請する。		
自衛隊の 派遣要請	自衛隊の派遣要請に関する必要な事項は、【第29節 自衛隊派遣要請計画】の定めるところによる。		
医療・助産関係 者の応援動員要請 (従事命令を含む)	医師、歯科医師、薬剤師及び保健師、助産師又は看護師の応援動員に関し必要な事項は、【第15節 医療・助産計画】の定めるところによる。		
土木・建設業者 及び技術者等の 応援動員要請 (従事命令を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・動員要請を行う場合は、他の機関の動員と競合することのないよう当該関係機関と調整協議し、業者名簿を参照して当該応援動員対象業者又は個人に直接もしくは当該業者の所属する業者組合に対して行うものとする。 ・応援動員は、三島市建設産業連合会等に要請するものとする。 ・応援動員の派遣中の指揮は原則として、市長が行うものとし、それによることが不可能又は困難な場合、また適当でない場合はその都度指示するものとする。 		
知事等に対する 応援要請等	<ul style="list-style-type: none"> ・法第68条の規定に基づき、市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ア 応援を必要とする理由 イ 応援を必要とする人員、資機材等 ウ 応援を必要とする場所 エ 応援を必要とする期間 オ その他応援に関し必要な事項 ・市に大規模な被害が見込まれる場合、市の応急対策を支援するため、必要に応じて県から市町支援機動班が派遣される。 		
関係機関等 への協力要請	<ul style="list-style-type: none"> ア 災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、前各号の動員のみでは不足する場合には、法第29条第2項の規定に基づき、それぞれ指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対して次の事項を明らかにした上で職員を派遣を要請することができる。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 派遣を要請する理由 (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数 (ウ) 派遣を必要とする期間 (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (オ) その他職員の派遣について必要な事項 		
	<ul style="list-style-type: none"> イ 法第30条の規定に基づき、県知事に対し、次の事項を明らかにした上で職員を派遣についてあつせんを求めることができる。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 派遣のあつせんを求める理由 (イ) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数 (ウ) 派遣を必要とする期間 (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (オ) その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項 		
他の地方公共団 体への応援要請	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定<資料編9-1 地方公共団体協定締結先一覧表>を締結した他の地方公共団体に対し、応援を要請する。 ・市長は、被災時において応援が可能である近隣市町に対し、応援を要請する。 		
民間団体等に 対する応援協力 の要請	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;">対象 となる 民間 団体等</td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ア 三島商工会議所、富士伊豆農業協同組合、女性団体、青年団体、赤十字奉仕団等 イ 大学、高校、各種養成所等の学生 ウ その他奉仕活動を申し入れたボランティア団体等 </td> </tr> </table>	対象 となる 民間 団体等	<ul style="list-style-type: none"> ア 三島商工会議所、富士伊豆農業協同組合、女性団体、青年団体、赤十字奉仕団等 イ 大学、高校、各種養成所等の学生 ウ その他奉仕活動を申し入れたボランティア団体等
対象 となる 民間 団体等	<ul style="list-style-type: none"> ア 三島商工会議所、富士伊豆農業協同組合、女性団体、青年団体、赤十字奉仕団等 イ 大学、高校、各種養成所等の学生 ウ その他奉仕活動を申し入れたボランティア団体等 		

	時 期 及 び 要 請 事 項	市長が必要と認めたときは、次の事項を示して応援協力を要請する。 ア 応援協力を要請する人員 イ 作業内容 ウ 作業場所 エ その他、応援協力要請に関し必要な事項
受入体制の確立		<ul style="list-style-type: none"> ・市は、すべての応援動員者の作業が効率的に行えるよう、応援動員者の受入体制に支障のないよう措置する。 ・動員応援を受ける場合には、可能な限り応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所その他作業に必要な受入体制を整えるとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。 ・市は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。 ・市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

第4節 通信情報計画

情報の収集伝達を迅速かつ的確に実施するため、市、県及び防災関係機関の連携により情報を一元化することを基本とし、情報の収集及び伝達体制の整備を推進する。

基本方針	<p>ア 県との情報活動の緊密化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集及び伝達は、災害対策本部と県災害対策本部東部方面本部の相互ルートを基本として、警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。 ・情報活動の緊密化のため、災害対策本部には、警察署から警察官及び県から派遣される職員の受入れ体制をとる。 <p>イ 情報活動の迅速・的確化</p> <p>災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位等を「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」（以下「県情報広報実施要領」という。）により行動するものとする。</p> <p>ウ 県災害対策本部への報告・要請</p> <p>県災害対策本部に対する各班からの報告、要請等は市災害対策本部において取りまとめ、一括して実施する。</p> <p>エ 指定行政機関等との連携</p> <p>市は指定行政機関、指定公共機関等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。</p> <p>オ 防災関係機関相互の連携体制の構築</p> <p>市及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を共通のシステム（総合防災情報システム及び各種災害関連情報を電子地図上に一元化するシステムであるS I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク））に集約できるよう努めるものとする。</p> <p>カ 情報伝達体制の確保</p> <p>市、放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時を含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。</p>
------	--

1 市

区 分	内 容
気象、地象及び水象に関する	<ul style="list-style-type: none"> ・県（災害対策本部）から通知される気象等情報の受理は、災害対策本部（災害対策本部設置前においては、警戒本部もしくは危機管理担当課）において受

<p>情報の受理、伝達、周知</p>	<p>理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象等情報は、同時通報用無線、エフエムみしま・かんなみ、広報車、市民メール等を活用して、住民等に対して周知徹底を図る。 ・同報無線テレフォンサービスにより同時通報用無線の放送内容が再生できるようにする。 								
<p>災害応急活動に関する情報の収集及び伝達</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・収集及び伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、種類、優先順位、取扱い課等をあらかじめ定めておく。 ・災害発生直後においては、災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に留意する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 被害状況 イ 避難の指示又は警戒区域設定状況 ウ 避難所の設置状況 エ 避難生活の状況 オ 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況 カ 生活必需物資の在庫及び供給状況 キ 物資の価格、役務の対価動向 ク 金銭債務処理状況及び金融動向 ケ 協定先等の物資在庫状況、支援可能の有無状況 コ 交通規制等道路交通状況 サ 応急給水状況 シ 観光客等の状況 ・現地配備員、消防団員、自主防災組織の構成員等のうちから地域における情報の収集、伝達責任者をあらかじめ定め、迅速、的確な情報の収集にあたるものとする。 ・危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫するとともに、避難情報等については、災害情報共有システム（Lアラート）の活用など住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。 								
<p>情報収集方法等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等は、防災行政無線、消防無線等を活用して行うほか、次の方法及び手段を用いる。 ・特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。 ・大規模な地震等の災害時には、固定電話等が使えなくなることを前提に、インターネットツールのほか、常に通信手段の多重性を確保するものとする。 <table border="1" data-bbox="454 1429 1442 1955"> <tr> <td data-bbox="454 1429 624 1615"> <p>職員派遣による収集</p> </td> <td data-bbox="624 1429 1442 1615"> <p>各職員から災害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を次の方法により収集する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 大規模災害発生後、直ちに職員を各地区へ派遣 イ 三島市オフロードバイク隊による緊急輸送路、救護医院等の被害状況の把握 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1615 624 1731"> <p>自主防災組織等を通じた収集</p> </td> <td data-bbox="624 1615 1442 1731"> <p>自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1731 624 1848"> <p>市民等からの通報</p> </td> <td data-bbox="624 1731 1442 1848"> <p>市民、事業者からの電話による情報収集のほか、電話等が使えない時には、メール、Xなどインターネットツールを活用し、各地域の被害状況を収集する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1848 624 1955"> <p>参集途上の職員による収集</p> </td> <td data-bbox="624 1848 1442 1955"> <p>勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害状況について、情報収集を行う。</p> </td> </tr> </table>	<p>職員派遣による収集</p>	<p>各職員から災害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を次の方法により収集する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 大規模災害発生後、直ちに職員を各地区へ派遣 イ 三島市オフロードバイク隊による緊急輸送路、救護医院等の被害状況の把握 	<p>自主防災組織等を通じた収集</p>	<p>自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。</p>	<p>市民等からの通報</p>	<p>市民、事業者からの電話による情報収集のほか、電話等が使えない時には、メール、Xなどインターネットツールを活用し、各地域の被害状況を収集する。</p>	<p>参集途上の職員による収集</p>	<p>勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害状況について、情報収集を行う。</p>
<p>職員派遣による収集</p>	<p>各職員から災害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を次の方法により収集する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 大規模災害発生後、直ちに職員を各地区へ派遣 イ 三島市オフロードバイク隊による緊急輸送路、救護医院等の被害状況の把握 								
<p>自主防災組織等を通じた収集</p>	<p>自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。</p>								
<p>市民等からの通報</p>	<p>市民、事業者からの電話による情報収集のほか、電話等が使えない時には、メール、Xなどインターネットツールを活用し、各地域の被害状況を収集する。</p>								
<p>参集途上の職員による収集</p>	<p>勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害状況について、情報収集を行う。</p>								
<p>県への報告・要請</p>	<p>災害発生後に適宜、次のとおり定められた様式・手順により被害速報（随時）、定時報告及び確定報告を県に報告する。</p>								

	被害速報 (随時)	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、災害が発生したときから応急措置が完了するまで、 ＜資料編12-1 被害程度の認定基準＞に基づき、被害速報（随時）により、市を管轄する県東部方面本部長（県東部地域局長）を経て、県本部長（知事）に報告する。 ・被害規模を早期に把握するため、市長は119番通報の情報を積極的に収集し県東部方面本部長（県東部地域局長）に報告する。 ・県東部方面本部長（県東部地域局長）に連絡がつかない場合は県本部長（知事）に、県本部長（知事）に連絡がつかない場合は内閣総理大臣に報告する。なお、連絡が付き次第、県本部長（知事）及び県東部方面本部長（県東部地域局長）に報告する。
	定時報告	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、定められた時間に県東部方面本部長（県東部地域局長）に定時報告をする。 ・市長は可能な限り最新の被害状況を「災害定時及び確定報告書」により把握しておくものとする。
	確定報告	<p>市長は、被害状況確定後速やかに「災害定時及び確定報告書」により県東部方面本部長（県東部地域局長）を経由して、知事に文書をもって報告するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「県情報広報実施要領」に定める情報事項について速やかに県に報告し、又は要請を行うものとする。 ・県に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。また、連絡が付き次第、災害対策本部にも報告する。 ・市内で震度5強以上を記録した場合(被害の有無は問わない。)には市から直接消防庁へも報告する。 ・報告及び要請すべき事項の主なものは、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ア 緊急要請事項 イ 被害状況 ウ 災害応急対策の実施状況 ・消防機関への通報が殺到した場合及び震度5強以上を記録した場合は、直ちにその状況を災害対策本部及び直接消防庁へも、原則として覚知後30分以内に可能な限り早く、把握している範囲で報告するものとする。 ・この場合において、消防庁から要請があった場合については、第一報後の報告についても引き続き消防庁に対して行うものとする。 ・知事に対して要請すべき事項がある場合には、他の計画に定める必要事項を具備して要請する。
他市町又は他都道府県への連絡	<p>行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。</p>	

2 防災関係機関

区 分	内 容
気象、地象及び水象に関する情報の収集及び伝達	<p>県災害対策本部から伝達される気象情報等の受理については、受信方法、受領者を別に定め、あらかじめ届けるものとする。</p>
災害応急対策に関する情報の収集及び伝達	<p>被害状況及び災害応急対策実施状況、復旧見込み等の情報収集を行う。</p> <p>「県情報広報実施要領」に定める情報項目について、速やかに県災害対策本部及び市災害対策本部に対し報告を行うものとする。その主なものは次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 緊急要請事項 イ 被害状況

	ウ 災害応急対策実施状況
情報の収集	災害応急対策に必要な情報は、防災関係機関がそれぞれの責任において収集する。

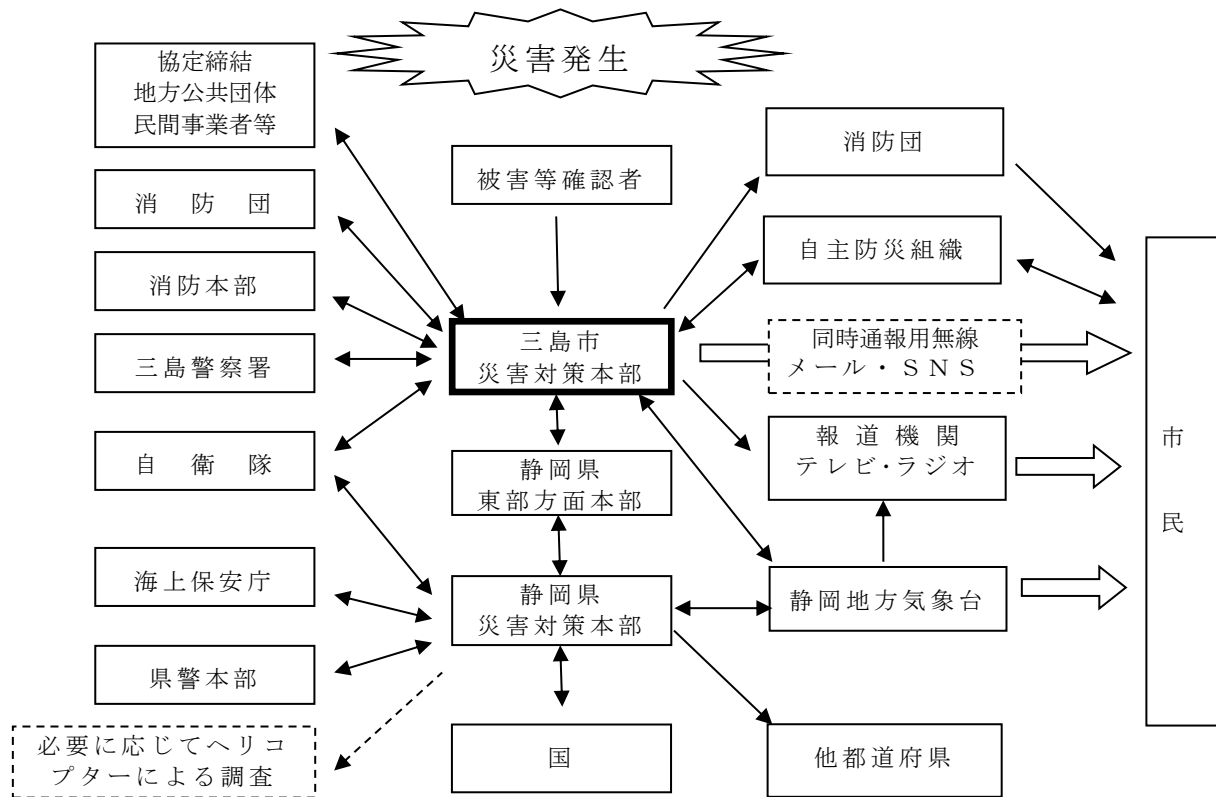
3 情報の伝達手段

- 情報の伝達は、次の手投を有効に活用して行う。なお、電話が使えないときであっても連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるものとする。
- 市は、全国瞬時警報システム(J-A-L-E-R-T)のメンテナンスを的確に行い、国民保護情報、気象情報等を確実に受信及び伝達するものとする。
- 災害が発生し、もしくは発生するおそれがある場合における必要な情報の収集又は通報のため県、市及び関係機関を結ぶ通信系統は<資料編3-1 情報の収集・伝達通信系統図>のとおりである。

区 分	内 容		
県防災行政無線	主として県と市との情報伝達に用いる。		
市防災行政無線	主として避難所と災害対策本部との情報伝達に用いる。		
I P 無 線	主として災害対策本部、医療救護施設及び防災関係機関等の情報の伝達収集を行う。		
簡 易 無 線	主として災害対策本部と避難所、自主防災組織、公共施設並びに市各防災対策本部と防災関係機関との情報伝達に用いる。		
ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)	県への被害状況、要請内容、避難状況等の情報伝達は、ふじのくに防災情報共有システムを通じて行う。		
その他の無線、有線電話等	同時通報用無線、消防無線、防災関係機関所属の無線を利用した非常通信等のほか、パーソナル無線による非常通信、衛星携帯電話、有線電話、Fネット等あらゆる手段を用いて情報の伝達を行う。		
	孤立防止用無線設備	孤立防止用無線設備の設置箇所は、<資料編3-6 防災行政無線一覧表>のとおりである。	
	非常通信の利用	要請の時期	一般加入電話が利用できないとき
		要請の方法	東海地方非常通信協議会(東海総合通信局無線通信部陸上課)に要請する。
同時通報用無線	災害が発生したとき、又は発生のおそれのあるときは、同時通報用無線を利用し、市民に情報の周知を図る。		
報道機関への協力要請による伝達	広範囲の市民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ、テレビを用いて周知を図る。特に避難情報については、災害情報共有システム(Lアラート)を活用して、迅速かつ的確に情報発信を行う。		
メール・SNS	登録制市民メール、フェイスブック、X、ライン、緊急速報メール、三島市ホームページ 他		
テレビ・ラジオ	テレビ、ラジオ(エフエムみしま・かなみ 他)		
自主防災組織を通じての連絡	特定の地域に伝達する場合には、各自主防災組織の代表者に直接連絡し、情報の周知を行う。		
消防団による伝達	消防団が広報車による巡回又は各戸訪問し、情報の周知を行う。		
電気事業者	停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。		
電気通信事業者	通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図		

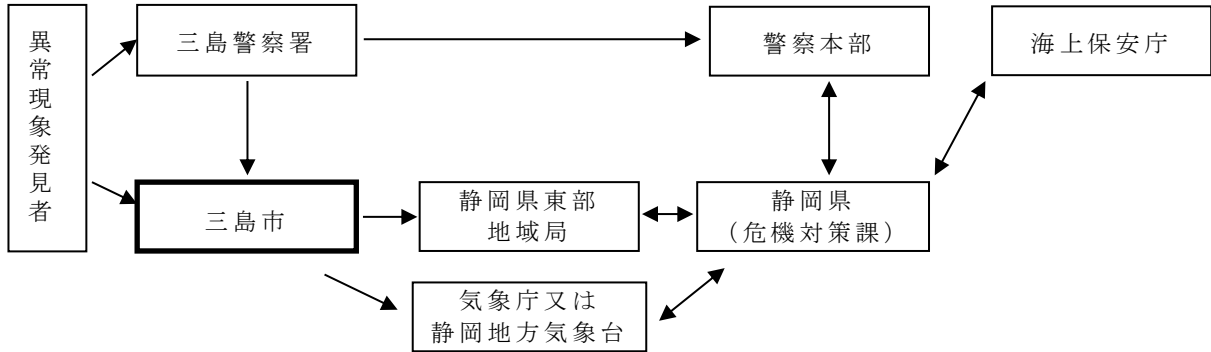
	るものとする。
広報車等の活用	広報車が各地域を巡回し、情報の周知を行う。

【情報連絡系統図】



4 異常現象発見の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象（著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹（ひょう）等、噴火現象、火山性異常現象、頻発地震等）を発見した者は、その概況を遅滞なく市又は三島警察署に通報するものとする。また、火山噴火や竜巻等を発見した通報を受けた市は、気象庁（0570-015-024）へ通報する。



5 災害の被害等の情報の収集及び伝達

事前配備体制、警戒体制及び災害対策本部設置後は、原則として当該計画によるものとするが、災害が特に非常災害である場合には、当面【第 33 節 突発的災害に係る応急対策計画】により、情報の収集、伝達を実施するものとする。

（静岡県デジタル防災通信システム防災行政無線電話番号一覧（抜粋））

地上系は 5 発信、衛星系は 8 発信

局名	電話番号	FAX番号	備考
県 庁	100-6039	100-6299	
	100-6030	100-6250	
東部方面本部	103-6010	103-6080	
	103-6400～6404	103-6405～6409	
静岡県地方気象台	160-9000・9001	160-8001	地上系のみ
日本赤十字社静岡支部	159-9000～9002	159-8001	
板妻駐屯地	150-9000～9002	150-8001	
富士駐屯地	151-9000～9002	151-8001	地上系のみ
三島市	243-9000～9002	243-8001	
消防本部	173-6010・6011	173-6080	

（消防庁応急対策室）

区分		地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線	NTT有線
平日 (9:30～18:15)	電話	8-048-500-90-49013	8-90-49013	03-5253-7527
	FAX	8-048-500-90-49033	8-90-49033	03-5253-7537
上記以外	電話	8-048-500-90-49102	8-90-49102	03-5253-7777
	FAX	8-048-500-90-49036	8-90-49036	03-5253-7553

(防災担当大臣と市長との直通電話)

区 分		携帯電話	衛星携帯電話	中央防災無線
終 日	電話	指定する番号	指定する番号	指定する番号

第5節 災害広報計画

- 災害時における市と県、報道機関及び防災関係機関との協力体制を定め、市民に正しい情報を正確かつ迅速に提供し、人心の安定を図るとともに、的確な災害応急対策がなされるよう必要な広報について定める。
- その際には要配慮者に配慮するものとする。
- また、市外に避難する被災者に対して、必要な情報等を容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図るものとする。
- 市及びライフライン事業者は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

1 市

区 分	内 容		
広 報 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部が広報すべき事項については、その文案及び優先順位をあらかじめ要綱に定め、これに基づき報道機関及び防災関係機関との連携を密にして、市民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。 ・ 広報事項の主なものは、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ア 気象、地象、水象に関する情報 イ 地震発生時の注意事項、特に出火防止及び余震等に関する注意の喚起 ウ 電気、ガス、水道、電話、鉄道、道路等の被害状況及び復旧見込み エ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報 オ 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み カ 人心安定のための市民に対する呼びかけ キ 自主防災組織に対する活動実施要請 ク その他社会秩序保持のための必要事項 		
報 道 機 関 に 対 する 協 力 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市が報道機関に対応する場合の総括責任者は副市長とする。 ・ 報道機関に対する情報の発表は原則として、三島記者クラブを通じて行う。大規模災害時においては、副市長が定期的に記者会見を行うものとする。 		
広 報 実 施 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市（災害対策本部）が災害応急対策上必要な事項を住民に対して周知する場合は、同時通報用無線、自主防災組織を通じて連絡するほか、次に掲げる各種媒体を活用して行う。 ・ 地域住民等に対する災害時の情報伝達手段として、災害時情報共有システム（Lアラート）を介したメディアの活用を図る ・ 停電や通信障害発生時には、情報を得る手段が限られることにも配慮する。 		
	印刷媒体	広報みしま、災害記録写真等、ポスター、チラシ類	
	視聴覚媒体	ラジオ	NHK、SBS（静岡放送）、K-MIX（静岡エフエム放送）、エフエムみしま・かなみ
		テレビ	NHK、SBS（静岡放送）、SUT（テレビ静岡）、SATV（静岡朝日テレビ）、SDT（静岡第一テレビ）、ケーブルテレビ
携 帯 電 話・パ ン	市民メール、市ホームページ、X、フェイスブック、ライン等		

	コン
広報車等による広報	広報車等の巡回による車両スピーカーからの広報
避難所での掲示	避難所の出入口等の多くの避難者が見えやすい場所に掲示板を設置し広報実施
外部機関との連携等	<ul style="list-style-type: none"> 市（災害対策本部）は、外部機関から災害対策に関する事項について、市の広報媒体の活用により広報を依頼された場合は、これを受領しその広報に必要な媒体を活用する。 市以外の広報媒体を利用しなければならないときは、その都度関係機関と協議するものとする。 市（災害対策本部）が災害記録を収集しようとする場合は、報道機関が撮影したものについて提供を依頼する。
市外の避難者への情報提供	市外に避難した被災者が三島市に戻って来られるようホームページ、市民メール配信、郵送等により情報提供を行う。
県に対する広報の要請	県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。
被災者の安否に関する情報の提供等	<p>市は、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム（安否情報システム）等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するように努める。</p> <p>また、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、県が定めた方針〈資料編 3-16 災害時における安否不明者等の氏名等の公表方針〉に基づき県及び警察等と連携し、氏名等の公表を前提とした安否不明者、行方不明者及び死亡者の情報の収集・把握、関係者との調整、名簿の作成等を行うものとする。</p>

2 防災関係機関

区 分	内 容
広報事項	<p>広報事項は、県情報広報実施要領の定めるところによるが、その主なものは次のとおりである。</p> <p>ア 電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の被害状況</p> <p>イ 災害応急対策状況及び復旧見込み</p>
広報実施方法	<p>広報は、防災関係機関の責任において報道機関等の協力を得て行う。</p> <p>この場合、市及び県との連携を密にして行うものとする。</p>

3 経費負担区分

区 分	内 容
広報媒体活用の場合	ラジオ放送及びテレビ放送を活用する場合の経費は、放送依頼時においてその都度協議して定める。
県に広報を依頼した場合	県に広報を依頼した場合の経費は、依頼時においてその都度協議して定める。
報道機関から収集する災害記録写真	報道機関から収集する場合に要する経費は、市が負担するものとする。

4 住民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法

住民等は、各人がそれぞれ情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとする。同時通報用無線やホームページで情報を入手するほか、情報源とその主な情報内容は、次のとおりである。

情報源	情報内容
ラジオ（エフエムみしま・かんなみ他）、テレビ、市民メール、ライン	市長からメッセージ・要請事項、地震情報、交通機関運行状況等
同時通報用無線、エフエムみしま・かんなみ、広報車、市民メール、簡易無線、X、フェイスブック、ライン等	主として市域内の情報、避難指示、指導等
広報みしま、X、フェイスブック、ライン、チラシ、簡易無線、避難所の掲示板等自主防災組織を通じての連絡	主として市災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
サイレン、同時通報用無線、市民メール	火災発生の通報

第6節 災害救助法適用計画

災害救助法に基づく救助の円滑な実施を図り、もってその万全を期する。

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条の定めるところによるが、具体的に災害救助法の適用の対象となる程度の災害は次のいずれかに該当する災害とする。

適用基準	<p>ア 市の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が100世帯以上であるとき</p> <p>イ 県の区域内において、2,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、当該市町の区域内の人口に応じ、上記アの半数以上の世帯（50世帯以上）が滅失したとき</p> <p>ウ 県の区域内において、12,000世帯以上の住家が滅失した場合で、市の区域内の被害世帯数が多数（概ね5世帯以上）であるとき、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等り災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき</p> <p>エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じたとき</p> <p><資料編12-2 災害救助法適用基準></p>
------	--

2 被害世帯の算定基準

区分	内容
災害世帯の算定	前記1のアからウに規定する住家が滅失した世帯の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。
住家の滅失等の認定	<p>ア 全壊・全焼・全流失 住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損傷が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。 具体的には、次のいずれかに該当するものとする。 (ア) 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの。 (イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの</p> <p>イ 半壊・半焼 住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。 具体的には、次のいずれかに該当するものとする。 (ア) 損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの。 (イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表</p>

	し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。	
	<p>a 大規模半壊 居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。 具体的には、次のいずれかに該当するものとする。 (a) 損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの。 (b) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの。</p>	
	<p>b 中規模半壊 居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。 具体的には、次のいずれかに該当するものとする。 (a) 損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの。 (b) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもの。</p>	
	<p>c 半壊 半壊・半焼のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。 具体的には、次のいずれかに該当するものとする。 (a) 損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの。 (b) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもの。</p>	
	<p>ウ 準半壊 住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもの。 具体的には、次のいずれかに該当するものとする。 (ア) 損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの。 (イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。</p>	
	<p>エ 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住できない状態のもの。 (ア) 上記アからウに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの。 (イ) 土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができないもの。</p>	
世帯及び住家の単位	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
	住家	現実に居住のため使用している建物をいう。 ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

3 災害救助法の適用手続

区分	内容
県への報告	市は、市内に災害が発生したときは、災害対策基本法に基づき、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を県へ報告する。
災害救助法事務	災害に際し、市内における被害が、前記災害救助法の適用基準のいずれかに該当している場合、次に掲げる応急救助事務について、知事からその事務の内容及び期間について通知を受ける。 ア 避難所の設置 イ 炊出し、その他による食品の給与 ウ 飲料水の供給

と、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。特に、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、高齢者等避難の伝達を行うなど、マニュアル・計画に沿った避難支援に努める。

- 住民は、避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難情報を発令する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難情報は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。また、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

① 避難情報により立退き避難が必要な住民等に求める行動

警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）	住民等がとるべき行動
警戒レベル1	早期注意情報（警報級の可能性）※1 （気象庁が発表）		防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
警戒レベル2	大雨注意報・洪水注意報 （気象庁が発表）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意情報 ・ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意） ・ 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（注意） 	ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル3	高齢者等避難 （市長が発令）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫警戒情報 ・ 洪水警報 ・ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒） ・ 大雨警報（土砂災害） ・ 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（警戒） 	危険な場所から高齢者等避難 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・ 高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
警戒レベル4	避難指示 （市長が発令）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報 ・ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（危険） 	危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全な場所にいる人は、避難する必要はない。 ・ 避難地への立退き避難に限らず、知

		<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（危険） 	<p>人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により「屋内安全確保（垂直避難）」を行う。</p>
警戒レベル5	緊急安全確保（市長が発令）	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報 ・（大雨特別警報（浸水害））※2 ・（大雨特別警報（土砂災害））※2 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（災害切迫） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（災害切迫） ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）（災害切迫） 	<p>命の危険 直ちに安全確保 避難地へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</p> <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。</p>

注1 市長は、住民に対して避難情報を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

注2 市長が発令する避難情報は、市が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注3 ※1の「早期注意情報(警報級の可能性)」は、5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位(東部、中部など)で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(静岡県)で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

注4 ※2の大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報[洪水]や警戒レベル5相当情報[土砂災害]として運用する。ただし、市長は警戒レベル5の緊急安全確保の発令基準としては用いない。

② 実施者

ア 緊急安全確保、避難指示

実施者	内容	根拠法令
市長	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。 ・避難のための立退きを行うことより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。 	<p>法第60条 水防法第29条</p>

	<ul style="list-style-type: none"> これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。 避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。 躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込めるとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。 避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。 避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。 	
知事	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。	法第60条
知事又はその命を受けた職員	洪水又は地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる。	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
警察官	市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市長から要求があったときは、避難のための立退きを指示することができる。	法第61条
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。	自衛隊法第94条
水防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる。	水防法第29条

イ 「高齢者等避難」の発令・伝達

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、＜風水害時の避難情報に関するマニュアル＞等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。

(2) 住民への周知

市長等は、避難情報の発令に当たっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、コミュニティFM、広報車、Lアラート（災害情報共有システム）、登録制市民メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮するものとする。

(3) 避難者の誘導等

区 分	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> 住民の避難誘導に際し、自主防災組織等の避難誘導のもとに、子ども、高齢者、病人等の保護を優先するなど要配慮者に特に配慮した避難誘導を実施するものとする。また、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求めるものとする。

	・避難誘導に当たっては、避難地及び避難路や避難先、災害危険箇所等(浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の存在)の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。
学校、病院等の施設管理者	学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。
避難路の確保	市及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

(4) 警戒区域の設定

区 分	内 容
市 長	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。
警察官、自衛官による代行	・法第63条第2項、第3項の規定により市長の職権を行うことができる。 ・警戒区域を設定した場合、直ちにその旨を市長に通知するものとする。
知事による代行	市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、法第73条第1項の規定により市長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令などを実施しなければならないこととなっている。

2 被災者の救助

(1) 基本方針

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、救出を必要とする負傷者等（以下「負傷者等」という。）の救出活動を行うため、職員、消防団員及び富士山南東消防組合職員を動員するとともに、国、県、警察、自衛隊、緊急消防援助隊等の応援部隊と連携して実施するものとする。 ・市は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、県が定めた方針<資料編3-16 災害時における安否不明者等の氏名等の公表方針>に基づき県及び警察等と連携し、氏名等の公表を前提とした安否不明者、行方不明者及び死亡者の情報の収集・把握、関係者との調整、名簿の作成等を行うものとする。 ・市は、市の区域内における関係機関による救出活動について、総合調整を行う。 ・自主防災組織、事業所、市民等は、地域における相互扶助による救出活動を行う。 ・自衛隊の救出活動は、【第29節 自衛隊派遣要請計画】の定めるところによる。 ・救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
------	---

(2) 実施主体と実施内容

実施主体	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・平素より救済資材の配備、救急薬品など救急資材の配備などについても十分検討し、準備を整えておく。 ・職員を動員し負傷者等を救出する。 ・市長は、隣保互助の精神を訴え、住民及び企業、団体等にある自警団、奉仕団、救助隊に対し救助活動に積極的に協力するよう呼びかける。
自主防災組織、事業所等	<p>自主防災組織、事業所の防災組織等は、次により自主的に救出活動を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。 イ 救出活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。 ウ 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携を取って地域における救出活動を行う。 エ 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察等に連絡し、早期救出を図る。

	る。 オ 救出活動を行うときは、可能な限り市、消防機関、警察と連絡をとりその指導を受けるものとする。
自衛隊	県の要請に基づき救出活動を実施するものとする。

3 避難所の開設・運営等

市長は、災害が発生し、家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民等を臨時に受け入れることのできる避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、市が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

区 分	内 容
避難所の開設	<ul style="list-style-type: none"> 市は、避難が必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知するとともに、速やかに避難所等の運営支援を行うために必要な現地配備員を派遣し、災害の規模に応じて、必要な避難所を可能な限り当初から開設する。 <資料編 6-2 指定避難所一覧表> 市は、必要に応じて、福祉避難所を開設する <資料編 6-5 福祉避難所一覧表> 緊急を要する場合で、現地配備員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者として行うことができる。 避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の派遣を要請する。 避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外に建物を仮設したり、天幕を設営するなどの措置をとる。この場合、仮設に要する資機材については、平素より調達可能数を把握確認しておく。 市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。また、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。
避難所の管理、運営	<ul style="list-style-type: none"> 市は、「避難所運営基本マニュアル」に沿って円滑な避難生活が行われるよう、自主防災組織及び施設管理者等の協力を得て、避難所を管理、運営する。 避難所は、「避難所運営基本マニュアル」に基づき、避難者を中心とした自主防災組織が運営することを基本とし、避難所運営本部を設置する。 市は、指定避難所の運営に関し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。 自主防災組織は、避難所運営の役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努めるものとする。

- ・運営が軌道に乗り次第、市、自主防災組織及び避難所の施設管理者中心の運営から、避難所利用者中心の体制に切り替える。市、自主防災組織及び避難所の施設管理者は運営をサポートする。
- ① 避難受入れの対象者
 - ア 災害によって現に被害を受けた者
 - (ア) 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
 - (イ) 現に災害を受けた者であること
 - イ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
 - (ア) 避難指示が発せられた場合
 - (イ) 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合
 - ウ その他避難が必要と認められる場合
- ② 避難所の管理、運営の留意点

市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

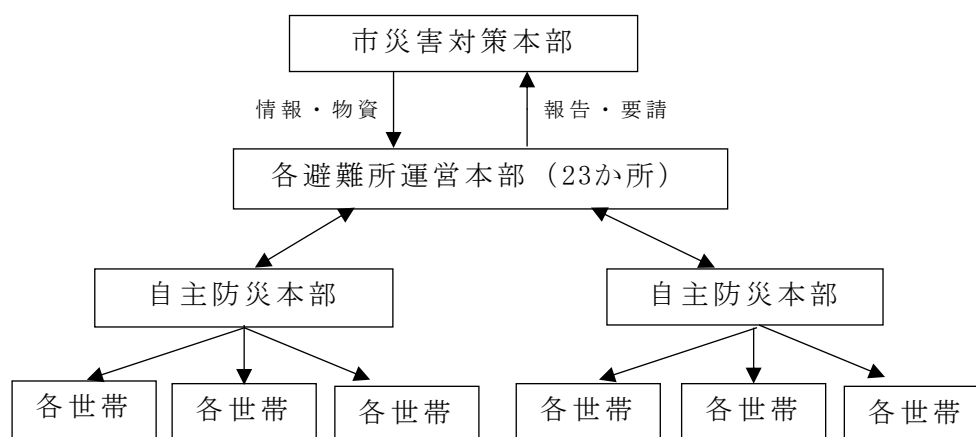
 - ア 避難所ごとに受入避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車等避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告
 - イ 混乱防止のための避難者心得の掲示、流言飛語の流布防止、不安解消のための正しい情報の案内
 - ウ 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
 - エ 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及びトイレ設置の状況等の把握
 - オ 避難行動要支援者への配慮
 - カ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーテーション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施
 - キ 感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施
 - ク 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮
 - ケ 相談窓口の設置（女性指導員の配置）
 - コ 高齢者、障害のある人、乳幼児、性的マイノリティ等の要配慮者への配慮
 - サ 避難所運営組織に男女同数選出する等、男女双方の意見が取り入れられる体制への配慮
 - シ 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
 - ス 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮
 - セ 避難所における女性や子供等に対する性犯罪・性暴力・DVの発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DVに係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や子供等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供
 - ソ ペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底
 - タ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めること
 - チ 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換を行うこと

	ツ 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施	
避難所の運営本部の構成	運営本部は、活動班及び居住組で構成する。 活動班：避難所全体で行う作業ごとに構成 居住組：居住する組単位で構成	
主な役割分担	市	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 ・避難所の運営支援 ・災害対策本部との連絡調整 ・避難者名簿管理 ・記録 ・ボランティア受け入れの本部との連絡調整 等
	自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の運営 ・在宅避難者の把握及び支援 ・ボランティアの受け入れ・管理 ・取材対応 等
	施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理 ・避難所運営への協力 ・給食施設での炊き出しの支援 等
避難所の早期解消のための取組等	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、県と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。 ・市は、被災建築物応急危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。 ・市は、県及び関係機関と連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻すための方策を検討する。 	

【避難所運営本部(活動班)の編成】

区分	内容
総務班	運営本部の事務局設置、避難所運営の記録、マスコミの対応、自主防災本部との調整
避難者管理班	避難者の受付、避難者名簿の作成・管理、避難者への問い合わせへの対応
情報班	掲示板の設置、情報収集、避難所内・自治会への情報提供
食料・物資班	水・食料・物資の要請、受け入れ、在庫管理、支給(物資の仕分け・配給の際は女性の視点を生かすものとする。)
施設管理班	避難所のレイアウト作成、危険個所の改善、防災・防犯
保健・衛生班	救護活動、トイレの設置・管理、水の管理、衛生管理(清掃等)、ペットの対応
要配慮者班	要配慮者の避難状況の把握、外国人の対応、福祉避難所への搬送
女性班	女性用相談窓口の開設、女性への配慮事項の状況把握、子どもへの支援
ボランティア班	ボランティアのニーズ把握・要請・受け入れ

【在宅避難者への支援の流れ】



4 災害救助法に基づく実施事項（知事の委任により実施）

(1) 避難所の設置

区 分	内 容
設 置 基 準	・原則として小中学校、高校の既存建物を利用する。 ・既存建物だけで不足する場合等は、野外に仮小屋、天幕等を設営することとする。
費 用 の 限 度	<資料編 1 2 - 3 災害救助法費用限度額>のとおり
実 施 期 間	災害発生の日から7日以内 ただし、知事と協議の上で必要最小限の期間を延長することができる。

(2) り災者の救出

区 分	内 容
実 施 基 準	災害のため現に生命、身体が危険の状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜し救出する。
費 用 の 限 度	救出のため必要な機械器具等の借上代等実費
実 施 期 間	災害発生の日から3日以内 ただし、知事と協議の上で必要最小限の期間を延長することができる。

5 県への要請事項

市長は、自ら避難・救出を行うことが困難な場合は、下記事項を明らかにして知事に応援を要請する。

区 分	内 容
避 難 の 場 合	ア 避難希望地域 イ 避難を要する人員 ウ 避難期間 エ 輸送手段 オ その他必要事項（災害発生原因）
救 出 の 場 合	ア 救出を要する人員 イ 周囲の状況（詳細に記入のこと） ウ その他必要事項（災害発生原因）

- 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備

し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

- 市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。
- 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

6 県管理施設の利用

市長は避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、県管理施設の管理者と協議し、施設を使用することができるものとする。

7 避難行動要支援者への支援

市は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

区 分	内 容
避難行動要支援者の被災状況の把握等	<p>① 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握</p> <p>ア 安否確認・避難誘導</p> <p>(ア) 市は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援計画等に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障害のある人その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。</p> <p>(イ) 防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。</p> <p>(ウ) 市は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。</p> <p>イ 被災状況の把握</p> <p>市は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。</p> <p>② 福祉ニーズの把握</p> <p>市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスを組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。</p>
被災した避難行動要支援者への支援活動	<p>避難誘導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても十分配慮する。</p> <p>① 在宅福祉サービスの継続的提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。 ・その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。 <p>② 避難行動要支援者の施設への緊急入所等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送ることができるよう支援を行うものとする。
--	---

8 広域避難・広域一時滞在

- 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送の円滑な実施に資するため、運送事業者等との協定の締結等災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
- 市は、避難所及び避難地を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- 市は、国、県、運送事業者等とともに、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- 市は、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下「政府本部」という。）、県、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるよう努めるものとする。

区 分	内 容	
県内への避難	広域避難	<ul style="list-style-type: none"> ・県内他市町への受入れについては、当該市町へ直接協議する。 ・広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、避難先の避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。
	広域避難の受入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難を受入れる時は、被災市町と協力して避難所の開設・運営等を行う。 ・避難場所を指定する際に、広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
	県の対応	被災市町から県内他市町への広域避難に関する支援要請があった場合には、被災市町からの避難経路及び避難者見込数などの情報を基に受入可能市町の調査を行い、受入可能市町及び避難者の受入能力（施設数、施設概要等）の助言を行う。
県外への避難	市の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・他の都道府県への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を求める。 ・緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。 ・広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、受入市町村と協力して、広域避難者に対して必要な情報や支援が提供できる体制の整備に努める。
	県の対応	被災市町から県外への広域避難に関する支援要請があった場合には、都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定等に基づき協力要請して受入先を確保するとともに、被災者を避難させるための輸送手段の調達等を支援する。

第8節 愛玩動物救護計画

災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう市、飼い主等の実施事項を定める。

区 分	内 容
同行避難動物への対応	市 「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」（県作成）、「三島市避難所運営基本マニュアル」及び「災害時ペット対策行動マニュアル」（市作成）により、災害時におけるペットの取り扱いについて、広く住民に周知を行う。
	飼い主 ・人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 ・日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 ・処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 ・飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難（※）に努めるものとする。
放浪動物への対応	市 ・放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 ・狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 ・狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い主への装着を徹底させるよう啓発を行う。 ・飼い主からの飼い犬等の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 ・県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。
	飼い主 ・保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 ・放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難（※）に努めるものとする。

※同行避難：災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。

第9節 帰宅困難者対策

災害発生により帰宅や移動が困難な状況となった観光客、通勤・通学している者に対し、避難誘導、食料等の支給等の必要な措置について定める。

区 分	内 容	
観光客等への支援	・市は、鉄道事業者と連携し、各駅の乗客を最寄りの避難所に避難誘導する。 ・市は、市内に周遊している観光客等の滞留旅客について、自ら避難所に移動できるよう環境整備に努める。 ・市は、交通障害が解消されるまでの間、一時的に帰宅困難者が滞在する施設を確保し、水、食料、毛布等を支給する。	
	三島駅及び駅周辺	帰宅困難者用の避難所、広域避難地、宿泊施設又は近隣の公共施設
	伊豆箱根鉄道各駅等	最寄りの避難所
通勤・通学	・公共交通機関の停止により移動が困難であることが明らかになった場合には、	

者の対応	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り勤務先、学校等にて待機するものとする。 公共交通機関が運行を開始したとき又は移動する手段を確保できる見込みとなった場合には、移動を開始するものとする。
情報の提供	市は、帰宅困難者に災害の状況、公共交通機関の復旧見込み、道路の通行制限、天気予報等の情報を提供するよう努める。

第10節 食料供給計画

災害により日常の食事に支障があるり災者に対し必要な食料品を確保し支給するため、「三島市災害時受援計画」及び「被災者支援物資供給マニュアル」に基づき、食料供給に支障のないよう措置する。なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメント（情報の評価・分析）の実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努め、要配慮者等のニーズの違いに配慮する。

1 実施主体と実施内容

応急食料の確保計画量	<ul style="list-style-type: none"> 市は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努める。 大規模な災害が発生した場合には、応急食料の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。
実施主体	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> 非常持出しできない被災住民や旅行者等に対して応急食料を配分する。 応急食料を適正円滑に配分するため、市長は災害対策本部物資調達班より責任者を指名し、また、避難所にそれぞれ現地配備員班長を置く。 応急食料の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した食料保有者<資料編9-2 民間事業者災害協定・覚書締結先一覧>とする。これによって調達できないときは、他の食料保有者から調達する。 応急食料の輸送は、原則として当該食料調達先の業者等に依頼する。当該食料調達先に依頼できないときは、【第21節 輸送計画】に基づき措置する。 市長は、応急食料の調達が不可能又は困難な場合には、次の事項を明らかにした上で、県に調達、又はあっせんを要請する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 調達又はあっせんを必要とする理由 イ 必要な食料の品目及び数量 ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者 エ 連絡課及び連絡責任者 オ 荷役作業員の派遣の必要の有無 カ 経費負担区分 キ その他参考となる事項 応急食料の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。 避難所、その他の要所に自主防災組織の協力を得て、炊き出しの施設を設け、又は食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。また、学校の給食室が利用可能である場合には活用して炊き出しを行う。
市民及び自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> 応急食料は、家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限り賄うものとし、これによって賄えない場合は、市に供給を要請する。 自主防災組織は、市が行う応急食料の配分に協力する。 自主防災組織は、必要に応じ炊き出しを行う。

2 災害救助法に基づく実施事項（知事の委任により実施）

区 分	内 容
食料給与の	ア 避難所に避難した者

対 象 者	イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊・半焼又は床上浸水等であって炊事のできない者 ウ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者等 エ 被害を受け、現在地に居住することができず、一時縁故先に避難する者で、食料品を喪失し、持ち合わせがない者
対 象 品 目	ア 主食 米、弁当、乾パン、パン、麺類、インスタント食品等の主食 イ 副食（調味料を含む）
対 象 経 費	ア 主食費 （ア）米穀小売業者及び農林水産省農産局長から購入した米穀 （イ）小売業者及び産業給食提供業者から購入した弁当等 （ウ）小売・製造業者から購入したパン、麺類、インスタント食品等 イ 副食費（調味料を含む） ウ 燃料費 エ 雑 費 （ア）器物（炊飯器、ヤカン、鍋、バケツ等）の使用謝金又は借上料 （イ）アルミホイル等の包装紙類、茶、はし、使い捨て食器等の購入費
費 用 の 限 度	<資料編 1 2 - 3 災害救助法費用限度額>のとおり
実 施 期 間	災害発生の日から 7 日以内 ただし、期間内に炊き出しその他による食品給与を打切ることが困難な場合は、知事との協議の上で期間の延長をすることができる。

3 交通、通信が途絶して市長が知事に調達要請をできない場合の措置

災害救助法又は国民保護法が発動され、救助を行う場合、「米穀の買い入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、市長は農林水産省に対して政府所有米穀の緊急引渡しを要請するものとする。

第11節 衣料、生活必需品、その他物資及び燃料供給計画

災害により物資の販売機能等が混乱し、物資を入手できない被災者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品その他の物資（以下この節において「物資」という。）及び燃料を確保するため、「三島市災害時受援計画」及び「被災者支援物資供給マニュアル」に基づき、物資の供給に支障のないよう措置する。なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

1 実施主体と実施内容

物 資 の 確保計画量	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努める。 ・大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。
実 施 主 体	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して物資を配分する。 ・物資を適正円滑に配分するため、市長は災害対策本部物資調達班より責任者を指名し、また、避難所にそれぞれ現地配備員班長を置く。 ・物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した物資保有者<資料編 9 - 2 民間事業者災害協定・覚書締結先一覧>とする。これによって調達できないときは、他の物資保有者から調達する。 ・物資の輸送は、原則として当該物資調達先の業者等に依頼する。当該物資調達先に依頼できないときは、【第 21 節 輸送計画】に基づき措置する。 ・調達した物資については、あらかじめ指定する救援物資集積所へ集積する。 ・市長は、物資の調達が不可能又は困難な場合には、次の事項を明らかにした上で、県に調達、又はあっせんを要請する。

	<p>ア 調達又はあつせんを必要とする理由 イ 必要な物資の品目及び数量 ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者 エ 連絡課及び連絡責任者 オ 荷役作業員の派遣の必要の有無 カ 経費負担区分 キ その他参考となる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。 ・市は、協定を締結している一般社団法人静岡県LPガス協会三島地区会から炊き出しに必要なLPガス及び器具等の提供を受け、避難所等へ支給又はあつせんを行う。 ・市長は、炊き出しに必要なLPガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を明らかにした上で、県に調達のあつせんを要請する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 必要なLPガスの量 イ 必要な器具の種類及び個数
市民及び自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・物資は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は市に供給を要請する。 ・自主防災組織は、市が行う物資の配分に協力する。 ・地域内のLPガス販売業者等の協力を得て、使用可能なLPガス及び器具等を確保するものとする。

2 災害救助法に基づく実施事項（知事の委任により実施）

区 分	内 容	
衣料、生活必需品等の 給与又は貸与の 対 象 者	住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水等により生活上必要な衣服、寝具、その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	
対 象 品 目	被服・寝具 及び身の まわり品	洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等
	日 用 品	石鹸、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等
	炊 事 用 具 及 び 食 器	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、汁わん、皿、はし等
	光 熱 材 料	マッチ、LPガス等
費 用 の 限 度	<資料編12-3 災害救助法費用限度額>による。	
給（貸）与の期間	災害発生の日から10日以内 ただし、知事の同意の上で必要最小限の期間を延長することができる。	

第12節 給水計画

災害により現に飲料水及び生活用水を得る事ができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水等を供給するために市、市民及び自主防災組織の実施する事項を定め、給水に支障のないように措置する。

1 実施主体と実施内容

実施主体	内 容
市	・飲料水等の確保が困難な地域に対し、給水拠点を定め、給水車等により応急給

	<p>水を行う。その際、高齢者等または傾斜地などで給水場所までの飲料水の運搬作業が困難な地域の住民にも配慮するよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長は、管内で飲料水の供給を実施することができない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事に調達のあつせんを要請する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 給水を必要とする人員 イ 給水を必要とする期間及び給水量 ウ 給水する場所 エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量 オ 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数 カ その他必要事項 ・自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。 ・地震発生後約8日を目途に仮設給水栓等を設置し、最低限の生活に必要な水を供給するよう努める。
市民及び自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後7日間は、各家庭で備蓄した水、避難所の受水槽の水及び耐震性防火水槽の水等のろ過によりそれぞれの飲料水を確保する。 ・地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市の応急給水により飲料水を確保する。 ・地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。 ・市の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。

2 災害救助法に基づく実施事項（知事の委任により実施）

区分	内容
飲料水供給の対象者	災害のため現に飲料水を得ることができない者
飲料水の供給量	大人1人1日最小限おおむね3リットル
飲料水の供給期間	災害発生の日から7日以内 ただし、知事と協議の上で必要最小限の期間を延長することができる。
費用の限度額	水の購入費（真にやむを得ない場合に限る）、機械器具の借上費、修繕費、燃料費、浄水用の薬品及び諸資材の実費

3 給水実施方法

区分	内容	
水道災害対策本部	発災時には、水道災害対策本部長、水道技術管理者及び応急対策班で構成する水道災害対策本部を設置する。	
給水方法	<ul style="list-style-type: none"> ・給水は水道担当部が三島市水道危機管理マニュアルに基づき措置する。 ・給水に際しては、給水期間、給水場所を事前に住民に周知するものとする。 	
給水作業の区分	拠点給水	浄水場、配水場に仮設給水栓を設置して給水する。 ＜資料編8-2 水道主要施設一覧表＞
	運搬給水	給水車、給水タンク搭載車、散水車等の車両により飲料水を避難所に輸送し給水する。
	仮設給水	復旧した配水管に仮設給水栓を設置して給水する。
	相互給水	応援給水協定に基づき給水する。
給水施設の応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・応急復旧期間は、水道施設の被害の甚大さ、被災者の不安感の軽減、生活の安定を考慮して4週間以内とする。当市の水道施設の概要は＜資料編8-2 水道主要施設一覧表＞のとおりである。 ・道路決壊、橋梁流失等被災による損傷箇所の緊急復旧作業は、水道担当部により措置する。 	

	・応急復旧工事は協定を締結している水道工事業者<資料編9-8 三島市指定上下水道工事店協同組合名簿>の協力を得て行うものとする。
衛生上の注意	自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。

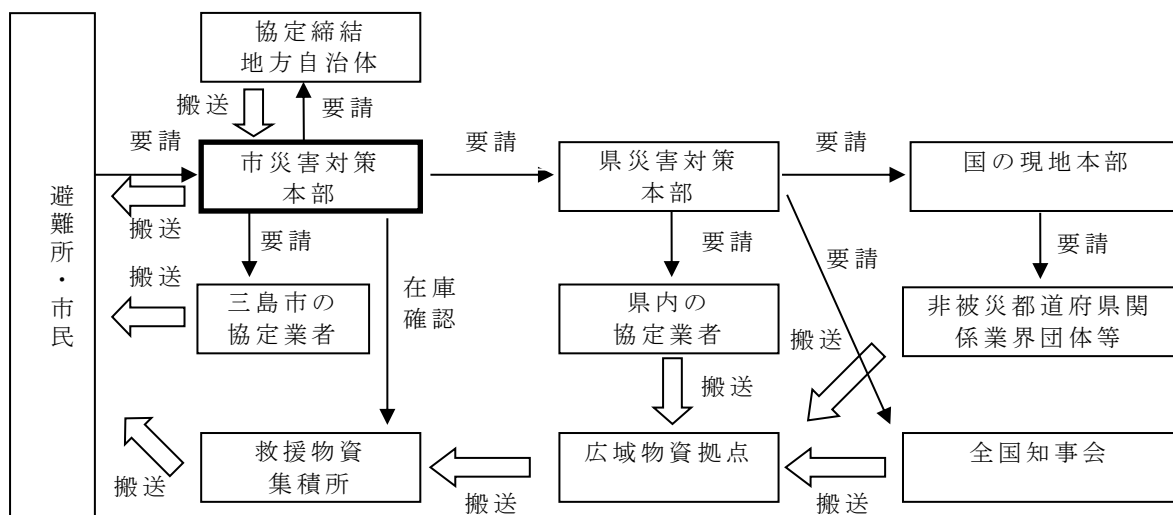
4 給水の目標

区分	目標水量	水量の用途内訳	主な給水方法
地震発生～3日間	3L/人/日	生命維持のための最小限必要量	個人の備蓄、耐震性貯水槽、運搬給水、学校の受水槽
4日～7日間	20L/人/日	調理、洗面等の日周期の生活に必要な最小限必要量	給水拠点への運搬給水
8日～28日	100L/人/日	洗濯、風呂等の数日周期の生活に必要な最小限必要量	仮配管からの各戸給水
28日～完全復旧	100L/人/日～被災前水量	ほぼ通常生活に必要な水量	仮配管からの各戸給水

5 医療救護施設への給水

区分	内容
運搬給水	<資料編4-2 非常災害時医療救護編成表>に定める医療救護施設を優先する。並行作業が可能な場合には、それと同時に避難所に運搬給水を行うものとする。
運搬給水量の目安	医療救護施設 1床当たり50L/人/日

【食料、飲料水、生活必需品等の調達の流れ】



第13節 救援物資の受け入れ・供給計画

市による調達・備蓄では飲料水、食料、物資の供給に不足が生じる場合における全国から集まる救援物資の受け入れ、供給について定め、円滑に市民へ救援物資を供給する。

1 救援物資の要請・受付

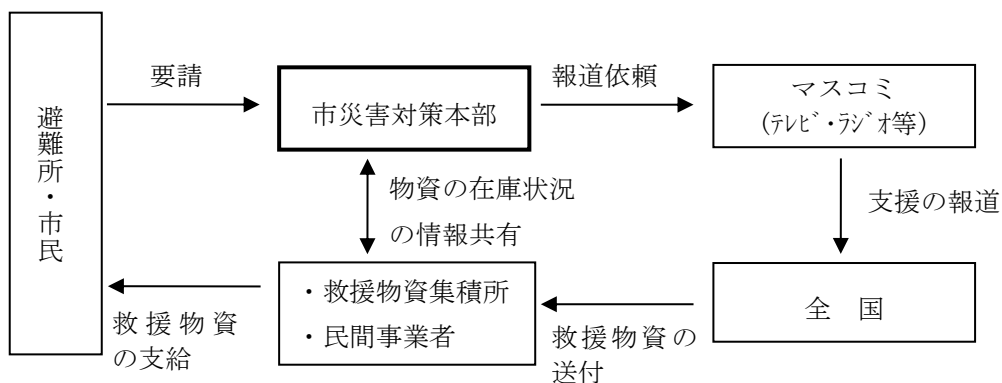
区分	内容
救援物資の要請	・災害発生後、【第10節 食料供給計画】、【第11節 衣料、生活必需品、その他物資及び燃料供給計画】、【第12節 給水計画】による調達・備蓄によ

	<p>る飲料水、食料、物資では不足が生じると判断した場合、テレビ、ラジオ、新聞及び市ホームページを通じて全国へ救援物資を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この場合、必要とする食料・物資の内容、量、送付方法等について明確に情報を提供する。特に、マスコミ等への情報提供については十分留意する。 ・各家庭からの救援物資については、仕分け、保管等に多大な労力及び時間が必要となるため、原則として受け入れず、可能な限り義援金での支援を呼びかける。 ・食料・物資が充足した時点で、要請の打ち切りについて、マスコミ等を通じて情報を提供する。
救援物資の受付	<ul style="list-style-type: none"> ・救援物資管理班は、市災害対策本部からの救援物資の申し出（受入）を受けた時点で、受付時間、受付担当者名、内容、量、輸送手段、同行人員、出発時間、輸送先等を確認する。 ・市災害対策本部は救援物資申出受付リストを作成し、救援物資受付を管理する。 ・原則、長期保存が困難な物は受け入れない。 ・救援物資の受付時間は、9時から21時までとするよう可能な限り周知を行う。

2 救援物資の受け入れ・配送等

区 分	内 容
救援物資の受け入れ・集積・配送	<ul style="list-style-type: none"> ・市災害対策本部は、救援物資を受け入れ、集積・配送するため、救援物資集積所を開設する。 ・救援物資集積所において、各避難所のニーズに応じて救援物資を分配し、避難所等へ搬送する。ただし、緊急を要する場合は、直接搬送も考慮する。 ・市役所に直接持ち込まれる救援物資については、小口の個人の持ち込みに限り受け入れ、その他大口の荷物については、適宜、救援物資集積所に誘導する。 ・救援物資の仕分けは、効率的に実施できるよう協定を締結している運送業者に依頼するものとする。

【救援物資の調達フロー】



第14節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

- 市は、地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、安全対策（被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定）を実施するほか、洪水、土砂災害、地震等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。
- 災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、応急的な住宅を提供し、また、災害のため被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して居住の安定を図るための市の実施事項を定め、住宅の確保

に支障のないよう措置する。

- 応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。
- 他の市町又は都道府県の応急仮設住宅等への受入れについては、【第7節 避難救出計画 8 広域避難・広域一時滞在】による。

1 被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定

実施主体	内 容	
市	建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。 ・併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。
	宅地等	市は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもと危険度判定を実施する。
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。 ・市民は判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 	

2 災害危険区域の指定

区 分	内 容
指定の目的	災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築に関する制限を定める。
指定の方法	条例により区域を指定し、周知する。

3 応急住宅の確保

基本方針	避難所生活を早期に解消するために、災害時の応急住宅マニュアル等に基づき、被災者の住宅を応急的に確保する。
------	--

区 分	内 容	
被害状況の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。	
体制の整備	応急住宅対策に関する体制を整備する。	
応急仮設住宅の確保	建設型 応急住宅 の建設	<ul style="list-style-type: none"> ・建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。 ・建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。〈資料編6－8 応急仮設住宅建設予定地一覧表〉
	賃貸型	借上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げ

	応急住宅の借上げ	る。				
	応急仮設住宅の管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急仮設住宅の適正な管理運営を行う。 ・ その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。 				
	応急仮設住宅の入居者の認定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。 ・ 入居者の認定を市長が行うこととされた場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮をしながら、自らの資力では住宅を確保できない者のうちから認定し入居させる。 ・ 入居者の部屋割りはコミュニティの維持・構築に配慮をしながら行う。 				
	市営住宅等の一時入居	市営住宅等の空家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。				
	応急住宅の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。 ・ 入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。 				
	住宅の応急修理	<p>建築業関係団体の協力を得て、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。</p>				
	建築資機材及び建設業者等の調達、あつせん要請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合には、次の事項を明らかにした上で、県にあつせん又は調達を要請する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">応急仮設住宅の場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ア 被害世帯数（全焼、全壊、流失） イ 設置を必要とする住宅の戸数 ウ 調達を必要とする資機材の品名及び数量 エ 派遣を必要とする建築業者及び人数 オ 連絡責任者 カ その他参考となる事項 </td> </tr> <tr> <td>住宅応急修理の場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ア 被害世帯数（半焼、半壊） イ 修理を必要とする住宅の戸数 ウ 修理に必要な資機材の品目及び数量 エ 派遣を必要とする建築業者及び人数 オ 連絡責任者 カ その他参考となる事項 </td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあつせん又は調達を要請する。 	応急仮設住宅の場合	<ul style="list-style-type: none"> ア 被害世帯数（全焼、全壊、流失） イ 設置を必要とする住宅の戸数 ウ 調達を必要とする資機材の品名及び数量 エ 派遣を必要とする建築業者及び人数 オ 連絡責任者 カ その他参考となる事項 	住宅応急修理の場合	<ul style="list-style-type: none"> ア 被害世帯数（半焼、半壊） イ 修理を必要とする住宅の戸数 ウ 修理に必要な資機材の品目及び数量 エ 派遣を必要とする建築業者及び人数 オ 連絡責任者 カ その他参考となる事項
応急仮設住宅の場合	<ul style="list-style-type: none"> ア 被害世帯数（全焼、全壊、流失） イ 設置を必要とする住宅の戸数 ウ 調達を必要とする資機材の品名及び数量 エ 派遣を必要とする建築業者及び人数 オ 連絡責任者 カ その他参考となる事項 					
住宅応急修理の場合	<ul style="list-style-type: none"> ア 被害世帯数（半焼、半壊） イ 修理を必要とする住宅の戸数 ウ 修理に必要な資機材の品目及び数量 エ 派遣を必要とする建築業者及び人数 オ 連絡責任者 カ その他参考となる事項 					

4 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容	
応 急 仮 設 住 宅 設 置	入居対象者	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができない者
	規模及び費用の限度額	<資料編12-3 災害救助法費用限度額>のとおり
	整備開始期間	災害発生の日から20日以内 ただし、事前に内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。
住宅応急修理	修理対象者	災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の

		損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程 度に住家が半壊した者
	規模及び費用 の 限 度 額	<資料編 1 2 - 3 災害救助法費用限度額>のとおり
	修 理 期 間	災害発生の日から3か月以内 ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か 月以内
	実 施 期 間	災害発生の日から10日以内

※応急仮設住宅の供与については、規格、規模、構造、単価等に市町村間で格差が生じないように広域的な調整を行うことが望ましく、都道府県知事が行うことが望ましいとされていることから、原則、知事が実施することとなっている。

ただし、被災者の入退去及び住宅の維持・管理に係る事務については、知事の委任により市が実施する。

5 要配慮者への配慮

- 応急仮設住宅への受入れに当たっては要配慮者に十分配慮すること。
- 特に応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。
- 要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。
- 応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成及び運営等に関して、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

6 支援員の応急仮設住宅への訪問

- 応急仮設住宅の入居者と行政をつなぎ、健康面、精神面、生活面、住宅設備に関することの相談を受け、地域でのサロンや、懇談会の運営を支援する支援員の派遣を社会福祉協議会の協力を得て行うものとする。
- この支援員は、入居者の女性が相談しやすいよう男女合同で訪問するよう努めるものとする。

7 住宅の応急復旧活動

市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

8 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特 例 措 置	政令で定める区域及び期間において市長が設置する応急住宅については、消防法第17条の規定は、適用しない。
市 長 の 措 置	・上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。 ・応急住宅等における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置

第15節 医療・助産計画

災害のため医療機関が混乱し、医療・助産の途を失った者に対して、市等の実施事項を定め、医療・助産に支障のないよう措置する。

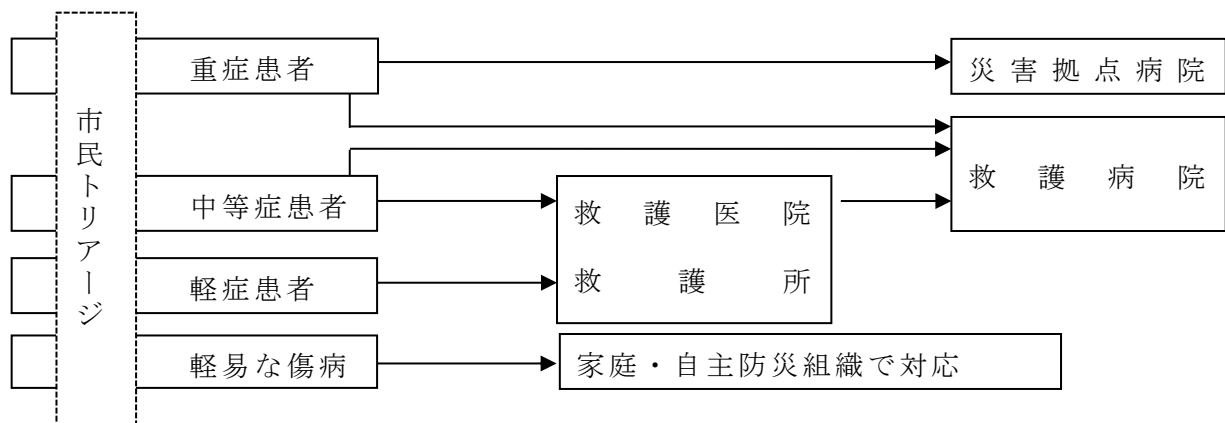
1 基本方針

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 市は、医療救護を行うため、救護所を設置し、又あらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。なお、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。 市は、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じ重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け（以下「トリアージ」という。）を行い、効率的な活動に努める。 市民は、負傷者を簡易的な方法で搬送先を選別する市民トリアージを行い、適切な搬送を行う。 市は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行う。 特に、高齢者、障がいのある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。 市は、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
------	---

2 医療救護の対象者

対象者	・直接災害による負傷者（軽易な傷病で家庭救護で対応できる程度の者を除く。）	
	重症患者	直ちに処置（手術等入院治療）を行えば、救命が可能な者
	中等症患者	多少治療の時間が遅れても生命には危険がない者で、基本的には、バイタルサインが安定しているが入院治療が必要な者
	軽症患者	重症患者及び中等症患者以外の軽易な傷病で、医師の治療を必要とする者
	<ul style="list-style-type: none"> 人工透析等医療の中断が致命的となる患者及び日常的に発生する救急患者 災害時における異常な状況下において、ストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者 	

【直接災害による負傷者の受け入れの流れ】



3 救護所、救護医院、救護病院及び災害拠点病院

区分	内 容	
救護所・救護医院	設置	市は、医師会と連携してあらかじめ指定した設置場所に救護所及び救護医院を設置する。
	活動	ア トリアージ イ 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置 ウ 中等症患者及び重症患者の救護病院及び災害拠点病院への搬送手配 エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配 オ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への措置状況等の報告 カ その他必要な事項
救護病院	設置	市は、あらかじめ、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。
	活動	ア トリアージ イ 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ ウ 重症患者の災害拠点病院、航空搬送拠点への搬送手配 エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配 オ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への受入状況等の報告 カ その他必要な事項
災害拠点病院	指定	JCHO三島総合病院は、県の災害拠点病院に指定されており、基幹災害拠点病院として医療救護活動を行うものとする。
	活動	ア トリアージ イ 他の医療救護施設で対応困難な重症患者の受入れ及び処置 ウ 重症患者の航空搬送拠点への搬送手配 エ DMA T等医療チームの受入れ及び派遣 オ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し

4 実施主体と実施内容

実施主体	内 容
市	<p>あらかじめ定める医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 救護所開設予定施設及び救護医院・救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。 傷病者を必要に応じて、あらかじめ指定した最寄りの医療救護施設に搬送する。 傷病者の受入れに当たっては医療救護施設が効果的に機能するよう受入状況の把握に努め、必要な調整を行う。 救護所、救護医院、救護病院の受入状況等の把握のため必要に応じて職員を配置する。 医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに県に調達・あっせんを要請する。 市長は、医療助産の供給が不足すると思われる場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんを要請する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 必要な救護班数 イ 救護班の派遣場所 ウ その他必要事項(災害発生の原因) 被害の状況に応じて、重症患者の広域医療搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。 市は、薬剤師会と連携してあらかじめ指定した設置場所に拠点薬局を設置するとともに、平常時から医師が指示した医薬剤や資器材を備蓄する。

薬 剤 師 会	<ul style="list-style-type: none"> ・救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導を行う。 ・災害時医療救護対策本部等における医薬品の仕分け・管理を行う。 ・市が準備した医薬品等により医療救護活動を行うほか、市の要請により薬局が保管する医薬品等を供給する。 ・拠点薬局は、災害時医療対策本部の医薬品等を、救護所や救護医院に供給する。
市 民 及 び 自 主 防 災 組 織	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病者については家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。 ・医療救護対象者の重症度や緊急度を簡易的に選別する市民トリアージを実施し、傷病者で救護を要する者を最寄りの救護所、救護医院又は救護病院に搬送する。

5 災害救助法に基づく実施事項（知事の委任により実施）

区 分	内 容	
医療を受ける 対 象 者	医療を必要とする状態であるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者	
助産を受ける 対 象 者	ア 災害のため助産の途を失った者 イ 現に助産を要する状態の者 ウ 災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者 エ 被災者であると否とを問わない オ 本人の経済的能力の如何を問わない	
医 療 ・ 助 産 の 範 囲	医療	ア 診 療 イ 薬剤又は治療材料の支給 ウ 処置、手術、その他治療及び施術 エ 病院又は診療所への収容 オ 看 護
	助産	ア 分べんの介助 イ 分べん前、分べん後の処置 ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給
実 施 期 間	医療	災害発生の日から14日以内 ただし、必要に応じて知事の同意の上で期間を延長することができる。
	助産	分べんした日から7日以内 ただし、必要に応じて知事の同意の上で期間を延長することができる。
費 用 の 限 度	医療	ア 救護班による場合、使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費等の実費 イ 一般病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内 ウ 施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内
	助産	ア 救護班による場合 使用した衛生材料等の実費 イ 助産師による場合 当該地域における慣行料金の8割以内の額

6 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特 例 措 置	政令で定める区域及び期間において市長が設置する臨時の医療施設については、医療法第4章及び消防法第17条の規定は、適用しない。
市 長 の 措 置	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。 ・臨時の医療施設における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置

第16節 防疫計画

被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止を図る事を目的とする。

1 実施主体と実施内容

実施主体	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・病原体に汚染された場所の消毒 ・ねずみ族・昆虫等の駆除 ・病原体に汚染された物件の消毒等 ・生活水の供給 ・浸水地域の防疫活動の実施 ・防疫薬品が不足した場合の卸売業者等からの調達及び県に対する供給調整の要請 ・臨時予防接種の実施 ・市長は、市において防疫活動を実施することが困難な場合には、次の事項を明らかにした上で、知事に要請する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 防疫薬剤の種類及び数量 イ その他必要事項
市民及び自主防災組織	飲食物の衛生に注意して、食中毒及び関連する感染症の発生を防止する。
関係団体	飲食物に起因する食中毒及び関連する感染症の発生防止について、県及び市から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

2 実施方法

区 分	内 容	
防疫班の編成	防疫班は、おおむね運転手1名、作業員4名の計5名をもって1班とし、災害の状況によって数班を編成し、前項に定める実施事項を処理するものとする。	
実施基準	被災により環境衛生が低下し、伝染病発生の恐れがある場合は、次の該当する地域から優先実施するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 下痢患者、有熱患者が多発している地域 イ 集団避難所 ウ 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域 	
実施方法	床下、庭	生石灰及びクレゾール液、乳剤散布（被災地の町内会へ一括搬送し、各家庭へ配布方を依頼するものとする。）
	汚染した溝、水たまり	水たまり：クレゾール液散布
	汚染した井戸	次亜塩素酸ナトリウム投入
	毒劇物の取扱い	回収及び流出飛散防止を図る
	その他	適宜必要な措置
消毒機器及び薬品	消毒用機器及び薬品は、協定業者から調達し、不足の場合は、農協等が所有しているものを借上げる。	

第17節 清掃及び災害廃棄物処理計画

被災地の塵芥収集処理及びし尿のくみ取り処分、死亡獣畜の処理等清掃業務及び災害廃棄物処理を適切に行うため市等の実施事項を定め、災害廃棄物の処理等に支障のないよう措置する。

1 基本方針

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿及び生活系ごみの処理は、災害時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「三島市災害廃棄物処理計画」及び「三島市災害廃棄物処理実行計画」に従って迅速・適正に処理する。 ・応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、災害による建物の焼失、倒壊及び解体によって発生する災害廃棄物を「静岡県災害廃棄物処理計画」、「三島市災害廃棄物処理計画」及び「三島市災害廃棄物処理実行計画」に従って迅速・適正に処理する。 ・災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。 ・災害廃棄物処理に当たっては、適正な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努める。
------	---

2 し尿処理

実施主体	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗トイレを使用せず携帯トイレ等で処理するよう広報を行う。 ・避難所の被災状況や避難者数、水洗トイレの使用可否を判断し、使用できない場合には、次のトイレを設置し、し尿処理を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 仮設トイレ イ マンホールトイレ（下水道利用型仮設トイレ） ウ 簡易トイレ エ 携帯トイレ ・発災後3日を目途に、100人に1基の割合で、協定を締結する民間事業者に仮設トイレの設置を要請する。 ・独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 処理対象物名及び数量 イ 処理対象戸数 ウ 市所在の処理場の使用可否 エ 実施期間 オ その他必要事項 ・収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。 ・速やかに下水道施設、し尿処理施設等の応急復旧に努める。
市民及び 自主防災 組 織	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設等の被災に伴い水洗トイレが使用できない場合は、簡易トイレ等を使用し処理することとする。 ・自主防災組織が中心となり、仮設トイレ等の設置及び管理を行う。

3 廃棄物（生活系）処理

実施主体	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。 ・収集及び処理体制を市民や事業者に広報する。 ・指定避難所で発生する生活ごみは、原則、災害廃棄物仮置場に搬入せず、避難所内又はその周辺に一時的な集積場所を確保し処理し、在宅避難者から発生する生活ごみは、原則、使用可能な近隣のごみ集積所を利用し処理する。 ・独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 処理対象物名及び数量 イ 処理対象戸数

	ウ 市所在の処理場の使用可否 エ 実施期間 オ その他必要事項 ・収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。 ・三島市一般廃棄物組合に対して、収集運搬の協力要請を行う。
自主防災組織	・地域ごとに市民が搬出するごみの集積場所を確保し周知する。 ・集積場所のごみの整理、流出防止等の管理を行う。
市民	・市が定める分別方法に従い、指定された最寄りの集積場所に搬出する。 ・河川、道路、谷間及び公園等に投棄しない。
三島市一般廃棄物組合	市の要請に基づき、必要な人員、車両等を調達し、市の指示に従い収集運搬に協力する。

4 死亡獣畜の処理

区分	内容
実施方法	・死亡獣畜の収集の必要が生じた場合は、特別に班編成する。 ・死亡獣畜の処理は、原則として指定の処理事業者等で処理するものとする。

5 災害廃棄物処理

実施主体	内容	
市	災害廃棄物処理対策組織の設置	災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。
	情報の収集	市内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。 ア 家屋の被害棟数等の被災状況 イ ごみ処理施設等の被災状況 ウ 産業廃棄物処理施設等の被災状況 エ 災害廃棄物処理能力の不足量の推計 オ 仮置場、仮設処理場の確保状況
	発生量の推計	収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。
	仮置場、仮設処理場の確保	推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。
	処理施設の確保	中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。
	関係団体への協力の要請	収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。
	災害廃棄物の処理	県が示す実行計画に基づき、また「三島市災害廃棄物処理実行計画」に則り、被災状況を勘案した上で、災害廃棄物の処理を実施する。
	解体家屋の撤去	解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。
企業	・自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。 ・市から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。	
市民	・市が定める分別方法に従い、指定された仮置場に災害廃棄物を搬入する。	

	・河川、道路、谷間及び公園等に投棄しない。
--	-----------------------

6 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において市の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者は、廃棄物処理法第7条第1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定に関わらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。
市長の措置	上記の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対して、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

第18節 遺体の搜索及び措置埋葬計画

災害により、行方不明になり既に死亡していると推定される者の搜索及び災害により遺族等が混乱期のため、遺体識別等のために遺体の措置及び埋葬ができない者に対して、市等の実施事項を定め、遺体の搜索、措置及び埋葬に支障のないよう対処する。

1 基本方針

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、災害時における遺体の収容、検視、検案、遺体処置、身元不明遺体の対応、火葬等について定めた「三島市遺体措置計画」に基づき措置する。 ・遺体措置計画には、あらかじめ遺体収容施設を定めておくとともに、その周知に努める。 ・遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。 ・遺体の搜索及び措置は、県（警察）、医師会、歯科医師会、協定を締結している葬祭業者、火葬場と連携して実施する。
------	---

2 実施主体と実施内容

実施主体	内 容	
市	遺体の搜索	市職員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。
	遺体収容施設	市は、地震災害が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設<資料編4-7 遺体収容所・協力事業者一覧表>を設置する。ただし、やむを得ない場合には、他の場所に設置する。

	活動	<ul style="list-style-type: none"> 市は、遺体収容施設において次の活動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 警察の協力を得て遺体措置を行う。 イ 遺体の検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。 ウ 被災現場、救護所、救護医院、救護病院、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。 エ 遺体の措置、関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。 オ 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。 遺体収容に当たっては極力損傷を与えないよう丁寧に扱うとともに死者に対し礼が失われないよう注意する。
	遺体の処置	<ul style="list-style-type: none"> 市は、自主防災組織、自治会、警察等の協力を得て遺体の身元を確認した後、必要な処置（洗浄、縫合、消毒、一時保存）を行い、親族等に引き渡す。 相当の期間、引き取り人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬する。
	火葬	<ul style="list-style-type: none"> 火葬はみしま聖苑において行う。 大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合には、火葬が円滑に行われるように火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、静岡県広域火葬計画に基づき火葬を行う。
	埋葬	<ul style="list-style-type: none"> 遺族又は引取人が判明しないため市が火葬した遺骨は、指定の場所に安置し、事後において遺骨引取人によりそれぞれの墓地に埋葬するものとする。 遺骨引取人がいない場合は、市長が指定する墓地に仮埋葬する。
	県への要請	<p>市長は、遺体の捜索、措置、火葬について、市において対応できないときは、次の事項を明らかにした上で、県にそのあつせんを要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 捜索、措置、火葬に必要な職員数 イ 捜索が必要な地域 ウ 火葬施設の規格(釜の大きさ、燃料等)及び使用可否 エ 必要な輸送車両の台数 オ 遺体措置に必要な器材、資材の規格及び数量 カ 広域火葬の応援が必要な遺体数
市民及び自主防災組織		遺体の捜索及び遺体収容施設等における身元確認について市に協力するとともに、行方不明者の情報提供に努める。

3 災害救助法に基づく実施事項（知事の委任により実施）

区分	内容
遺体捜索対象者	行方不明の状態にある者で、各般の事情により既に死亡していると推定される者
遺体の措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理 イ 遺体の一時保存 ウ 検視、検案 エ 遺体の身元確認 オ 死亡届、埋火葬許可手続き、遺体の引渡し

埋葬対象者	ア 災害により死亡した者 イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合
実施期間	災害の発生から10日以内 ただし、期間の延長が必要である場合は、最小限度において知事の同意を得て、延長できるものとする。
費用の限度	<資料編12-3 災害救助法費用限度額>のとおり

4 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める期間内に政令で定める地域において死亡した者の死体に係る墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項の規定による埋葬又は火葬の許可については、当該死体の現に存する地の市町村長その他の市町村長が行うことができるほか、第14条に規定する埋葬許可証又は火葬許可証に代わるべき書類として死亡診断書、死体検案書その他当該死体に係る死亡事実を証する書類を定める等の手続きの特例が定められる。

第19節 障害物除去計画

災害により生じた土石、竹木等の障害物が住居に運びこまれ日常生活に支障がある者に対し、市の実施事項を定め、障害物除去に支障がないよう措置する。

1 災害救助法に基づく実施事項（知事の委任により実施）

区 分	内 容
障害物除去の対象者	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の日常生活に著しい支障を及ぼしているものを自らの資力をもってしては除去することのできない者
実施期間	災害発生の日から10日以内 ただし、必要に応じ知事と協議した上で、延長することができる
費用の限度	<資料編12-3 災害救助法費用限度額>のとおり

2 実施方法

区 分	内 容
障害物除去要員の動員要請	市職員、消防団員、建設業者、自衛隊、自主防災組織等を対象とし、被害の状況に応じ適宜動員及び動員要請するものとする。
除去用車両の調達	【第21節 輸送計画】の定めるところに準じて措置するものとする。
除去作業用機械器具の調達	調達は、建設業者一覧表<資料編9-5 三島市建設産業連合会会員名簿>により措置するものとする。
集積場所	除去した障害物は、住民の日常生活に支障のない場所に一時的に集積するよう措置するものとする。
県に対する要請	市長は、市において作業等の措置が不可能又は困難な場合は、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。 ア 除去を必要とする住家世帯数（半壊、床上浸水別） イ 除去に必要な人員 ウ 除去に必要な期間 エ 除去に必要な機械器具の品目別数量

	オ 集積場所の有無
--	-----------

3 災害の拡大と二次災害の防止活動

市は、災害時に、管理不十分な空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第20節 社会秩序維持計画

災害時における社会混乱を鎮め民心を安定させるため、社会秩序を維持するための活動について、市の実施事項定め、社会秩序の維持に支障のないよう措置する。

区 分	内 容
市民に対する呼びかけ	市長は市の地域に流言飛語をはじめ、各種の混乱が発生し、又は混乱が発生する恐れがあるときは、速やかに地域住民の取るべき措置等について、呼びかけを行うものとする。
生活物資の価格、需給動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策	対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも市の域内に所在するものについて、以下のとおり調査及び対策を講じるものとする。 ア 生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。 イ 特定物資の報告徴取、立入検査等 ・状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じて勧告又は公表を行なう。 ・特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立入り調査を実施する。
警察に対する要請	市長は、地域の平穏を害する不法行為を未然に防止するため必要と認めるときは、三島警察署に対し次の事項を要請する。 ア 不法事態に対する措置 イ 地域安全情報の伝達 ウ 銃砲刀剣類等に対する措置 エ 犯罪情報の収集、集団不法行為及び暴利行為の予防・取締り オ 流言飛語が横行した場合における原因究明及び適切な情報提供 カ その他社会秩序維持・民生安定化に係る必要な措置 キ 復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底
県に対する要請	市長は、市の地域内の社会秩序を維持するため必要と認めるときは県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

第21節 輸送計画

- 災害時における応急対策従事者及び救援物資の輸送を円滑に処理するため、輸送体制を確立し、輸送の万全を期する。
- 災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設も含め確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握するものとする。
- 緊急輸送が円滑に実施されるよう協定を締結した運送業者と連携を密にし、体制の整備に努めるものとする。
- 災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。
- 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

1 市

緊急輸送対策の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、災害応急対策の各段階に応じた的確な対応をとる。 ・緊急輸送は市民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とする。 ・市内で輸送手段等の調達ができないときは、県に協力を要請する。 ・ヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。
緊急輸送の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ア 災害応急対策要員として配備される者、又は配置替えされる者 イ 医療、助産その他救護等のため輸送を必要とする者 ウ 食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資 エ 罹災者を受け入れるため必要な資機材 オ 公共施設、生活関連施設等の災害防止用及び応急復旧用資機材 カ その他市長が必要と認めるもの
緊急輸送体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・交通施設の被害状況等を勘案し、状況に応じた緊急輸送計画を作成する。 ・緊急輸送計画の作成に当たっては、乗員、機材、燃料の確保状況、輸送施設の被害状況、復旧状況、輸送必要物資の量を勘案する。

2 陸上輸送体制

陸上輸送は、市有車両の活用、陸上自衛隊の要請、東海旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（以下「鉄道」という）の利用、運送業者の協力により行うものとし、災害の態様、その他の事情を勘案して適宜実施するものとする。

区 分	内 容
輸送路の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・道路管理者は、警察、自衛隊、消防団、自主防災組織等の協力を得て、通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。 ・災害対策本部は、緊急輸送ルート上の被害状況を把握し、通行可否を確認する。 ・道路管理者は、他の道路管理者と連携を密にして、あらかじめ指定された緊急輸送ルートの機能確保に努める。
輸送手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送は、次の車両により行う。 ア 市有車両<資料編5-4 緊急通行車両一覧表> イ 自衛隊の車両 ウ 鉄道輸送会社等の車両 エ 民間営業車両 ・市長は市内において輸送手段の調達ができない場合には、県又は災害協定を締結している地方公共団体に協力を要請する。
緊急物資集積場所の開設及び要員の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・食料等生活に必要な物資を受け入れるため、あらかじめ定めた緊急物資集積場所<資料編11-1 緊急物資集積場所>を開設する。 ・緊急物資の荷捌業務等を円滑に行うため、緊急物資集積場所に市職員を配置するとともに、必要に応じて協定を締結した運送業者に協力を要請する。

3 航空輸送体制

- 陸上輸送が困難な場合には、県に対しヘリコプター等航空機による輸送を要請する。
- ヘリコプターの離着陸は、あらかじめ定めたヘリポート<資料編5-6 ヘリポート基地予定場所一覧表>で行うことを原則とする。
- 市は、あらかじめ定めたヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県方面本部に報告する。

4 緊急輸送のための燃料確保対策

区 分	内 容
自動車燃料	<ul style="list-style-type: none"> ・市有車両、その他市の災害応急対策を実施するため必要な燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。 ・市は、緊急車両等に対する優先的な給油が実施されるよう調整を行うとともに、燃料の不足が見込まれる場合は、供給を要請する。 ・給油所等の稼動状況及び燃料保有状況について、関係者間で共有する。

5 輸送の調整等

市及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは災害対策本部において調整を行う。なお、この場合、次により調整することを原則とする。

優先順位	内 容
第 1 順位	市民の生命の安全を確保するために必要な輸送
第 2 順位	災害の拡大防止のために必要な輸送
第 3 順位	災害応急対策のために必要な輸送

6 防災関係機関の緊急輸送活動

防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は災害対策本部に必要な措置を要請するものとする。

7 災害救助法の規定による輸送の範囲

区 分	内 容
輸送の範囲	ア 被災者の避難に係る支援 イ 医療及び助産 ウ 被災者の救出 エ 飲料水の供給 オ 死体の搜索 カ 死体の処理 キ 救済用物資の整理配分 ただし、特に必要な場合には事前に知事の同意を得た上で、上記以外についても輸送を実施することができる。
実施期間	前項の各救助の実施期間 ただし、事前に知事と協議の上で、必要最小限度の期間を延長することができる。
費用の限度	当該地域における通常の実費

第22節 交通応急対策計画

交通施設に係る災害に際して、自動車運転者、市長、道路管理者、県公安委員会、鉄道事業者等の実施すべき応急措置の大綱を定め、もって応急作業の効率化を図るとともに、被災者及び救助物資等の輸送の円滑化を図る。

1 陸上交通の確保の基本方針

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、国土交通省、県、中日本高速道路株式会社、自衛隊、鉄道事業者等の協力を求め主要道路及び鉄道の被害状況について情報の収集を行う。 ・県公安委員会（県警察）は、緊急交通を確保するため、区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を禁止又は制限することができる。 ・道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、区域を定めて道路の通行を禁止又は制限する。 ・この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。 ・県公安委員会（県警察）及び道路管理者は、相互に連絡を保ち交通規制の適切な運用を図る。 ・道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるように必要な措置を行う。
------	--

2 自動車運転者の取るべき措置

区 分	内 容
緊急地震速報を聞いたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。 ・急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。 ・大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。
地震等が発生したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。 イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。 ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。 ・地震発生時は、避難のために車両を使用しないこと。 ・災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。なお、災害対策基本法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間（以下「指定道路区間」という）においても、同様とする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所 (イ) 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所 イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。 ウ 通行禁止区域内又は指定道路区間において、警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

3 道路管理者の実施事項

区 分	内 容
応急態勢の確立	道路管理者は、異常気象、トンネル火災等による災害が発生した時は、非常呼集等により速やかに応急態勢を確立し、応急対策を実施するものとする。
主要交通路等の確保	主要な道路、橋梁の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の際により、随時迂回路を設定する。
災害時における通行の禁止又は制限	<ul style="list-style-type: none"> 道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。 道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。 道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当なまわり道を道路標識により明示する。
放置車両の移動等	放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者は災害対策基本法に基づく区間指定を行い、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者自ら車両の移動等を行うものとする。
道路の 応急復旧	<p>ア 応急復旧の実施責任者 道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。</p>
	<p>イ 市長の責務</p> <p>(ア) 他の道路管理者に対する通報 市長は、市内の国道、県道等、他の管理者に属する道路が損壊等により、通行に支障をきたすことを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請するものとする。</p> <p>(イ) 緊急の場合における応急復旧 市長は、事態が緊急を要し、当該道路管理者に通報し、応急復旧を待っていないとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便益を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。</p> <p>(ウ) 知事に対する応援要請 市長は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し応援を求める。</p>
	<p>ウ 応急復旧、仮設道路の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路管理者は、建設業協会等の協力を求め道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。 既設道路のすべてが損壊し、他に交通の方法がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要が生じた場合は、県及び市が協議し、実施責任の範囲を定め所要の措置を講ずるものとする。
経費の負担区分	<p>ア 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。</p>
	<p>イ 緊急の場合における応急復旧の経費 市長が、市内で他の管理者に属する道路の緊急応急復旧をした場合の経費は当該道路の管理者が負担するものとする。ただし、当該管理者が支弁するいとまがない場合は、市長がその経費の一部繰替支弁をすることができるものとする。</p>
	<p>ウ 仮設道路の設置に要する経費 新たに応急仮設道路を設置した場合の経費はその都度県及び市が協議して、経費の負担区分を定めるものとする。</p>

4 市長、知事、県公安委員会の実施事項

区 分	内 容
災害時における交通の規制等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県公安委員会は、本県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両(①道路交通法第39条第1項の緊急自動車、②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両)以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。 ・ 県公安委員会(県警察)は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止するものとする。 ・ 市長及び知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定するものとする。 ・ 県公安委員会は、上記のため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。 ・ 知事は、道路管理者である指定都市以外の市町に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。 ・ 県公安委員会(県警察)は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保するものとする。
警察官等の措置命令等	<p>ア 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。</p> <p>イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。</p> <p>ウ 警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p> <p>エ 警察官がその場にはいない場合に限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p> <p>オ 道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するためア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p>
除去障害物の処分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等に処分する。 ・ 適当な処分場所がない場合は避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。
通行の禁止又は制限に係る標示	<p>県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した「通行の禁止又は制限についての標示」を設置しなければならない。</p>

緊急通行車両の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・知事又は県公安委員会は、緊急通行車両②の使用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。 ・確認後は当該車両の使用者に対し、「緊急標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付するものとする。
緊急通行車両の事前届け出	<ul style="list-style-type: none"> ・指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して事前の届出をすることができる。 ・県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認められたものについて「緊急通行車両事前届出済証」を交付するものとする。 ・事前届出済証の交付を受けている車両に対する確認は、他に優先して行われ、確認のため必要な審査も省略される。
交通の危険防止のための通行の禁止又は制限	<ul style="list-style-type: none"> ・警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において一時通行を禁止し、又は制限するものとする。 ・道路管理者は道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

5 鉄道事業者の実施事項

区 分	内 容
応急態勢の確立	鉄道事業者は、鉄道施設に係る災害が発生した時は、災害対策本部の設置等により社内の応急態勢の確立を図る。
代行輸送等の実施	路線等の被害により、列車の通行が不能となった時は、折り返し運転、バス等による代行運転により輸送の確保に努める。
応急復旧の実施	崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等応急復旧を要する被害が生じたときは、工事関係者、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じて崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。

6 有料道路の通行

被害応急対策のため、有料道路を通行しなければならない場合は、あらかじめ当該道路の管理者と協議するものとする。

7 交通マネジメント

市は、必要と認めるときは、県に対し「静岡県災害時交通マネジメント検討会」の開催を要請することができる。

注1) 「静岡県災害時交通マネジメント検討会」とは、災害応急復旧時に渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的として、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所が組織する。

注2) 「交通システムマネジメント」とは、道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組を指す。

注3) 「交通需要マネジメント」とは、自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより道路交通の混雑を緩和していく取組を指す。

第23節 応急教育計画

幼稚園、小学校、中学校（以下この節において「学校」という。）の園児、児童、生徒、教職員及び施設、設備が災害を受け正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策の概要を示す。

1 基本方針

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・市教育委員会は、公立学校に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校及び幼稚園の地震防災応急計画書」等により、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施を指導する。また、私立学校に対しては、県がこの指針に準じた対策を実施するよう指導することとなっている。 ・応急教育のための施設又は教職員の確保等について、市又は市教育委員会は必要に応じて、県教育委員会にその措置を要請する。 ・学校は、地域の特性や学校の実態及び予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。 ・学校は、災害発生直後の教職員の行動をシミュレーションするため、学校ごとの被害想定に応じた教職員の行動マニュアルの検討を行う。 ・中学生等は、教職員の指導監督のもと、学校の施設及び設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救援活動等に可能な範囲で協力する。
------	---

2 計画の作成

区 分	内 容										
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別を考慮する。 ・計画に定める項目は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 学校の防災組織と教職員の任務 イ 教職員動員計画 ウ 情報連絡活動 エ 生徒等の安全確保のための措置 オ 施設・設備の確保 カ その他、「学校及び幼稚園の地震防災応急計画書」等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策 										
各 学 校 の 教 職 員 の 行 動 マ ニ ュ ア ル	<p>実効性のある災害応急対策の計画とするため、災害発生直後の時系列での各学校の教職員の活動を想定した情報連絡活動、生徒等の安全確保のための措置、被害状況の把握、施設・設備の確保、教育再開の決定・連絡等のマニュアルを作成し、災害発生時には本マニュアルに基づいて行動する。</p>										
応 急 教 育	<p>計画の作成及び実施に当たっては、次の事項に留意する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">被害状況の把握</td> <td>生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施設・設備の確保</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。 ・被害の状況により、必要に応じて市又は地域住民等の協力を求める。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育再開の決定・連絡</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所、生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。 ・教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育環境の整備</td> <td>不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">給食業務の再開</td> <td>施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。</td> </tr> </table>	被害状況の把握	生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。	施設・設備の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。 ・被害の状況により、必要に応じて市又は地域住民等の協力を求める。 	教育再開の決定・連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所、生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。 ・教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。 	教育環境の整備	不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。	給食業務の再開	施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。
被害状況の把握	生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。										
施設・設備の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。 ・被害の状況により、必要に応じて市又は地域住民等の協力を求める。 										
教育再開の決定・連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所、生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。 ・教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。 										
教育環境の整備	不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。										
給食業務の再開	施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。										

	<p>学校が地域の避難所となる場合の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。 避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市と必要な協議を行う。
	<p>生徒等の心のケア</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒等の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。 各学校等は、被災者に対するSNS等による、差別や偏見、誹謗中傷等の予防に努める。

3 災害救助法に基づく実施事項（知事の委任により実施）

区 分	内 容
学用品の給与を受ける者	住家の全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある児童、生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部及び高等部生徒を含む。）
学用品の品目	ア 教科書及び教材 イ 文房具 ウ 通学用品
実 施 期 間	災害発生の日から次の期間に給与する。 教科書（教材を含む） 1ヵ月以内 文房具及び通学用品 15日以内 ただし、知事の同意の上で、必要最小限の期間を延長することができる。
費 用 の 限 度	<資料編12-3 災害救助法費用限度額>のとおり

4 実施方法

区 分	内 容
学用品給与の方法	<ul style="list-style-type: none"> 給与の対象となる生徒、児童の人員数は、り災者名簿と当該学校における学籍簿等と照合し、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握する。 児童及び生徒の判定の時点は原則として、災害発生の日とする。 公立小中学校で使用する教科書は、各学校にて学年別、教科別、発行者別に調査集計後、市教育委員会を通じて県教育委員会に報告し、必要数量を給与する。 私立小中学校、高等学校及び特別支援学校で使用する教科書は、各学校が学年別、教科別、発行者別に調査集計後、県教育委員会へ報告し、必要数量を給与する。 公立小中学校で使用する通学用品、文房具は被害状況別、小中学校別に学用品購入（配分）計画表を作成し、これにより購入配分する。 給与品目は、各人の被害状況程度等実情に応じ、特定品目に重点を置くことも差し支えない。 教材は、教育委員会に届出又は承認を受けて使用している事実をあらかじめ確認のうえ給与する。
学用品の調達	協定業者が、災害時に対処するものとする。
応急教育等の実施事項	ア 分散授業又は2部授業の実施 イ 市有施設、近接小・中学校の一時借用

	ウ 教職員の確保 エ 文教施設の応急復旧対策計画 オ 学校給食
県に対する要請	市長は、学用品の調達、応急教育の実施等が困難な場合は、次の事項により、知事に要請する。 ア 応急教育施設あっせん確保 イ 集団移動による応急教育のあっせん及び応急教育の実施指導 ウ 応急教育の指導及び教育施設の復旧指導 エ 教職員の派遣充当 オ 学校給食に代わる食事に必要な食料等の調達あっせん

第24節 社会福祉計画

市は、被災者に対する生活保護法の適用、生活福祉資金等資金の貸付等を行うとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うほか、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

1 基本方針

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 市では、被災者の生活再建への取り組みを支援するための各種支援制度について、「支援漏れ」や「手続き重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約する被災者台帳を作成し、被災者支援統合システムを運用する。 市その他の救護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。 市は、速やかに各分野の職員をもって生活相談所を開設し、県健康福祉センターはこれに協力するものとする。 生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次、実効のある当面の措置を講ずる。 市長は、各実施機関の体制をもってしては、援護措置が困難な場合は、応援要員の派遣を知事に要請する。
------	---

2 実施事項

区 分	内 容	
り災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急措置	ア	り災社会福祉施設の応急復旧
	イ	り災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護のあっせん
	ウ	臨時保育所の開設指導及び職員のあっせん ＜資料編10-5 保育所・児童養護施設一覧表＞のとおりである。
り災低所得者に対する生活保護の適用		
り災者の生活相談	実施機関	市（被害の大きい場合は県と共催）
	相談種目	生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談
	協力機関	県、社会福祉協議会（県・市）、静岡県災害対策士業連絡会、法テラス静岡、三島市民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県支部、その他関係機関
り災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け	実施機関	社会福祉協議会（県・市）
	協力機関	県、市、三島市民生委員・児童委員
	貸付対象	り災低所得世帯（災害により低所得世帯となった者も含む。）

	貸付額	生活福祉資金貸付金制度要綱による。	
り災母子・父子・寡婦世帯等に対する母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け	実施機関	県	
	協力機関	市、三島市民生委員・児童委員、母子福祉協力員	
	貸付対象	り災母子・父子・寡婦世帯(災害により母子父子寡婦世帯等となった者を含む。)	
	貸付額	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第7条に規定する額(母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の概要)	
り災身体障がい児者に対する補装具の交付等	実施機関	児童	県、市
		18歳以上	市
	協力機関	児童	三島市民生委員・児童委員、身体障害者相談員
		18歳以上	三島市民生委員・児童委員、身体障害者相談員、身体障害者更生相談所
	対象	り災身体障がい児者	
交付等の内容	ア 災害により補装具を亡失又はき損した身体障がい児者に対する修理又は交付 イ 災害により負傷又は疾病にかかった者の更生(育成)医療の給付 ウ り災身体障がい児者の更生相談		
災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け	実施機関	市	
	支給及び貸付対象	災害弔慰金	自然災害により死亡した者の遺族
		災害障害見舞金	自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者
		災害援護資金	り災世帯主
支給及び貸付額	三島市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第7号)の定めるところによる。 <資料編12-4 災害弔慰金の支給等に関する条例>		
被災者(自立)生活再建支援制度	実施機関	(財)都道府県会館(県単制度は県)	
	支給対象	住宅に全壊・大規模半壊等の被害を受けた世帯	
	支給額	被災者生活再建支援法第3条に定める額	
義援金の募集及び配分	実施機関	県、市	
	協力機関	教育委員会(県、市)、社会福祉協議会(県、市)、報道機関、日本赤十字社静岡県支部、自治会、県共同募金会、その他関係機関	
	募集方法	災害の程度を考慮してその都度関係機関で募集委員会を設けて協議決定	
	配分方法	関係機関で配分委員会を設け、協議決定する。	
義援品の受け入れ	実施機関	県、市	
	協力機関	報道機関、その他関係機関	
	受入方法	被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受け入れの調整に努める。	

第25節 消防計画

各種災害に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、災害による被害の軽減を図

る。

区 分	内 容
消防活動体制	<ul style="list-style-type: none"> ・消防本部は、各種災害が発生した場合においては、これらの災害による被害の軽減を図るため、富士山南東消防本部消防計画に基づき、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。 ・地震災害に際しては、その特殊性に着目して、同時多発火災に対処しうるよう特に配慮するものとする。
広域協力活動体制	<p>市長は、消防本部からの情報を受け、災害が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援要請を行うものとする。その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。</p> <p>ア その災害が他の市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合 イ 消防本部の消防力では、防御が著しく困難と認める場合 ウ その災害を防御するため、他の市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合</p>

第26節 水防計画

河川等の洪水等による災害を警戒・防御し、これらによる被害を軽減するための水防上必要な情報の収集、予警報の伝達、避難、水防資機材の整備運用等について、県の水防本部と緊密な連携のもと水防法第33条の規定により策定する三島市水防計画に基づき実施するものとする。

第27節 応援協力計画

被災地の応急作業を助け、かつ復興意欲の振興を図るため、民間団体等の応援協力を必要とする場合の実施事項を定めるものとする。

1 要請の実施基準

区 分	内 容
要 請 基 準	市長は必要と認めるときは、要請対象団体のうちから適宜、募集又は指定して要請するものとする。
協 力 要 請 対 象 団 体	ア 青年団及び男女共同参画団体 イ 大学及び高校の学生・生徒 ウ 県立専修学校及び県立各種講習施設等の学生・生徒 エ 赤十字奉仕団 オ ボランティア団体

2 実施方法

区 分	内 容
青年団及び男女共同参画団体に対する応援協力要請	<ul style="list-style-type: none"> ・要請は当該青年団にあつては団体の所属する市の青年団の長、男女共同参画団体にあつては県男女共同参画センター運営主体、県地域女性団体連絡協議会の長等に対して行うものとする。 ・応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関する必要事項については、その都度連絡するものとする。
大学及び高校の学生・生徒に対する応援協力要請	<ul style="list-style-type: none"> ・要請は当該学生、生徒の所属する学校の長に対して行うものとする。 ・応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関する必要事項については、その都度連絡するものとする。
県立専修学校	活用人員、作業内容、作業場所、集合場所その他活用に関する必要事項につ

及び各種講習施設等の学生・生徒の活用	いてその都度連絡するものとする。
赤十字奉仕団への協力要請	要請は日本赤十字社静岡県支部に対して行い、作業内容、作業場所、集合場所その他必要事項を連絡し、活動に支障のないよう措置するものとする。

3 県及び市町村からの応援要請

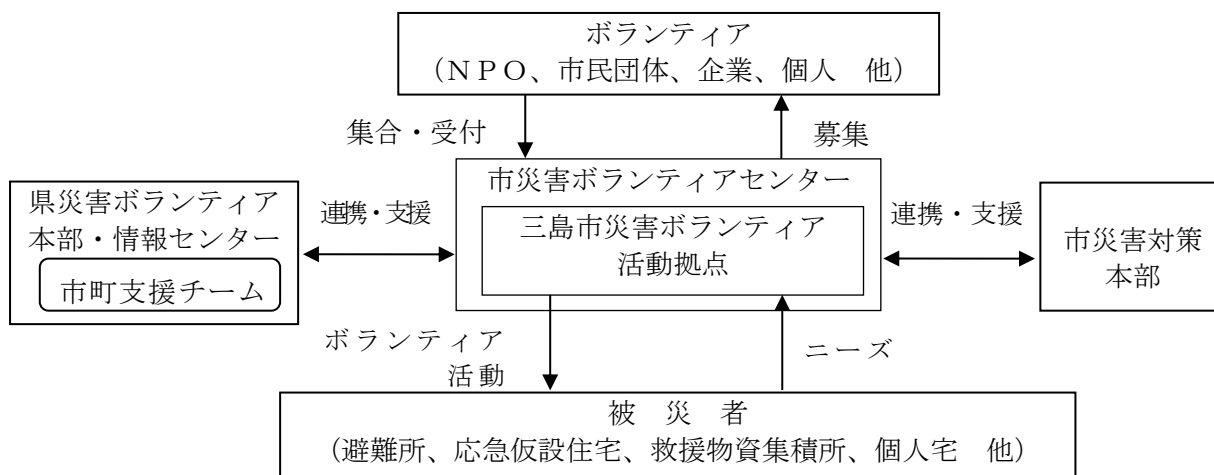
市長は、知事又は他の地方公共団体の長から応援を求められたときは、特別の事情がない限り、その求めに応ずるものとする。

第28節 ボランティア活動支援計画

市は、ボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重し、社会福祉協議会や災害ボランティアコーディネーター三島との連携を図りながらボランティアの受入体制を整備し、被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるようその活動の支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。

区 分	内 容
基本方針	応急対策に関する様々な局面において、情報を一元化しボランティアの能力が最大限に発揮されるよう、ボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重しつつ、「三島市災害ボランティアセンター運営マニュアル」に基づき、ボランティアの受入体制を速やかに整える。
市災害ボランティアセンターの設置及び運用	<ul style="list-style-type: none"> 市は、災害ボランティアの必要性に応じて、あらかじめ定めた施設に社会福祉協議会等と連携して、災害ボランティアセンターを設置し、次の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 災害ボランティアセンターの総務 イ 市災害対策本部との連携 ウ ボランティア募集の情報発信 エ 県ボランティア本部・情報センターとの連携 市災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会の職員及び災害ボランティアコーディネーター等で構成し、運営する。 市は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として市災害ボランティアセンターに配置し、その活動を支援する。
市災害ボランティア活動拠点の設置	<ul style="list-style-type: none"> 市は、必要により、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。 市は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。
ボランティア団体等に対する情報の提供	市は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。
ボランティア活動資機材の提供	市は、災害ボランティアセンター及び災害ボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

【災害時のボランティア受入体制図】



第29節 自衛隊派遣要請計画

災害時における自衛隊の派遣要請を行う場合等の必要事項を明らかにする。

1 災害派遣要請の要求の範囲

- 自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として天災地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要と認める場合において、次の3要件を満たすものである。
- 具体的内容は、災害の状況、他の機関等の活動状況の他、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次のとおりとする。

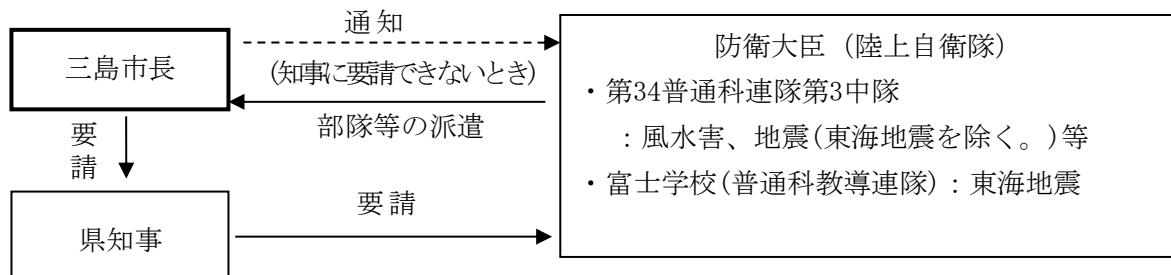
区分	内 容	
要請の要件	緊 急 性	差し迫った必要性があること
	公 共 性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること
	非 代 替 性	自衛隊が派遣される以外に適切な手段がないこと
要請内容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
	避難の援助	避難の指示による避難者の誘導及び輸送などの援助
	遭難者等の捜索救助	遭難者等の捜索及び救助活動
	水防活動	土のう作成、運搬、積込み等の水防活動
	消防活動	利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関と協力した消火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
	道路又は水路の啓開	道路もしくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去
	応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動（薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）
	人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
	給食、給水及び入浴支援	被災者に対する給食、給水及び入浴支援
物資の無償貸付及び譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品を	

		無償貸付及び救じゅつ品を譲与
	危険物の保安及び除去	自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
	防災要員等の輸送	
	連絡幹部の派遣	
	その他	その他市長が必要と認めるものについては、関係部隊の長と協議して決定する。

2 災害派遣要請

区 分	内 容
要 請 者	知事
要 請 手 続	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対し次の事項を明示した要請書により自衛隊派遣を要請する。 ・突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、市防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。 ・知事への要求ができない場合には、その旨及び該当地域に係る災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知すること。
要請書記載事項	ア 災害時の状況及び派遣を要請する理由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ その他参考となるべき事項
自 主 派 遣	自衛隊の災害派遣は、県知事から要請することを原則とするが、要請による災害派遣を補完する措置として、次のような場合に要請を待たないで部隊を派遣することがある。 <ul style="list-style-type: none"> ア 大規模な地震が発生した場合の情報収集する場合 イ 通信の途絶等により県知事などが要請を行うことができないと認められるときで、直ちに救援の措置をとる必要がある場合 ウ 地震災害に際し、特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合 この場合には、自衛隊の連絡員等により速やかに県知事及び市災害対策本部へ部隊派遣に関する情報を伝達する。

【自衛隊派遣要請の流れ】



【陸上自衛隊緊急時連絡先一覧】

部隊名 (駐屯地)	時間内 (時間外)	電話番号	県防災行政無線	
		代表番号	音 声	F A X
第34普通科連隊 (板妻駐屯地)	第3科長 (駐屯地当直司令)	御殿場 0550-89-1310 時間内内線 235、236、237 時間外内線 301、302	地上系：5発信 衛星系：8発信 150-9000~9002	地上系：5発信 衛星系：8発信 150-8001
富士学校 (富士駐屯地)	企画室総括班長又は防衛業計係長 (駐屯地当直司令)	須走 0550-75-2311 時間内内線 2200、2234 時間外内線 2302	地上系：5発信 衛星系：8発信 151-9000~9002	地上系：5発信 衛星系：8発信 151-8001
自衛隊静岡地方協力本部	総務課国民保護・災害対策連絡調整官(部隊当直)	静岡 054-261-3151	—	—

3 災害派遣部隊の受入体制

区 分	内 容	
他の災害救助復旧機関との競合重複排除	市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。	
作業計画及び資材等の準備	市長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たって、なるべく実効性のある計画をたてるとともに、作業実施に必要な十分な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係のある管理者の了解をとりつけるよう配慮するものとする。	
作業実施に必要な物資・資機材等	市長は、作業実施に必要な物資及び資機材等の調達が困難又は不可能な場合は、他の計画の定めるところにより、県へ要請するものとする。	
自衛隊との連絡交渉の窓口の一本化	市長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口は危機管理監に一本化するものとする。	
派遣部隊の受入れ	市長は、派遣された部隊に対し、次の基準に基づき各種施設等を準備するものとする。	
	活動拠点	南二日町広場を基本とし、被災状況により他の広場を活用する。
	ヘリコプター発着場所	市長がヘリポート基地予定場所の中から指定する場所
	本部事務室	派遣人員の約1割が事務をとるのに必要な室、机、椅子等を可能な限り市役所庁舎内に指定する。
	宿舎等	屋内施設(学校、公民館等)とし、隊員の宿泊は一人1畳を基準とし、水、トイレ、地図等の確保又は提供を努める。
	材料置場・炊事場	屋外の適当な広場
駐車場	適当な広場(車1台の基準は3m×8mである。)	

4 災害派遣部隊の撤収要請

市長は災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう、知事及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行うものとする。

5 経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業のため必要とする資機材、宿泊施設等の借上料及び損

料、光熱水費、通信運搬費、消耗品等の費用は原則として市が負担するものとする。

6 その他

市以外の防災関係機関は自衛隊の災害派遣要請に関し、知事に必要な情報提供を行うよう努めるものとする。

第30節 県防災ヘリコプター支援要請計画

災害時における県防災ヘリコプターの支援要請について、必要な事項を明らかにし、円滑な活動を図る。

区 分	内 容
支 援 の 要 請	<p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で次の事項に該当するとき、市長は知事に支援の要請をする。</p> <p>ア 林野火災、高層建築物火災等の大規模災害が発生し、災害が拡大して防衛が困難となり、かつ、人命、人家等に多大な危険の生ずるおそれのあるとき</p> <p>イ 救急業務のうち、特に緊急の必要があり、かつ、他に手段が無いと判断したとき</p>

第31節 電力施設災害応急対策計画

災害発生に際し、被災地に対する電力供給を確保するため電力会社の実施体制及び連絡方法について定めるものとする。

区 分	内 容
応急措置の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急措置の実施は東京電力パワーグリッド(株)防災業務計画により実施する。 ・ 電力施設復旧に当たっては、市をはじめとする関係機関と十分連絡をとり措置するものとする。 ・ 特に災害対策拠点施設(市庁舎他)、災害拠点病院、救護医院、救護所、ライフライン関係施設を優先的に復旧するよう調整するものとする。
市との協議連絡	被災地に対する電力供給を確保するための電力施設復旧の処理にあつては、市と十分連絡をとるとともに必要に応じ県と協議して措置するものとする。

第32節 下水道災害応急対策計画

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、仮設ポンプによる仮排水又は仮設沈殿池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

第33節 突発的災害に係る応急対策計画

航空機の墜落や列車の転覆、ガス爆発などの突発的災害により、多数の死傷者が発生した場合、迅速な被災者の救出・救助等に必要な措置を定めるものとする。

1 突発的災害応急体制

区 分	内 容
設 置 基 準	<p>ア 多数の死傷者を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき(航空機の墜落、列車の転覆又はガス爆発などの事故)</p> <p>イ その他市長が指令したとき</p>

組 織	保健・危機管理担当課及び必要な部署並びに消防本部を中心に組織する。
任 務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急対策の基本方針の決定に資するため、初期の情報活動を行う。 ・ 災害発生直後には速やかに当該災害の規模を把握するため概括的な情報を収集するように特に留意する。 ・ 必要に応じ、災害対策本部設置までの間、救援物資集積所、臨時ヘリポートの確保など事後の災害応急対策が延滞なく行えるよう手配する。
消防本部の県、国への報告	<p>消防本部は多数の死傷者を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、次の事項を明らかにし、「火災・災害等即報要領」様式1～4により、直ちに県危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡する。</p> <p>ア 発生日時、場所 イ 被害の状況 ウ 応急対策の状況 エ 自衛隊、日赤又は医師の派遣の必要性 (派遣を必要とする場合には、必要人員、必要な援助活動などを明らかにすること)</p>
医療救護活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて、救護所を設置するなど適切な医療救護活動を実施するものとする。 ・ 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じてトリアージタグを活用し、効率的な活動に努めるものとする。

【静岡県デジタル無線】 地上系：5発信、衛星系：8発信

局 名	電話番号	F A X 番号	N T T 有線
県 庁 危 機 管 理 部	100-6030	100-6250	TEL 054-221-2072 FAX 054-221-3252
東 部 方 面 本 部 県 東 部 地 域 局	103-6010 103-6400～6404	103-6080 103-6405～6409	TEL 055-920-2180 FAX 055-920-2009

【消防庁応急対策室】

区 分		地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線	N T T 有線
平 日 (9:30～ 18:15)	電 話	8-048-500-90-49013	8-90-49013	03-5253-7527
	F A X	8-048-500-90-49033	8-90-49033	03-5253-7537
上 記 以 外	電 話	8-048-500-90-49102	8-90-49102	03-5253-7777
	F A X	8-048-500-90-49036	8-90-49036	03-5253-7553

2 災害対策本部の設置

突発的災害応急体制による情報収集の結果、本部長を中心とした本格的な支援体制を組む必要があると判断した場合、災害対策本部を設置する。

3 非常体制

被災の規模が大きく、救護業務等における迅速な対応が困難とされる場合には、市長の指示に基づき災害対策本部の体制を第1配備から必要に応じた体制に切り換える。

4 災害対策本部の廃止

本部長は、災害発生時における応急措置がおおむね完了したときは、本部を廃止するものとする。その際、本部設置時に連絡した機関に連絡する。

「火災・災害等即報要領」様式1～4

この連絡票は、多数の死傷者を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合の緊急連絡用のものです。FAX又は電話により、直ちに県危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡してください。

第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他							
出火場所								
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時		(月 日 時 分) 月 日 時 分			
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)					
出火箇所			出火原因					
死傷者	死者(性別・年齢)		人		死者の生じた理由			
	負傷者	重症	人					
		中等症	人					
		軽症	人					
建物の概要	構造		建築面積		㎡			
	階層		延べ面積		㎡			
焼損程度	焼損棟数	全焼	棟	計	棟	焼損面積	建物焼損床面積	㎡
		半焼	棟				建物焼損表面積	㎡
		部分焼	棟				林野焼損面積	ha
		ぼや	棟					
り災世帯数			世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台		人			
	消防回		台		人			
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機		人			
救急・救助活動状況								
災害対策本部等の設置状況								
その他参考事項								

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分)		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()		物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高危険在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()				
施設の概要	危険物施設の区分				
事故の概要					
死傷者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人(人)		
			重症	人(人)	
		中等症	人(人)		
		軽症	人(人)		
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況			出場機関	出場人員	出場資機材
			事業所 自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
			消防本部(署)	台 人	
			消防団	台 人	
			消防隊ヘリコプター	人	
			海上保安庁	人	
警戒区域の設定 月 日 時 分		自衛隊	人		
使用停止命令 月 日 時 分		その他	人		
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対応事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢)	負傷者等	人(人)	
	計 人	{ 重症 人(人) 中等症 人(人) 軽症 人(人)		
不明	人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所											発生日時	年 月 日 時 分
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟			
		不明	人	軽傷	人		半壊	棟	床下浸水	棟			
							一部破損	棟	未分類	棟			
	119番通報の件数												
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)					(市町村)						
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況												
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

- (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）
- (注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第34節 市有施設及び設備等の対策計画

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な市有施設・設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

1 無線通信施設

区 分	内 容
県 防 災 行 政 無 線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県と市との連絡に障害のある場合は、孤立防止用衛星電話、防災相互無線及び消防無線等を使用して応急回線を設定し、県方面本部との通信を確保する。 ・ 市端末局に障害がある場合は、基盤交換による応急措置を行い、通信の確保を図る。
市 防 災 行 政 無 線	基地局の作動状況を確認し、障害がある場合又は移動局に障害が生じた場合は、あらかじめ定めた業者等に依頼し速やかな復旧措置を講ずる。
I P 無 線	無線機に障害がある場合は、速やかな復旧措置を講ずる。
簡 易 無 線	無線機に障害がある場合は、速やかな復旧措置を講ずる。
同時通報用 無 線	基地局の作動状況を確認し、障害がある場合又は受信局に障害が生じた場合は、あらかじめ定めた業者等に依頼し速やかな復旧措置を講ずる。

2 公共施設等

区 分	内 容	
道 路	被害状況の収集、施設の点検、情報連絡	道路管理者相互に連携し、パトロール等により被害情報の収集、橋梁等施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	応急措置の実施、2次災害の防止	県公安委員会及び道路管理者相互に連携し、必要な交通規制措置を講ずるとともに、緊急輸送路を基本とし、迂回路の設定、障害物の除去等の応急措置を講ずる。
	緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施	緊急輸送路の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。
河 川	被害情報の収集、施設の点検、情報連絡	パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	応急措置の実施、2次被害の防止	従前の防災機能が損なわれ2次災害の恐れのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。
	資機材の確保、応急復旧工事の実施	施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。
	住民への連絡	避難等が必要な場合は、速やかに当該住民へ状況の連絡に努める。
砂 防 、 地すべり、 急傾斜地等	被害情報の収集、施設の点検、情報連絡	パトロール、地域住民からの情報連絡等により、指定地等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	応急措置の実施、2次災害の防止	2次災害のおそれのある場合、危険箇所への立入禁止措置等、必要な応急措置を講ずる。
	資機材の確保	2次災害の発生等、危険性を勘案のうえ、必要に応じ「災

	保、応急工事の 実 施	害時における緊急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、必要な応急工事を実施する。
	住民への連絡	避難等が必要な場合は、速やかに当該地域の住民へ状況の連絡に努める。
中郷温水池及び用水路	被害状況の把握	中郷温水池及び用水路の被害状況を調査する。
	住民への連絡	施設等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに被害の及ぶ恐れのある下流域の住民に対し、避難指示等必要な措置を取る。
市庁舎及び災害応急対策上重要な庁舎等	被害状況の把握	庁舎管理者は、市庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎の施設及び設備を点検し、被害状況を確認する。
	緊急措置の実施	施設及び設備が破損した場合は、防災機関として機能に支障のないよう緊急措置を講ずる。
危険物保有施設	発火危険物、有毒薬品、有毒ガスに起因する爆発、中毒等の事故防止のため必要な応急措置を講ずる。	
水道用水供給施設	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生状況に応じて、取水、送水を停止し、施設の被害状況を調査し必要な措置を講ずる。 ・被害の拡大防止と応急復旧を行い、用水の確保に努める。 	
下水道施設	終末処理場、衛生プラント、下水道管路等の下水道施設の被害状況調査を実施し、必要な応急措置を講ずる。	
公園・街路樹	公園・街路樹・公園内のトイレの被害状況調査を実施し、2次災害のおそれのある場合、危険な公園への立入禁止措置等必要な応急措置を講ずる。	
保育施設	保育所、放課後児童クラブ等の保育施設の被害状況調査を実施し、2次災害のおそれのある場合、危険箇所への立入禁止措置等必要な応急措置を講ずる。	
体育施設	体育施設の被害状況調査を実施し、2次災害のおそれのある場合、危険箇所への立入禁止措置等必要な応急措置を講ずる。	
教育施設	小中学校・幼稚園等の被害状況調査を実施し、2次災害のおそれのある場合、危険箇所への立入禁止措置等必要な応急措置を講ずる。	
生涯学習・青少年教育施設	市民生涯学習センター・公民館・箱根の里の被害状況調査を実施し、2次災害のおそれのある場合、危険箇所への立入禁止措置等必要な応急措置を講ずる。	
市民文化会館	市民文化会館の被害状況調査を実施し、2次災害のおそれのある場合、危険箇所への立入禁止措置等必要な応急措置を講ずる。	

3 コンピュータ

- コンピュータ・システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。
- 保守・システム納入業者とサーバー、パソコン端末の調達方法及び発災直後の応急復旧の協定を締結し、コンピュータ・システムに障害が生じた場合には、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。
- 遠隔地にバックアップデータを保管し、迅速に復旧できるよう体制を整えておく。

【復旧・復興期】

第4章 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、【第3章 災害応急対策計画】に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、おおむね次に掲げる事業について計画を策定するものとする。

なお、他の地方公共団体に対し職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度等を活用するものとする。

- | |
|----------------------|
| ア 公共土木施設災害復旧計画 |
| (ア) 河川公共土木施設災害復旧事業計画 |
| (イ) 砂防施設災害復旧事業計画 |
| (ウ) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画 |
| (エ) 道路公共土木施設災害復旧事業計画 |
| イ 農林業施設災害復旧事業計画 |
| ウ 都市災害復旧事業計画 |
| エ 上水道災害復旧事業計画 |
| オ 公共用地災害復旧事業計画 |
| カ 住宅災害復旧事業計画 |
| キ 社会福祉施設災害復旧事業計画 |
| ク 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画 |
| ケ 学校教育施設災害復旧事業計画 |
| コ 社会教育施設災害復旧事業計画 |
| サ 被災中小企業復興計画 |
| シ その他の災害復旧事業計画 |

第1節 激甚災害の指定

大規模災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害に該当する場合には指定を受けるための手続きを行う。

基本方針	市は、被害調査に基づき、当該災害が激甚災害法及び同法に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずるものとする。
------	--

実施主体	内 容
市	・市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、県知事に報告する。 ・市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部署に提出しなければならない。

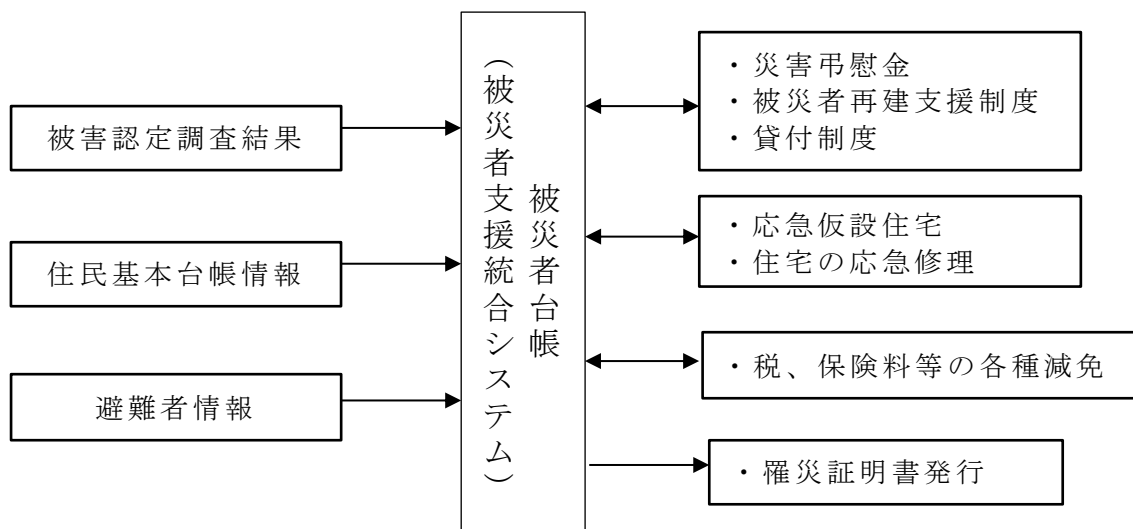
第2節 被災者の生活再建支援

1 被災者台帳の活用

- 災害からの一日も早い復興を成し遂げるためには、まず被災者自らが生活再建への意欲を持ち、様々な人々との協働や支援制度の活用を図りながら、取り組んでいくことが大切であり、市では、被災者の生活再建への取り組みを支援するため、各種の支援制度を用意している。
＜資料編12-5 三島市被災者支援制度一覧表＞
- これら支援について「支援漏れ」や「手続き重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総

合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約する被災者台帳を、被災者支援統合システムで管理及び運用する。

【被災者支援と被災者台帳】



2 災害弔慰金等の支給

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

区 分	内 容
支給対象者の把握	災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。
支給方法の決定及び支給	災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき支給する。

3 被災者の支援

市は、被災者が被災から速やかに生活再建できるよう、「被災者台帳の整備」や「災害ケースマネジメントの運用」、「被災者支援総合窓口の設置」及び各種被災者支援に関する制度の運用を図る。

実施主体	区 分	内 容
市	被災状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成するとともに、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の取組を行う。 ・被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。 <p>【県への報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 死亡者数 イ 負傷者数 ウ 全壊・半壊住宅数 等 <p>【被災者台帳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 氏名、生年月日、性別 イ 住所又は居所

		ウ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況 エ 援護の実施の状況 オ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由等
	罹災証明書の発行	・罹災証明書発行窓口を設置し、被害認定調査を基に希望者に罹災証明書を発行する。罹災証明書は遅滞無く発行する。 ・被害認定調査窓口を設置し再調査の希望に対応する。
	被災者支援総合窓口の設置	市は、被災者への迅速で的確な支援業務の実施を図るため、また、被災者が被災から速やかに生活再建できるよう、罹災証明書の申請・受付、発行、各種支援業務、相談業務等を行う被災者支援総合窓口を必要に応じ設置する。
	災害援護資金の貸付	「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。
	被災者生活再建支援金の申請受付等	被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。
	義援金の募集等	・市への義援金を受け付けるために、受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。 ・県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。
	市税の減免等	地方税法及び条例に基づき、市税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。
	各種保険料等の減免等	各種保険料、一部負担金等の減免等の被災者に対する支援措置を行う。
	幼稚園・保育園の保育料の減免	保育料の減額・免除等の被災者に対する支援措置を行う。
社会福祉協議会		生活福祉資金の貸付を実施する。
義援金募集・配分委員会（仮称）	義援金の受付	・義援金募集が決定された場合、実施機関相互が連携し、義援金の受付を開始するとともに、インターネット等を通じて周知する。 ・実施機関は、それぞれに送付された義援金を受け付け、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。
	義援金の配分	受け付けた義援金及び義援金収集体から送付された義援金は、すべて被災者に配分し、その配分割合は義援金募集・配分委員会において決定し、1次・2次配分など多段階に配分する。
	義援金の処理に関する監査及び配分状況の公表	義援金が公正かつ適正に配分されたことを被災者に示すため、義援金の処理に関する監査を行い、配分状況を公表する。

4 要配慮者の支援

要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。

生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が災害から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。

区 分	内 容
被災状況の把握	・災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。 ・情報が不足している地域には補足調査を行う。 ア 要配慮者の被災状況及び生活実態

	イ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況
一時入所の実施	災害により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、市有施設への一時入所を実施する。
福祉サービスの拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・定員以上の入所者及び通所者を受け入れている市有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。 ・緊急通報システムの整備、巡回の実施等の在宅福祉サービスの充実を図る。 ・被災児童等については、学校巡回相談等を実施する。
健康管理の実施	応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。

第3節 風評被害の影響の軽減

区 分	内 容
正しい情報の提供	市は、災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する。
必要な検査等の実施	市は、科学的な知見に基づく客観的な根拠を示すデータ収集や事実を証明する検査などを実施し、数値や指標を用いた広報を実施する。
被害の拡大防止	必要に応じて、市長は安全宣言を行うほか、安全性をPRする広報を行うなど、風評被害の拡大防止に努める。
関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、国や県、関係機関・団体等と連携し、県内産物の販売促進や観光客等の誘客など積極的な風評被害対策を講じる。 ・迅速な対策を講じることができるよう、平時から関係機関・団体との連携構築等を行う。

原子力災害対策計画

第1節 総則

1 計画の目的

本計画は、中部電力株式会社浜岡原子力発電所の原子炉の運転及び事業所外運搬により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（事業所外運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害が発生した場合の本市の必要な対策等について定めたものである。

2 市の原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、市に係る原子力災害対策について、県地域防災計画原子力災害対策編（以下「県防災計画という。」）を基本とし作成したものである。

3 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲

県防災計画において、発電所から5km及び31kmを目安に防災資機材の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲として原子力災害対策重点区域（PAZ、UPZ）の種類及び範囲を、下表及び「資料編2-10 原子力防災対策用管内図」のとおり定めている。本市は中部電力株式会社浜岡原子力発電所から直線距離でおおよそ90km離れており、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域に該当していない。

区域の種類 区域の範囲	区域の種類 区域の範囲
PAZ（予防的防護措置を準備する区域）	御前崎市の全域 牧之原市の一部
UPZ（緊急防護措置を準備する区域）	牧之原市のPAZの範囲を除く全域、菊川市の全域、掛川市の全域、吉田町の全域、袋井市の全域、焼津市の全域、藤枝市の一部、島田市の一部、森町の一部、磐田市の一部

第2節 原子力事前対策

1 情報の収集・連絡体制の確保

県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、所在市、関係周辺市町、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとされている。

関係周辺市町以外である本市においても、避難先となる可能性があるため情報の収集や必要に応じて、県及び関係機関との連携体制を確保等の必要な体制をとる。

2 住民等への的確な情報伝達活動

住民等に対して必要な情報を的確かつわかりやすく伝達できるよう、その体制及び同報無線等設備の整備を図るものとする。

3 安定ヨウ素剤

本市は原子力災害対策重点区域外であるため、国の「原子力災害対策指針」等において、安定ヨウ素剤に関する具体的な措置等は定められていない。ただし、国の指針等の見直しに従い、必要に応じて具体的な措置等を定めることとする。

第3節 緊急事態応急対策

1 市民への情報伝達活動

市民への情報提供に当たっては県及び防災関係機関等と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にするものとする。また、様々な情報伝達手段を活用し、広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

2 屋内退避等の防護措置

県から屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起があった場合は、市としてとるべき具体的な措置の内容を県に確認し実施する。

さらに、放射性物質が放出された場合は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、運用上の介入レベル（O I L : Operational Interventional Level）に基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。

県は、市町から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示の対象地域、判断時期等について助言するものとされていることから、緊急時モニタリング結果から必要と認めるときは、国及び県に対し、市としてとるべき具体的な措置の内容について助言を求めるものとする。

3 原子力災害対策重点区域にかかる住民の受入れ

原子力災害が単独で発生し、原子力災害対策重点区域（P A Z、U P Z）にかかる住民の受入れを県から要請されたときは、「浜岡地域原子力災害広域避難計画」に基づき極力受け入れるものとする。